

第2回 クラウドファンディングを活用したまちづくりに関する検討会

次 第

日時:平成 27 年 6 月 16 日(火)14:00～

場所:(公財)都市計画協会会議室

開会

1.座長挨拶

2.議事

- (1) 第 1 回検討会での意見等について(事務局)
- (2) クラウドファンディングを活用したまちづくり推進マニュアル(骨子)について(事務局)
- (3) 意見交換

3.その他(連絡事項等)

閉会

<資料一覧>

- ・ 資料-1 第1回検討会の主な意見等
- ・ 資料-2 クラウドファンディングを活用したまちづくり推進マニュアル(骨子)
- ・ (参考資料-1)第 1 回検討会議事概要
- ・ (参考資料-2)地方公共団体によるクラウドファンディングの支援事例
- ・ (参考資料-3)ふるさと投資の手引き

クラウドファンディングを活用したまちづくりに関する検討会

参加者名簿

<有識者>

赤井 厚雄	早稲田大学総合研究機構 客員教授（座長）
浅海 義治	一般財団法人世田谷トラストまちづくり トラストまちづくり課長
大月 敏雄	東京大学大学院工学系研究科 教授
島崎 征夫	熊本県企画振興部 部長（第二回欠席）
島村 昌征	一般社団法人第二種金融商品取引業協会 事務局長
杉本 健	株式会社日本政策投資銀行 企業金融第6部部長（第二回欠席）
田苗 守	山形市商工観光部商工課長（第二回欠席）
谷山 智彦	株式会社野村総合研究所 上級研究員
堤 盛人	筑波大学大学院システム情報工学系社会工学域 教授
樋野 公宏	東京大学大学院工学系研究科 准教授

<国土交通省>

天河 宏文	都市局まちづくり推進課長
神谷 将広	都市局まちづくり推進課都市開発金融支援室長
小林 靖	土地・建設産業局不動産市場整備課長
	（代理）土地・建設産業局不動産市場整備課不動産投資市場整備室長 小林 正典 氏

<オブザーバー>

永原 誠	名古屋市住宅都市局都市計画部歴史まちづくり推進室調査企画係長
関岡 孝繕	京都市都市計画局まち再生・創造推進室 京町家保全活用課長
上原 智子	公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター事務局次長

<民間都市開発推進機構>

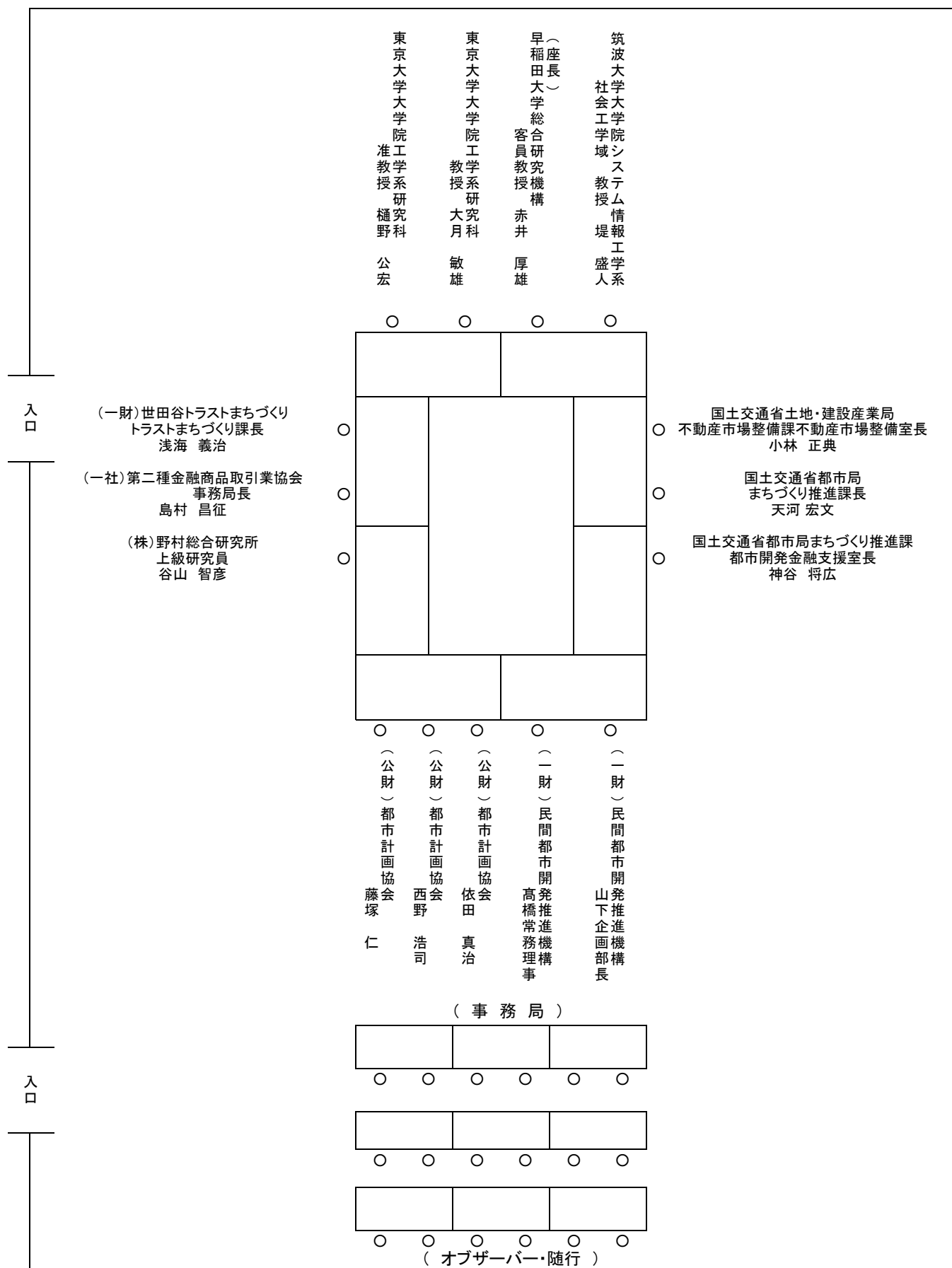
高橋 忍	一般財団法人民間都市開発推進機構常務理事
山下 浩一	一般財団法人民間都市開発推進機構企画部長
前川 健二	一般財団法人民間都市開発推進機構企画部調査計画課長

<都市計画協会（事務局）>

藤塚 仁	公益財団法人都市計画協会調査研究部長
依田 真治	公益財団法人都市計画協会調査研究部主任研究員
西野 浩司	公益財団法人都市計画協会調査研究部調査役
石神 絵里奈	公益財団法人都市計画協会調査研究部

第2回クラウドファンディングを活用したまちづくりに関する検討会

座席表



第1回検討会での主な意見等

意見	事務局見解
まちづくりの場合、特に公共的な事業ではリターンをどう設定するかが難しいと思うが、公共的な貢献を行うことで、関係主体がともに win-win の関係になれる形が望ましい。	→ リターンの設定については、作成するマニュアルの事例紹介の中で紹介します。 → 鯖江市におけるＣＦを活用したツツジの街路植栽整備では、支援者名の入った看板設置、地元雑貨メーカーの木製時計等をリターンとして設定しています。
本日紹介いただいた京町家まちづくりファンドは寄付ということで税制上の優遇措置が用意されているが、クラウドファンディングでも寄付型については、そのような形も設定し得るのではないかな。 また購入型や投資型についても、リターンの設定の仕方によって多様な人たちをステークホルダーにし得るのではないかな。今後いろいろと展開する上では、クラウドファンディングの種別を適切に使い分けることが重要ではないかな。	→ リターンの設定については、作成するマニュアルの事例紹介の中で紹介します。 → なお、寄付型については、寄付対象が地方公共団体である場合や、一定の要件を満たす法人や団体の場合は、寄付金控除が受けられます。
投資家にリスクの面をどのように説明していくのか、その見せ方にも工夫が必要かと思う。また投資型、購入型、寄付型の区別が一般の方には分かりにくいかなと思うので、今後作成するマニュアルにおいてもその辺がポイントになるのではないかな。	→ 作成するマニュアルの中で、支援者および起案者のリスクを簡潔に示します。 → 作成するマニュアルの中で、そもそもクラウドファンディングとは何かということを丁寧に記載します。
アンケート結果では、再開発や区画整理にクラウドファンディングを活用したいという意見が挙がっていたが、そういった事例もでてくると、また広がりも出てくるのではと感じた。	→ 再開発や区画整理の事業費をＣＦを活用して調達することは難しいですが、これら事業に関連する比較的小規模な事業（街路植栽整備やモニメントの設置等）であればＣＦの活用も可能かと考えます。
地域の課題解決にクラウドファンディング及びこの制度をどのように使っていけるのか、歴史的資源が残っているような特殊な地域だけでなく、一般的な地方都市が抱える中心市街地の空洞化等に対してどのような活用手法があるのか、今後取りまとめるマニュアルにおいても、一般的な都市の事例もぜひ取り上げていただきたい。 また、全国的に空き家の増加が社会問題となっている。改修して使えるような空き家はよいが、空き家解体後の空き地を上手く活用している事例や事業スキームを提示していただけるとよい。	→ マニュアルの中で紹介するＣＦ活用のまちづくり事例については、特定地域に限られる等の特殊なものではなく、汎用性の高いものを選定します。 → 空き家解体後の空き地活用にＣＦを活用している具体的な事例が現段階では見当たらないため、ＣＦを活用したまちづくり事業の例としてマニュアルに記載します。

クラウドファンディングを活用したまちづくり 推進マニュアル (骨子)

< 構 成 案 >

1. クラウドファンディングを「知る」

1-1 クラウドファンディングとは？

- (1) クラウドファンディングの概要
- (2) クラウドファンディングの種類
- (3) 仲介事業者による投資家（資金提供者）保護

1-2 クラウドファンディングを活用したまちづくり

- (1) まちづくりにおけるクラウドファンディング活用の意義・メリット
- (2) クラウドファンディングを活用したまちづくり事業の例

2. クラウドファンディングを「試みる」

2-1 クラウドファンディング活用の流れ

2-2 各段階でのポイント

- (1) 事業計画を立てる
- (2) クラウドファンディング活用に向けた準備をする
- (3) 仲介事業者を選ぶ
- (4) 目標金額やリワードを設定し、webページを作成する
- (5) 募集中は広報・PRに努める
- (6) (目標額を達成したら) リワードの実施、アフターフォローを行う

3. クラウドファンディングを活用したまちづくりを「支援する」

3-1 クラウドファンディングを活用したまちづくり支援制度について

3-2 先進的自治体の取組み

<資料編>

- ◇クラウドファンディングを活用したまちづくり事例
- ◇先進的自治体の取組み（参考資料）

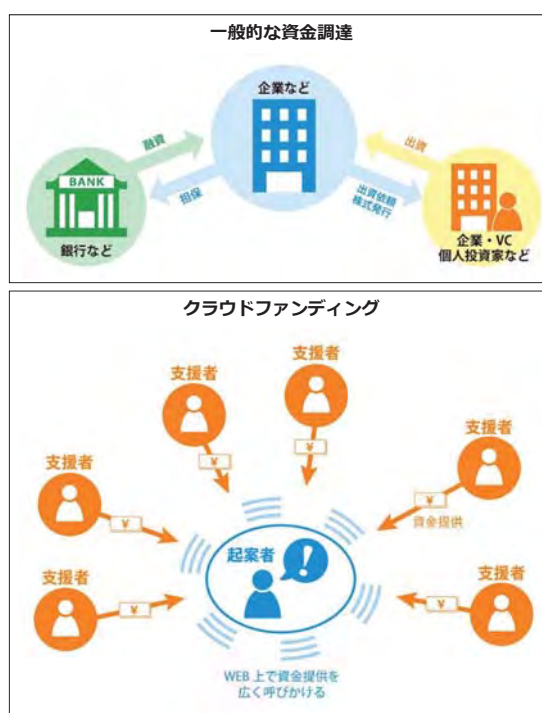
- 人口減少、少子高齢化等に伴う厳しい財政状況の中、地域の活性化、持続的かつ自立的なまちづくりを進めていくためには、行政やまちづくり会社等のみではなく、地元企業や住民、さらには地域外の人も含めた多様な主体が参画し、経済的にも活動を支える新たな仕組みを構築していくことが重要です。
- このような民間主体の新たな取り組みやプロジェクトに必要となる資金調達に関し、近年では、不特定多数の人々からインターネットを通じて小口資金を募るクラウドファンディングを活用し、まちづくり活動を展開している事例が増えつつあります。こうした動きは国の政策にも影響を与え、「日本再興戦略」（平成25年6月閣議決定・平成26年6月改訂）で民間の力を最大限に引き出すための資金調達手段の多様化の一環として、クラウドファンディングの活用が言及されています。
- こうした動きをさらに広めていくため、平成27年度予算において、クラウドファンディングを活用したまちづくり事業を支援する地方公共団体等のまちづくりファンドに対し、一般財団法人民間都市開発推進機構（MINTO機構）が資金拠出により支援する制度が創設されました。こうした制度も上手く活用し、地域の資金をまちづくりに誘導する取り組みが全国的に普及していくことが期待されています。

1. クラウドファンディングを「知る」

1-1 クラウドファンディングとは？

(1) クラウドファンディングの概要

- クラウドファンディングは、Crowd（人々、一般大衆）とFunding（資金調達）を合わせた造語で、個人や企業、その他の機関が、インターネットを介してアイデアやプロジェクトを紹介し、それに共感し、賛同する一般の人から広く資金を集める仕組みのことをいいます。
- 従来、何か新しいプロジェクトを始めようとした場合、それに必要な資金調達にあたっては、銀行等の金融機関に融資を依頼する、企業であれば株式を発行する等の方法がとられますが、額が小さい場合、事業として金融機関の融資対象となりにくく、また、厳しい審査を通過する必要があります。一方、クラウドファンディングは、このような金融機関のバランスシートを経由せず、資金の出し手となる一般の個人が、資金の受け手のプロフィールやプロジェクト内容を把握・判断し、賛同する人から小額の資金提供を受けるものです。

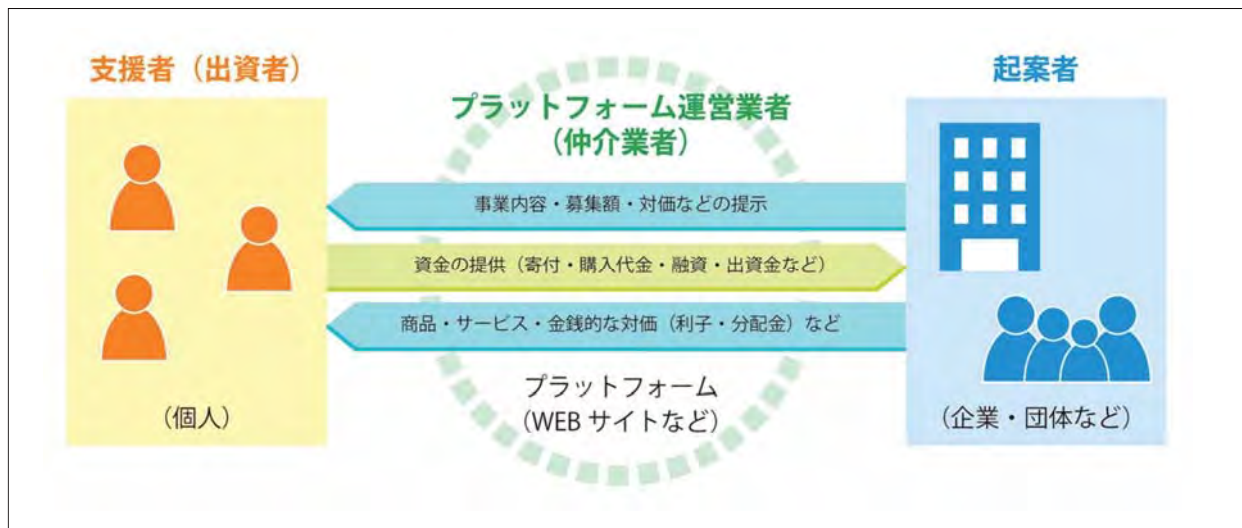


1. クラウドファンディングを「知る」

1-1 クラウドファンディングとは？

(1) クラウドファンディングの概要

■クラウドファンディングのイメージ図



1. クラウドファンディングを「知る」

1-1 クラウドファンディングとは？

(2) クラウドファンディングの種類

タイプ	寄付型	購入型	投資型（ファンド形態）
内 容	ウェブサイト上で寄付を募り、寄付者向けにニュースレターや簡易な品を送付する 等	購入者から前払いで集めた代金を元手に製品を開発し、購入者に完成した商品やサービスを提供する等	仲介事業者を介して資金提供者が資金調達者と匿名組合出資契約等を締結して資金を提供し、分配等を受け取る 等
対 価	なし（寄付）	商品・サービス（売買）	事業から得られる金銭（金融商品取引）
資金調達規模イメージ	数万円程度～	数万円～数百万円程度	数百万円～数千万円程度
一人あたり投資額イメージ	一口 1円～（任意）	一口 千円程度～	一口 1万円程度～
活用場面例	被災地支援、社会問題解決 等	マーケティング、商品開発、事業立ち上げ 等	原材料購入等の運転資金、設備購入のための設備資金 等
特 徴	◆対価（リワード）が不要 ◆寄付先など条件によっては寄付税制が適用される ◆サイト掲載時に資金が不要 ◆公益性の高い案件に有効であるが事業系には不向き	◆サイト掲載時に資金が不要 ◆目標額に到達しなければ成立しない成功報酬型（all or nothing）方式のサイトが多い ◆瑕疵担保責任が生じる他、特定商品取引法や景表法など消費者関係法の規制対象	◆大型案件にも対応可能 ◆金融商品取引法の規制対象であり、仲介事業者は第二種金融商品取引業者としての登録が必要

1. クラウドファンディングを「知る」

1-1 クラウドファンディングとは？

(3) 仲介事業者による投資家（資金提供者）保護

- 世界の例では、目標額に達しても、資金面や技術面において起案者の当初の見通しが甘かったなどの理由でプロジェクトが完遂されず、支援者にリワードが用意できなかったケースがあります。
- その場合は、見通しを誤り、約束した商品やサービスを作ることができなかった起案者に責任が生じますが、クラウドファンディングの仲介事業者では、このようなリスクができるだけ生じないようにするための対応や取組が行われているケースが多いようです。

● リスクの明示

投資家（資金提供者）に対し、プロジェクトの失敗により期待したリワードが得られないといったリスク、投資型であれば出資金の元本割れが生じるリスクなど、万が一の場合のリスクをしっかりと明示し、リスクに対する正しい認識を促す。

● 事前の事業計画の審査をしっかりと実施

事業計画の実現性や、実行者（起案者）のこれまでの実績や信用性を審査し、事業の実行性を担保できないものや詐欺まがいのプロジェクトは案件として採用しない。

● 資金使途の明確化

資金使用の目的や使途を契約書に記載するようにしている仲介事業者もあり。

● リワード実行のチェック

リワードが確実に実施されているかを追跡したり、リワードを実行しなければ入金しない仕組みとしている仲介事業者もあり。

1. クラウドファンディングを「知る」

1-2 クラウドファンディングを活用したまちづくり

(1) まちづくりにおけるクラウドファンディング活用の意義・メリット

- 「はじめに」でも記したように、人口減少、少子高齢化等に伴う厳しい財政状況の中、地域の活性化、持続的かつ自立的なまちづくりを進めていくためには、行政やまちづくり会社等のみではなく、地元企業や住民、さらには地域外の人も含めた多様な主体が参画し、経済的にも活動を支える新たな仕組みを構築していくことが重要です。具体的には、【まちづくりに必要な資金の確保】【まちづくり事業の多面的な広がり】【まちづくりの主体や参加者の広がり】が必要になります。
- このような課題に対し、クラウドファンディングを活用したまちづくりには以下のようなメリット、効果が期待できます。

まちづくりに必要な資金確保	市民協働型のまちづくり事業では、一定の上限額の中で行政から支援を受けるという形が各地で見られますが、クラウドファンディングを活用することで、このような行政からの支援が無い場合、または支援対象とならないような事業においても、資金調達の道が開かれます。 また、多くの人の共感が得られるような事業内容やアピール方法を工夫することで、より多くの資金調達も期待でき、事業の幅を広げることも可能となります。このことは、事業実施のモチベーションの向上にもつながります。
まちづくり事業の多面的な広がり	クラウドファンディングでは、志があれば誰でも自由にプロジェクトの資金調達が可能です。プロジェクトの価値や必要性をアピールし、共感を得られれば、定住促進や市街地活性化、観光交流促進、景観形成、子育て支援など、まちづくりに関わる幅広いプロジェクトの資金調達が可能であり、まちづくり事業の多面的な広がりが期待できます。
まちづくりの主体の広がり	これまでのまちづくりは、行政やまちづくり会社等の一部の組織が中心でしたが、昨今では市民協働型のまちづくり事業の展開も見られます。さらに上述のような資金調達が可能となることで、地元企業など、より多くの主体がまちづくりに関わり、地域の課題解決につながることを期待できます。
まちづくりへの参加者の広がり	「まちへの想い」を持つ人だけでなく、リワードを求める個人投資家も含め、より多くの人がまちづくりに参加し、参加者の裾野を広げることが可能となります。 またこのような参加者が地域のファン、まちづくりのサポーターとなることも期待できます。このように、クラウドファンディングは「まちのファンづくり」の手段にもなり得ます。

1. クラウドファンディングを「知る」

1-2 クラウドファンディングを活用したまちづくり

(1) まちづくりにおけるクラウドファンディング活用の意義・メリット

- 行政、プロジェクト実行者、プロジェクト支援者からみた場合、クラウドファンディングを活用したまちづくりには、以下のような効果が期待できます。

<プロジェクト実行者からみた意義・メリット>

プロジェクト実行者から見た場合、資金調達以外にも以下のような効果が期待できます。

プロジェクトの 情報発信・PR	クラウドファンディングはインターネットを活用する仕組みであり、資金調達だけでなく、プロジェクト自体を広く社会に対してアピールでき、地域の人々をプロジェクトに巻き込みやすいといったメリットがあります。 また、クラウドファンディングは新しい資金調達の仕組みであり、クラウドファンディングを活用したユニークな、また社会貢献度の高いような事業はニュース性があり、パブリシティを上手く展開すれば、かなりの広報効果が期待できます。
顧客・ファン づくり	上記のような情報発信・PRにより、プロジェクトの実施前から顧客づくり、ファンづくりを展開することが可能です。例えば、クラウドファンディングを活用して空き家をゲストハウス等として整備した場合、資金提供者が最初の顧客になるといったケースが考えられます。
新たな マーケティング 手段	クラウドファンディングを活用し、そのプロジェクトがどの程度社会から求められているのかというマーケティングが可能です。もし、多くの賛同・支援が得られれば、そのプロジェクトに対するニーズの高さ、社会的意義の大きさを証明することができ、その後のプロジェクトの展開に弾みをつけることができます。

1. クラウドファンディングを「知る」

1-2 クラウドファンディングを活用したまちづくり

(1) まちづくりにおけるクラウドファンディング活用の意義・メリット

<行政からみた意義・メリット>

行政がクラウドファンディングを活用したまちづくりの実行者になるケースも考えられ、その場合、先に示した意義・メリットがありますが、その他にも以下のような効果が期待できます。

地域課題の 解決	例えば空き家の活用や歴史的建造物の保存・活用など、これまで公共事業としては扱いづらかったまちづくり事業を、クラウドファンディングを活用して民間主体で展開できるようになれば、地域の様々な課題解決につながることを期待できます。
行政負担の 軽減	これまで公共性の高い、または地域活性化や生活環境の改善に資するような市民協働型の事業の場合、その活動費の一部を助成する形が多くとられていますが、このような事業にクラウドファンディングを活用する道筋ができれば、財政負担の軽減につながります。
地域のPR ファンづくり	クラウドファンディングを活用したプロジェクトは、それ自体を広く社会に対してアピールできるといった特徴があり、そのプロジェクトを通じて地域の魅力を広く発信することも可能であり、地域のファンづくり、さらには定住促進といった効果も期待できます。

1. クラウドファンディングを「知る」

1-2 クラウドファンディングを活用したまちづくり

(1) まちづくりにおけるクラウドファンディング活用の意義・メリット

<支援者（資金提供者）からみた意義・メリット>

一般的に支援者のメリットとしては、今後成長していく可能性のある製品やサービスに、インターネットで少額から気軽に寄付や出資ができるという点や、「購入型」の場合は、支援額に応じたリワードを得られることがメリットとなりますが、その事業がまちづくりに関わるプロジェクトの場合には、さらに以下のような意義・メリットが考えられます。

社会貢献	支援しようとするプロジェクトが、定住促進や市街地活性化、子育て支援といったまちづくり系の事業の場合、社会貢献的な意味合いも強く、「社会の役に立ちたい」「地域を応援したい」という思いを実現する手段にもなります。
地域とのつながり	ふるさとを離れ、都会で生活をしている人の中には、「ふるさととつながっていたい」「少しでもふるさとの役に立ちたい」という思いを持つ人も少なからずいます。クラウドファンディングはこのような思いを満たす手段になります。 また、地域のプロジェクト実行者とのつながりができることで、SNS等を通じて、ふるさとの日常的な情報を得ることができるといったメリットもあるようです。

1. クラウドファンディングを「知る」

1-2 クラウドファンディングを活用したまちづくり

(2) クラウドファンディングを活用したまちづくり事業の例

- クラウドファンディングを活用したまちづくり事業は、対象地域や事業の目的、事業タイプ、事業主体など、多様な取組み展開が想定されます。
- ここでは、クラウドファンディングを活用したまちづくり事業をイメージできるよう、取り組みの背景や事業概要、クラウドファンディングの活用方法を幾つか具体的に例示します。

ケース①：空き家等を活用したコワーキングスペースの整備

ケース②：都市近郊における空きスペースのリノベーション

ケース③：空き地を活用したマルシェ広場の整備

ケース④：古民家の改修によるゲストハウスの整備

ケース⑤：マラソンコースとなる道路沿いの道路植栽整備

ケース⑥：商店街における老朽化したアーケードの撤去・修景

ケース⑦：商店街の空き店舗を活用した子育て支援施設の整備

ケース⑧：高齢者が気軽に集うことのできる集会所の整備

ケース⑨：地域のシンボルとなっている劇場施設等の再生

ケース⑩：環境教育の場となる森づくり

1. クラウドファンディングを「知る」

1-2クラウドファンディングを活用したまちづくり

(2) クラウドファンディングを活用したまちづくり事業の例

ケース①：空き家等を活用したコワーキングスペースの整備（1/2）

対象地域	都市部	農山村部			
目的	定住促進	市街地活性化	観光交流促進	景観形成	子育て支援
	高齢者福祉	歴史文化継承	生活環境改善	自然環境保全	
事業タイプ	空き家・ 空き地等活用	新規施設整備	環境整備	装置類の設置	その他
事業主体	個人・任意団体	NPO	民間事業者	行政	
CFタイプ	寄付型	購入型	投資型		

- 30代のUターン者の集まりによる任意団体●●が、「地元をより面白く素敵な場所にするため、他地域の人と地元の人の交流の中で、これからの街のあり方を皆で考えるための拠点をづくりたい」という思いから、取組みを開始した。
- プロジェクト内容は、「地元に戻りたいけれど仕事が無い」「地元で起業したいが拠点が無い」「地元で同じ感性を持つ仲間をどこで集めていいのかわからない」という若者のためのコワーキングスペースを、中心市街地の商業施設の空スペースを利用して、セルフビルドで整備するというものである。拠点には、wi-fiや電源はもちろん、プリンターやプロジェクター、キッチン等を整備する。

1. クラウドファンディングを「知る」

1-2クラウドファンディングを活用したまちづくり

(2) クラウドファンディングを活用したまちづくり事業の例

ケース①：空き家等を活用したコワーキングスペースの整備（2/2）

- プロジェクト全体の事業費は約200万円。そのうち、120万円は自治体の補助金と民間の補助金で賄い、残り80万円はクラウドファンディングを活用することにした。支援金の用途は、拠点改装費、通信設備費、備品費などであった。
- リワードは、支援額に応じて、対象地の施設利用券や宿泊券、地元の木工クラフト・木工製品、里山サイクリングコース体験、特産品（米、日本酒）等、地元の良さを発信できるものを選定した。また、募集期間中に、数量限定で定期的な新種のリワード品を追加し、支援者のインセンティブを向上させるきっかけとした。
- 募集期間中は、SNSにより拠点の改修状況を報告したり、拠点予定地でのキックオフイベント、東京での地元出身者を対象とした広報イベントを実施したりした。
- 支援者は、全国各地の対象地出身者や地元の若者らで、開始1週間で目標額の50%を達成、最終的には目標額の120%、200人による支援があった。
- その後、この拠点は、様々な利用希望者のワーキングスペースや地域のイベントに活用されている。



1. クラウドファンディングを「知る」

1-2クラウドファンディングを活用したまちづくり
(2) クラウドファンディングを活用したまちづくり事業の例

ケース②：都市近郊における空きスペースのリノベーション（1/2）

対象地域	都市部	農山村部			
目的	定住促進	市街地活性化	観光交流促進	景観形成	子育て支援
	高齢者福祉	歴史文化継承	生活環境改善	自然環境保全	
事業タイプ	空き家・ 空き地等活用	新規施設整備	環境整備	装置類の設置	その他
事業主体	個人・任意団体	NPO	民間事業者	行政	
CFタイプ	寄付型	購入型	投資型		

- 鉄道▲▲駅周辺は、昔から居住している世帯に加え、近年、若いファミリーを中心とした新しい居住者が増え、新たな賑わいが生まれている地域である。一方、▲▲駅高架下は、長い間空き区画が存在したままになっており、市街地中心部にポテンシャルの高いスペースが手付かずのまま放置されている状況であった。
- そこで、●●鉄道は、地域の人々が集い、新たなコミュニティの形成、駅を中心とした地域のにぎわいの創出を目指す「沿線活性化プロジェクト」として、高架下の空き区画を活用した飲食店開業を支援する事業を企画した。

1. クラウドファンディングを「知る」

1-2クラウドファンディングを活用したまちづくり
(2) クラウドファンディングを活用したまちづくり事業の例

ケース②：都市近郊における空きスペースのリノベーション（2/2）

- 出店予定の飲食店は5店舗であり、それぞれの出店必要費用（内装工事費、設備費等）200万～2,000万円の一部をクラウドファンディングを活用して集めることにした。
- 収益事業であり、資金調達の規模も比較的大きいため、投資型のクラウドファンディングを活用することとし、出資者に応援したい店舗をサポートしてもらう形とした。また、この仕組みにより、出店者の資金調達だけでなく、出資を通じた出店者とのつながりや、▲▲駅周辺を盛り上げる輪を広げることを目的とした。
- リワードとして、出資者には、出資した店舗の売上げに応じた分配金や店舗ごとの優待サービスなどを受けることができるようにした。
- 募集期間中は、各店舗、プロジェクトのHP、SNSによる店舗準備状況の報告、マスコミによる広報、出資者説明会（メニュー試食会）の実施などの広報を行った。
- 支援者は、▲▲駅利用者や●●鉄道沿線住民などで、各店舗それぞれ30～150人による支援があった。
- 飲食店開業後、それぞれの店舗の通常営業に加え、食ベあるきラリーなどの連携イベントが開催されており、駅を中心とした地域の賑わいの創出、新たなコミュニティの形成に寄与している。



1. クラウドファンディングを「知る」

1-2クラウドファンディングを活用したまちづくり

(2) クラウドファンディングを活用したまちづくり事業の例

ケース③：空き地を活用したマルシェ広場の整備（1/2）

対象地域	都市部	農山村部			
目的	定住促進	市街地活性化	観光交流促進	景観形成	子育て支援
	高齢者福祉	歴史文化継承	生活環境改善	自然環境保全	
事業タイプ	空き家・ 空き地等活用	新規施設整備	環境整備	装置類の設置	その他
事業主体	個人・任意団体	NPO	民間事業者	行政	
CFタイプ	寄付型	購入型	投資型		

- この地域は、中心市街地における空洞化の進行とともに、買い物客で賑わっていた商店街も衰退傾向にあり、商店街共用の屋外駐車場もほとんど利用されていない状況だった。NPO法人●●は、中心市街地に活気を呼び戻すために、この利用されていない屋外駐車場をマルシェ広場として活用しようと考え、プロジェクトを発足させた。
- NPO法人●●は、近隣の商店街に店を構える個人店の店主や、商店街活性化を期待する住民等で組織され、かねてより中心市街地活性化に関わる取組みを行ってきた。
- このプロジェクトは、仮設店舗や移動販売車両での展開が可能となるよう、マルシェ広場として整地・舗装、電源・排水設備等のインフラ整備を行うものである。

1. クラウドファンディングを「知る」

1-2クラウドファンディングを活用したまちづくり

(2) クラウドファンディングを活用したまちづくり事業の例

ケース③：空き地を活用したマルシェ広場の整備（2/2）

- プロジェクト全体の事業費は約500万円。そのうち、250万円は自治体からの補助金を活用し、残り250万円をクラウドファンディングで集めることとした。
- クラウドファンディングは、当プロジェクトに興味のある人々に向けた重要な広報手段ともなりうるため、広場の整備後、出資者がマルシェを訪れるような工夫が必要と考え、マルシェ専用の商品券等が配布できる購入型を選択した。
- リワードは、広場整備ののちに開催されるマルシェで利用できる商品券や近隣商店街の名物商品などを取り揃え、高額出資者に対しては『マルシェのテナント料1日無料券』を用意し、広場整備以降のマルシェの運用に繋がることを想定した。
- 募集期間中はオープンイベントへの出店予定店舗や販売物に関わる情報を発信した。
- 応募開始当初はなかなか出資者が集まらなかったが、SNSや地元出身者同士の口コミで情報が広がり、開始40日目で目標額を達成。最終的には50日で約270万円、300人強の支援が集まった。出資者は近隣の住民のほか、遠方に住む30代・40代の地元出身者が多かった。
- 出資額の余剰分は、広場の中で飲食がしやすいよう、テーブルとベンチを購入した。
- 整備後は毎週末、マルシェが開催され、盛況である。



1. クラウドファンディングを「知る」

1-2 クラウドファンディングを活用したまちづくり

(2) クラウドファンディングを活用したまちづくり事業の例

ケース④：古民家の改修によるゲストハウスの整備（1/2）

対象地域	都市部	農山村部			
目的	定住促進	市街地活性化	観光交流促進	景観形成	子育て支援
	高齢者福祉	歴史文化継承	生活環境改善	自然環境保全	
事業タイプ	空き家・ 空き地等活用	新規施設整備	環境整備	装置類の設置	その他
事業主体	個人・任意団体	NPO	民間事業者	行政	
CFタイプ	寄付型	購入型	投資型		

- ○○町は、知名度の高い歴史資源があり、多くの観光客が訪れる地域であるが、旅館や民宿などの宿泊施設が少なく、また、景観形成重点地区に指定され、比較的厳しい建築制限があるため、新たに宿泊施設を建設・開業するのが難しいという課題があった。
- そこで、地域の商工関係者が集まり、宿泊施設運営会社●●を設立。築100年の古民家を若者や外国人バックパッカーが気軽に泊まれるゲストハウスとしてリノベーションすることを企画した。

1. クラウドファンディングを「知る」

1-2 クラウドファンディングを活用したまちづくり

(2) クラウドファンディングを活用したまちづくり事業の例

ケース④：古民家の改修によるゲストハウスの整備（2/2）

- プロジェクト全体の事業費は約2,000万円。そのうち、1,000万円は国の交付金を活用し、残り1,000万円をクラウドファンディングで集めることにした。
- 目標金額が1,000万円と高額であり、リノベーション後も宿泊施設として収入を見込む施設運営事業であるため、投資型のクラウドファンディングを活用することとした。支援金の用途は、古民家リノベーション費用、内装・設備費用、運転資金などであった。
- 投資者には、売上げに応じた分配金額を分配予定とするほか、投資時に、宿泊施設の無料宿泊券や特産品のセット、町内イベント・体験プログラム等の優先案内を特典として送付した。
- 募集期間中は、ホームページやブログでゲストハウスの改修状況を報告したり、個室やドミトリーなど各客室の様子を紹介した。
- 支援者（投資者）は、地元事業者や全国各地の事業者約200人である。
- ゲストハウスは、宿泊部屋が計4室、定員約30人として完成し、若者や外国人観光客の宿泊利用や地域のイベントに活用されている。



1. クラウドファンディングを「知る」

1-2クラウドファンディングを活用したまちづくり

(2) クラウドファンディングを活用したまちづくり事業の例

ケース⑤：マラソンコースとなる道路沿いの道路植栽整備（1/2）

対象地域	都市部	農山村部			
目的	定住促進	市街地活性化	観光交流促進	景観形成	子育て支援
	高齢者福祉	歴史文化継承	生活環境改善	自然環境保全	
事業タイプ	空き家・ 空き地等活用	新規施設整備	環境整備	装置類の設置	その他
事業主体	個人・任意団体	NPO	民間事業者	行政	
CFタイプ	寄付型	購入型	投資型		

- 市は、美しいまちを行政と市民が一体となって育む「住み続けたいくなるまち美化プログラム」を推進しており、道路や河川、公園、公共施設などの環境美化整備は大きな課題であった。
- 一方、●●市は、毎年マラソンイベントを開催しており、毎年3,000名を超えるランナーが市内外から参加していた。
- そこで、●●市は、「まち美化プログラム」の一環として、殺風景であったマラソンコースの沿道に市の花であるツツジを植栽するプロジェクトを企画した。

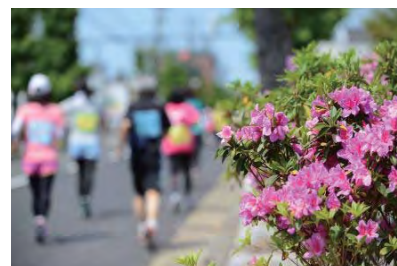
1. クラウドファンディングを「知る」

1-2クラウドファンディングを活用したまちづくり

(2) クラウドファンディングを活用したまちづくり事業の例

ケース⑤：マラソンコースとなる道路沿いの道路植栽整備（2/2）

- プロジェクト全体の事業費は約350万円。そのうち、300万円は市の財源で賄い、残り50万円はクラウドファンディングを活用することにした。市の財源により植樹柵（12柵）を設置し、クラウドファンディング支援金をツツジ植栽費用（4株×12柵）に充てることとした。
- リワードは、市からの礼状（手紙）と、支援額に応じて、ツツジ苗木、オリジナル菓子詰合せ、支援者の名前を掲載した「木版」「看板」の設置などから選択できるようにした。また、目標金額達成時に、記念タオルをリワード品として追加した。
- 募集期間中は、ホームページやSNS、地元メディア（ラジオ）により目標金額到達状況を報告したり、マラソンイベントの広報を行ったりした。
- 支援者は、市民、全国各地の●●市出身者やマラソン大会参加者らで、開始1週間で目標額の50%、1ヶ月で100%を達成し、最終的には目標額の110%、60人による支援があった。
- その年のマラソンイベントでは、沿道に植栽されたツツジがランナーや応援者の目を楽しませた。



1. クラウドファンディングを「知る」

1-2クラウドファンディングを活用したまちづくり

(2) クラウドファンディングを活用したまちづくり事業の例

ケース⑥：商店街における老朽化したアーケードの撤去・修景（1/2）

対象地域	都市部	農山村部			
目的	定住促進	市街地活性化	観光交流促進	景観形成	子育て支援
	高齢者福祉	歴史文化継承	生活環境改善	自然環境保全	
事業タイプ	空き家・ 空き地等活用	新規施設整備	環境整備	装置類の設置	その他
事業主体	個人・任意団体	NPO	民間事業者	行政	
CFタイプ	寄付型	購入型	投資型		

- 商店街は、▲▲市の中心部にあり、新しいまちづくりを推進していくエリアとなっていた。商店街には飲食店、服飾雑貨、銀行、サービス業など約70店舗が軒を連ねているが、中心市街地の人口減少、郊外部での大型商業施設の進出等で来訪客が減少し、空き店舗も目立つようになっていた。
- 商店街組合では対応策を検討し、街頭アンケート等を行った結果、老朽化したアーケードを撤去し、新しい商店街のイメージづくりが必要との結論に至った。

1. クラウドファンディングを「知る」

1-2クラウドファンディングを活用したまちづくり

(2) クラウドファンディングを活用したまちづくり事業の例

ケース⑥：商店街における老朽化したアーケードの撤去・修景（2/2）

- アーケードの撤去およびそれに伴う歩道の舗装整備や照明の設置に係る費用については、中小企業庁の「商店街活性化事業計画」の認定を受けて助成を受けることができ、不足分は商店会で賄うことにしたが、より質の高い空間づくりのために必要となる整備（植栽やベンチの設置等）の費用約300万円については、クラウドファンディングを活用して調達することとした。
- クラウドファンディングの活用にあたっては、募集前に整備内容や支援をお願いするビラを作成し、事前の周知、協力呼びかけに努めた。また地元の新聞等のパブリシティを積極的に展開するとともに、商店会および各店舗のHPにクラウドファンディングのwebページへのリンクを貼ってもらうようにした。
- リワードについては、商店街で使える地域通貨や、商店会の加盟店で創作雑貨を販売している店に依頼し、制作してもらったオリジナルの木製時計等を設定した。
- 積極的な情報発信を行ったことで、当初想定していたよりも幅の広い層から支援を受けることができ、目標額の120%の資金を調達することができた。
- さらに、クラウドファンディングを活用し、そのための情報発信を積極的に行ったことで、これまであまり商店街に興味のなかった人の目を向けることができ、客足も順調に伸びている。



1. クラウドファンディングを「知る」

1-2クラウドファンディングを活用したまちづくり

(2) クラウドファンディングを活用したまちづくり事業の例

ケース⑦：商店街の空き店舗を活用した子育て支援施設の整備（1/2）

対象地域	都市部	農村部			
目的	定住促進	市街地活性化	観光交流促進	景観形成	子育て支援
	高齢者福祉	歴史文化継承	生活環境改善	自然環境保全	
事業タイプ	空き家・ 空き地等活用	新規施設整備	環境整備	装置類の設置	その他
事業主体	個人・任意団体	NPO	民間事業者	行政	
CFタイプ	寄付型	購入型	投資型		

- ● 駅は都心にも近く、共働き子育て世帯が多いが、保育園や学童などの受け皿が少ない状況にある。一方、戦後に形成され発展した● ● 駅前商店街には空き店舗が目立ち、チャレンジショップや短期イベントの会場などとして活用を試みたり、学生のシャッターアートで話題づくりを行うなどしたが、継続性に欠けた。
- この取り組みでは商店街および地域住民有志が任意団体を結成、地域に活性化をもたらし、かつ、子育て世帯にとって住み続けたい町となる素地となる空間を創出することとした。
- 取り組みにあたり、商店街の事業者および利用が想定される層などから意見を聴取し、空き店舗を活用して放課後の子どもたちと地域の大人が交流する場をつくることとした。

1. クラウドファンディングを「知る」

1-2クラウドファンディングを活用したまちづくり

(2) クラウドファンディングを活用したまちづくり事業の例

ケース⑦：商店街の空き店舗を活用した子育て支援施設の整備（2/2）

- この施設では、利用する人々が空間によって規定されることなく、思い思いに活動できるよう、仕切り等を取り払い、自由度の高い空間を創出することとした。また、商店街の通りとつながるエントランスを整え、テーブル・椅子等の備品を用意した。
- 事業費は全体で約100万円、そのうち半額の50万円は商店街の会員や地元町会からの寄付で、残り50万円をクラウドファンディングで賄うこととした。支援金は空き店舗の仕切り撤去・内装補修に充てることとした。子どもを利用させたい家庭には、支援者として参加依頼し、SNSを通じて他地域に住む知人らにも参加してもらえようをお願いした。
- リワードはメッセージアルバムへの名前・写真掲載、ワークショップへの無料参加、商店街で使える商品券などとし、支援者とこの施設とがつながっていくことを想定した。
- 支援者は子育て中、または子育てを終えたお母さんたちが多く、最終的には55人の支援により目標額を上回った。
- 現在は、小学生の放課後の居場所となり、地域の大人とともに遊び・学び、また、休日のワークショップの場としてさまざまなプログラムが組み立てられ、ボランティアスタッフにより運営されている。



1. クラウドファンディングを「知る」

1-2クラウドファンディングを活用したまちづくり
(2) クラウドファンディングを活用したまちづくり事業の例

ケース⑧：高齢者が気軽に集うことのできる集会所の整備（1/2）

対象地域	都市部	農山村部			
目的	定住促進	市街地活性化	観光交流促進	景観形成	子育て支援
	高齢者福祉	歴史文化継承	生活環境改善	自然環境保全	
事業タイプ	空き家・ 空き地等活用	新規施設整備	環境整備	装置類の設置	その他
事業主体	個人・任意団体	NPO	民間事業者	行政	
CFタイプ	寄付型	購入型	投資型		

- 地域では長年使われてきた集会所が、道路整備に伴う取り壊しが決定した。地域住民、特に高齢者にとっては、町会の寄り合いのほか、日々集って話をする場が失われてしまう。
- 市が集会所を新設しないことは早期に判明していた。集いの場を地域で運営・管理していくためには、場づくりから住民の手で行うことで愛着を育み、かつ、経費も抑えるため、住民みずからの手で建築も行おうということになった。そこで採用されたのが、木のブロックをパーツとしてはめこんでいく組木の技法であった。

1. クラウドファンディングを「知る」

1-2クラウドファンディングを活用したまちづくり
(2) クラウドファンディングを活用したまちづくり事業の例

ケース⑧：高齢者が気軽に集うことのできる集会所の整備（2/2）

- 場づくりの主体となったのは地域の住民グループで、総予算600万円のうち、500万円は住民らが持ち寄り、残りの100万円をクラウドファンディングで調達した。支援金は集会場建築費の一部、備品購入費、交流会や勉強会等のイベント実施費にあてられた。
- リワードは組木のネームプレートの作成および集会場内での掲示、地域の特産品セット、主婦の手芸品セット、間伐材で作成したコースター、組木スツールキットなど、組木にちなんだものと、地域の特産品や手づくり品等とした。
- 募集期間終了までに40人の支援者から目標の105%にあたる支援を得ることができた。
- 募集期間中はSNSで支援を募り、プロジェクト達成・着工後に実施した組み立てイベント、開所式、開所後の活動等と、都度状況をSNSで報告・公開を行った。
- 住民手ずからのユニークな取り組みとして、組み立てイベントや開所式はテレビや新聞にも取り上げられた。
- 開所後は、以前のような寄り合いのほか、ミニコンサートや映画上映会、バーベキューなどの食事会、手芸の講習会など、多彩に利用されている。



1. クラウドファンディングを「知る」

1-2クラウドファンディングを活用したまちづくり
(2)クラウドファンディングを活用したまちづくり事業の例

ケース⑨：地域のシンボルとなっている劇場施設等の再生（1/2）

対象地域	都市部	農山村部			
目的	定住促進	市街地活性化	観光交流促進	景観形成	子育て支援
	高齢者福祉	歴史文化継承	生活環境改善	自然環境保全	
事業タイプ	空き家・ 空き地等活用	新規施設整備	環境整備	装置類の設置	その他
事業主体	個人・任意団体	NPO	民間事業者	行政	
CFタイプ	寄付型	購入型	投資型		

- 昭和初期に芝居小屋として開館、社交ダンス、倉庫、映画館と大衆文化の場として地域に愛されてきた劇場が閉館。これをリノベーションして、再び地域の文化の拠点としたいと劇場新生プロジェクトを立ち上げた●●会社の●●代表。
- 再生にあたり、街にとっての劇場の意味を問い直し、カフェ、フリースペース、テナント等とする構想を立てたが、建物の老朽化と資金面の問題から、クラウドファンディングを用いて小ホールの改装をすることとした。
- 小ホールの座席を無くして地域コミュニティやクリエイターのための空間とするための資金200万円を目標額とし、最終的には270万円を超える額を調達できた。

1. クラウドファンディングを「知る」

1-2クラウドファンディングを活用したまちづくり
(2)クラウドファンディングを活用したまちづくり事業の例

ケース⑨：地域のシンボルとなっている劇場施設等の再生（2/2）

- リワードはドリンクチケット、温泉ペア宿泊券、映画上映及びイベント招待券、1日劇場貸切権、広告スペース提供、オーダーメイドバッグなど多彩に用意した。
- 劇場全体のリノベーションには、●●代表のほかプロジェクトリーダーやデザインマネージャーを中心に地元内外の個人や事業者等に協力を仰ぎながら進められた。なお、国の補助事業「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業」にも採択されたが、これは機械装置のみが対象のため、デジタル上映システム導入に用いられた。
- クラウドファンディング募集期間中は、SNSで工事の進捗状況やリワードを紹介するほか、●●代表らが全国各地のイベント等でプレゼンテーションを行い、知名度の向上を図った。
- 現在は、映画上映のほか、上映作品に関連するワークショップやトークショー、フードイベントなどを開催し、地域の新たな拠点となりつつある。



1. クラウドファンディングを「知る」

1-2クラウドファンディングを活用したまちづくり
(2) クラウドファンディングを活用したまちづくり事業の例

ケース⑩：環境教育の場となる森づくり（1/2）

対象地域	都市部	農山村部			
目的	定住促進	市街地活性化	観光交流促進	景観形成	子育て支援
	高齢者福祉	歴史文化継承	生活環境改善	自然環境保全	
事業タイプ	空き家・ 空き地等活用	新規施設整備	環境整備	装置類の設置	その他
事業主体	個人・任意団体	NPO	民間事業者	行政	
CFタイプ	寄付型	購入型	投資型		

- NPO法人●●では、市内全小学校と「どんぐりからの森」植樹活動を実施している。全小
学校の3～6年生全員が参加し、どんぐりを拾って自分で育てた苗を植樹するという内容
で、全国で唯一の取り組みとして注目されている。4年間かけて苗の育成と環境学習とを
行うという息の長い活動である。
- この活動が長く続けられるよう「苗の整備と森の維持管理費」「間伐材を使用した商品開
発費」への支援としてクラウドファンディングを実施した。
- 目標額50万円に対して、94人から約80万円の支援が得られた。集まった支援は、植樹に
関する費用の一部、間伐材の製品開発費用などに充てられた。

1. クラウドファンディングを「知る」

1-2クラウドファンディングを活用したまちづくり
(2) クラウドファンディングを活用したまちづくり事業の例

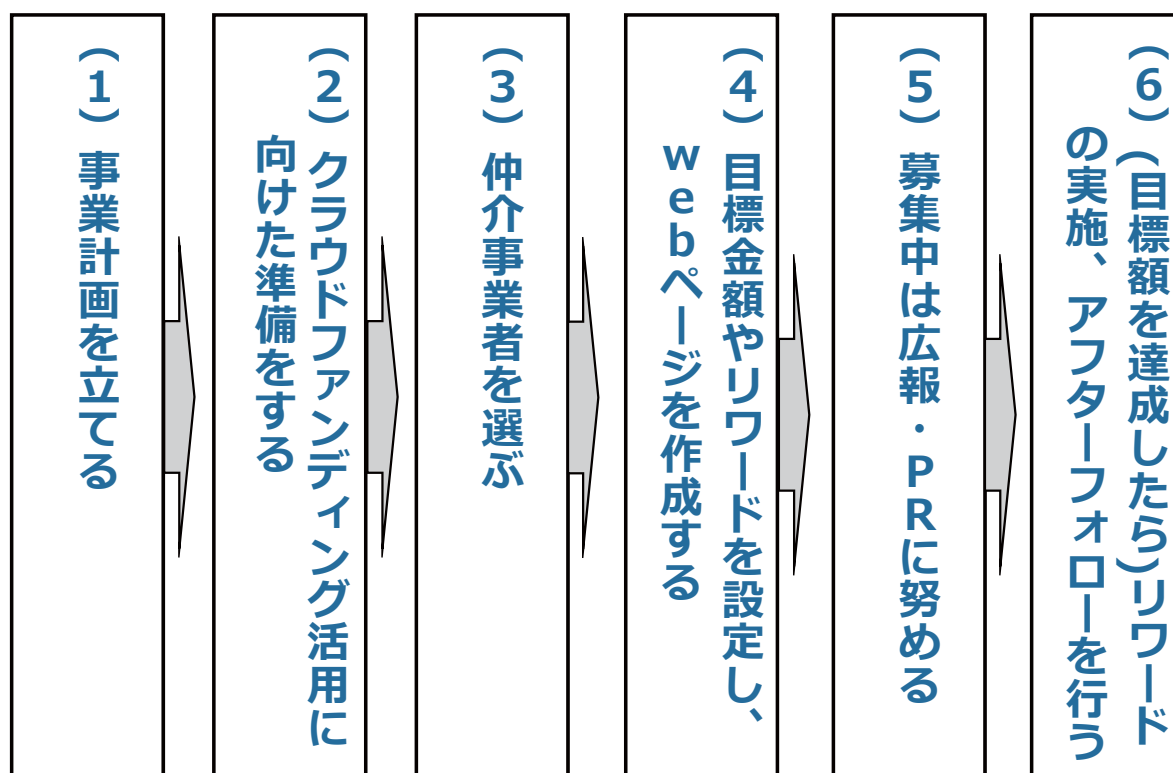
ケース⑩：環境教育の場となる森づくり（2/2）

- リワードは、苗木の植樹や環境学習体験、漆体験への参加、間伐材などで作った「環境学
習キット」や割り箸、ポット、木工職人のどんぐりゴマ等、プロジェクトと関連の深いも
のを用意した。
- 地域密着型の仲介者を利用したことで、活動の対象である小学生の親や、環境に関心のあ
る市民からの支援を多く得ることができた。
- 低額支援のリワードにも、現地での植樹や体験などを盛り込むことで、市内含む近隣地域
からの関心を喚起し、また、NPO法人●●の活動、ひいては地域環境への理解を深めるこ
ともにつながった。



2. クラウドファンディングを「試みる」

2-1 クラウドファンディング活用の流れ



2. クラウドファンディングを「試みる」

2-2 各段階でのポイント

(1) 事業計画を立てる

- 「何をしたいか」「誰にとって、どんな良いことがある事業なのか」「事業実施にいくら必要か」を整理する
- 誰にでも内容が伝えられるように、ひとつのストーリーとなるように事業を組み立てる
- クラウドファンディングをはじめとした、複数の資金調達方法を検討する

2. クラウドファンディングを「試みる」

2-2 各段階でのポイント

(2) クラウドファンディング活用に向けた準備をする

- クラウドファンディングでいくら集める必要があるかを明確にする
- 前もって、一定数の事業賛同者を見つけておく
- 支援者になってくれそうな“層”を想定する
- 広報・PRを行うための人員体制を整え、具体的な方法を検討しておく
- 魅力的なリワードを用意する

2. クラウドファンディングを「試みる」

2-2 各段階でのポイント

(3) 仲介事業者を選ぶ

- 国内では、平成27年5月時点で、専門の仲介事業者が概ね100程度のサイトを展開しており、それぞれに特色があります。ここでは、クラウドファンディングの活用（仲介事業者の選定）にあたり、勘案すべき視点を整理します。

①クラウドファンディングの種類の違い

- 「2. クラウドファンディングの種類」で示したように、クラウドファンディングには、主に【寄付型】【購入型】【投資型】といったタイプがあり、国内では9割の仲介事業者が【購入型】を採用しています（それぞれの特徴は3ページ参照）。クラウドファンディングの活用にあたっては、プロジェクトの内容に応じて、どのタイプが適しているのか判断する必要があります。

2. クラウドファンディングを「試みる」

2-2 各段階でのポイント

(3) 仲介事業者を選ぶ

②資金調達方法の違い

- クラウドファンディングの資金調達方法には、「成功時報酬型（all or nothing）」と「実施確約報酬型」（※）の2つのタイプがあり、右のような違いがあります。
- 一般的にクラウドファンディングというと「成功時報酬型（all or nothing）」を指す場合が多く、当該方式を採用している仲介事業者の方が多いですが、この両方の方式を採用している仲介事業者もあります。

※各社により調達方法の呼び名は異なります。

成功時 報酬型 (all or nothing)

- 設定した目標金額を達成した場合のみ、資金を手にすることができる方式。
- 目標金額に達しなかった場合は不成立となり、リワードも実行されません。

実施確約 報酬型

- 目標金額を達成しない場合でも、調達した資金を手にすることができる方式。
- これは、目標金額に届かない場合でもプロジェクトの実施が確約されている場合のみ利用できる方式になります。（実施が確約されているプロジェクトのスケールやクオリティアップのために必要な資金を募る場合など）

③対象地域の違い（全国型／地域特化型）

- クラウドファンディングサイトには全国プロジェクトを対象としているものと、ある特定の地域（都道府県や市町村）のプロジェクトのみを対象としているものがあります。後者は地域の活性化や産業育成等を目的にその地域の企業や団体が運営しているケースが多いですが、FAAVOのように、都道府県等の一定のエリア毎のエリアオーナー（運営者）に権限を委譲していくプラットフォームもあります。

2. クラウドファンディングを「試みる」

2-2 各段階でのポイント

(3) 仲介事業者を選ぶ

④支援プロジェクトのジャンルの違い

- クラウドファンディングサイトには、製品開発やアート活動、社会貢献ビジネスなど、全般的なプロジェクトを扱っているものと、製品開発、アーティスト支援など、ある特定のプロジェクト支援に特化したものがあります。また、ある特定のジャンルに特化していても、例えば映画などのコンテンツ・アート系のプロジェクトが充実しているサイト、ものづくりに関わるプロジェクトが充実しているサイトなど、それぞれ毎に特徴が見られます。

⑤手数料およびサポート内容の違い

- クラウドファンディングでは、調達できた資金の1割～2割程度を手数料として仲介事業者を支払うことになりますが、この手数料の設定も仲介業者により異なります。また、プロジェクトの推敲、アフターフォローといったサポート内容も仲介事業者により違いや特徴があります。

⑥支援時の決済方法の違い

- クラウドファンディングでの資金提供の方法は、クレジットカードによる決済が基本ですが、PayPal等のインターネット決済サービスを利用できるサイトもあります。また中には、銀行振り込みが可能なサイトやTポイントや楽天スーパーポイントなど手持ちのポイントで支援ができるサイトもあります。

2. クラウドファンディングを「試みる」

2-2 各段階でのポイント

(3) 仲介事業者を選ぶ

<日本の主なクラウドファンディングサイト (1/2) >

名称	セキュリテ	FAAVO	JapanGiving	COUNTDOWN	CAMPFIRE
URL	http://www.musicsecurities.com/	https://faavo.jp/	http://japangiving.jp/	https://www.countdown-x.com/ja/	http://camp-fire.jp/
運営企業	ミュージックセキュリテイズ(株)	(株)サーチフィールド	(一財) ジャパンギビング	アレックス(株)	(株)ハイパーインターネット
設立年月	2000年12月	2008年7月	2010年2月	2010年10月	2011年1月
タイプ	投資型	購入型	寄付型	購入型	購入型
資金調達方法	all or nothing型	all or nothing型	実施確約報酬型	all or nothing型	all or nothing型
主なジャンル	事業全般、音楽関係等	地域支援	社会貢献、災害支援等	海外挑戦プロジェクト等	事業全般、クリエイティブ系等
手数料	出資金の5.7%	15~20% ※展開エリアにより異なる	運営手数料10% + 決済手数料	20%	20%
備考		・地域単位でサイトを運営 ・エリアオーナー制度（権利、システム・運用ノウハウの提供）を採用	・非営利団体を対象	・英語版あり ・助っ人制度（挑戦者のサポート、無報酬）を採用	

※各仲介事業者HPのデータを元に事務局作成(平成27年6月現在)

2. クラウドファンディングを「試みる」

2-2 各段階でのポイント

(3) 仲介事業者を選ぶ

<日本の主なクラウドファンディングサイト (2/2) >

名称	READYFOR?	WESYM	GREEN FUNDING	Motion Gallery	Makuake
URL	https://readyfor.jp/	http://wesym.com/ja/	https://greenfunding.jp/	https://motion-gallery.net/	https://www.makuake.com/
運営企業	READYFOR(株)	(株)WESYM	(株)ワンモア	(株)Motion Gallery	(株)サイバーエージェント・クラウドファンディング
設立年月	2011年4月	2011年5月	2011年6月	2011年7月	2013年8月
タイプ	購入型	購入型	購入型	購入型	購入型
資金調達方法	all or nothing型	all or nothing型 ／実施確約報酬型	all or nothing型	all or nothing型 ／実施確約報酬型	all or nothing型 ／実施確約報酬型
主なジャンル	事業全般、社会貢献等	事業全般	事業全般、出版関係等	映画館系関係、地域支援、社会貢献等	事業全般
手数料	17%	20% ※実施確約報酬型は成立時のみ手数料が発生	20% タイプ1)50万円+流通額の5% タイプ2)80万円+流通額の8%	原則10% ※実施確約報酬型で目標額未達の場合は20%	20%
備考		・英語・中国語・韓国語版あり ・楽天スーパーポイントやTポイント等で支援可能	・クラウドファンディングをASPサービスとして提供（日本初）		

※各仲介事業者HPのデータを元に事務局作成(平成27年6月現在)

2. クラウドファンディングを「試みる」

2-2 各段階でのポイント

(4) 目標金額やリワードを設定し、webページを作成する

- 応援したいと思わせる仕掛けづくりをする
- 画像・動画などを使って、プロジェクトにかける強い思いが伝えられるWebページにする
- 事業に必要なコスト、集めた資金の使い道を明示する

2. クラウドファンディングを「試みる」

2-2 各段階でのポイント

(5) 募集中は広報・PRに努める

- 事業賛同者に情報発信・PRの協力をしてもらう
- 広く周知するため、魅力的なホームページで広報するとともに、SNSツールを積極的に活用する
- 活動報告や事業に携わっているメンバーのことなど、継続的に情報発信をする
- 当初計画とズレが生じたときは、速やかに支援者へ状況や対応を伝える
- インターネット等に不慣れな高齢者等の支援も重要なので、口コミ・チラシ・イベントの実施等、デジタル以外のPRツールも活用する

2. クラウドファンディングを「試みる」

2-2 各段階でのポイント

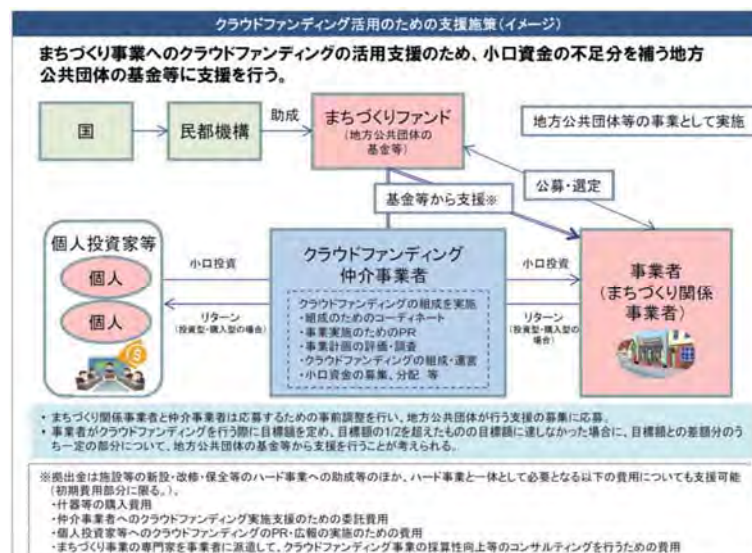
(6) (目標額を達成したら) リワードの実施、アフターフォローを行う

- 募集期間が終了してから速やかにリワードを実施、支援者への感謝を忘れずに
- 継続的な応援団となってもらうため、募集期間後も支援者とのコミュニケーションを大切にする
- クラウドファンディング成立から事業完了までの活動報告も継続して実施する

3. クラウドファンディングを活用したまちづくりを支援する

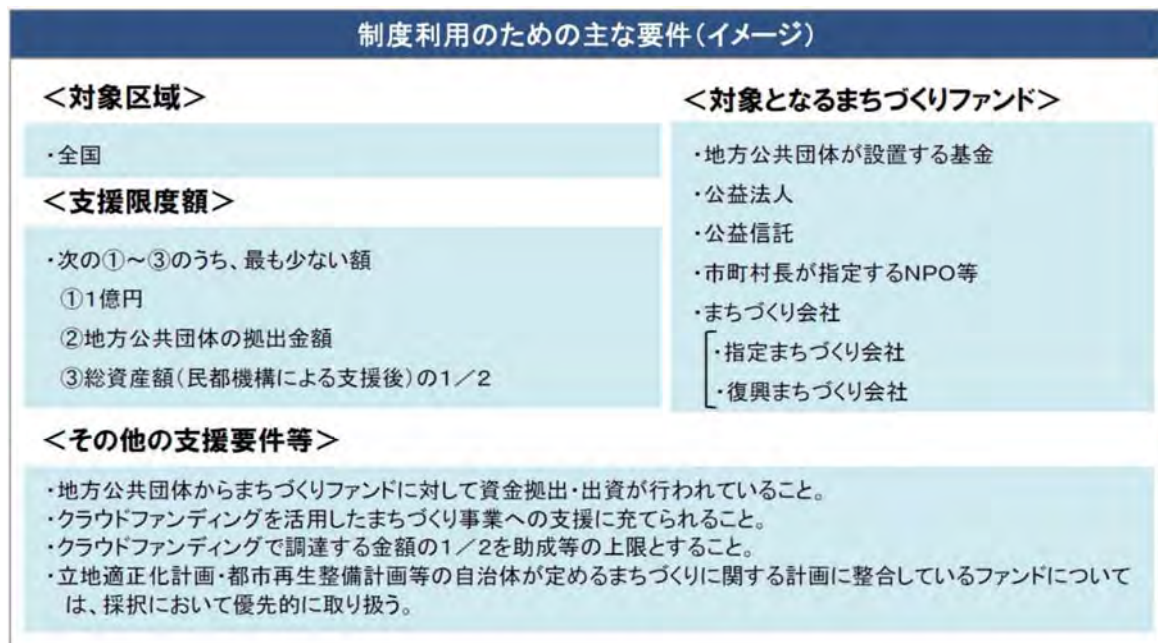
3-1 クラウドファンディングを活用したまちづくり支援制度について

- クラウドファンディングを活用した動きをさらに広めていくため、国土交通省では平成27年度予算において、クラウドファンディングを活用したまちづくり事業を支援する地方公共団体等のまちづくりファンドに対して、民都機構が資金拠出により支援する制度を創設しました。この支援制度を通じて、地域の資金をまちづくりに誘導する先駆的な取組みを全国的に広げていくこととしています。



3. クラウドファンディングを活用したまちづくりを支援する

3-1 クラウドファンディングを活用したまちづくり支援制度について

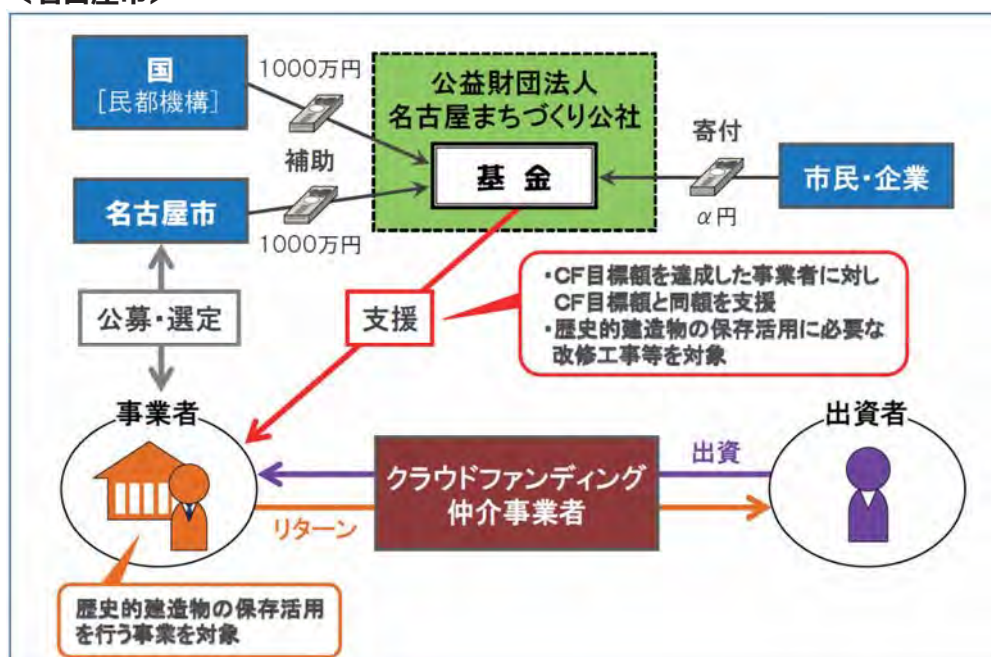


3. クラウドファンディングを活用したまちづくりを支援する

3-2 先進的自治体の取組み

名古屋市と京都市では、クラウドファンディングを活用して歴史的建造物を保存・活用する民間の取組みを支援する制度づくりが検討されています。ここでは、その制度の概要を紹介します。

<名古屋市>

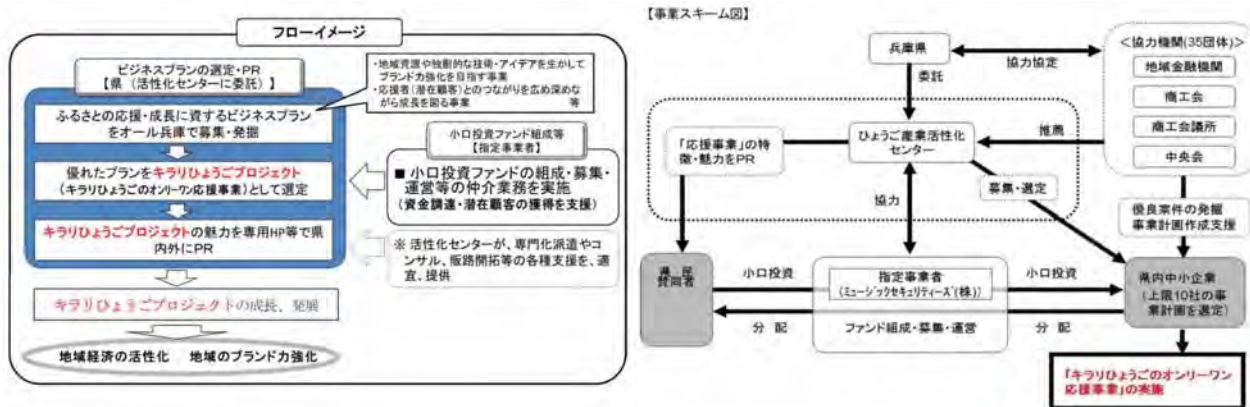


3. クラウドファンディングを活用したまちづくりを支援する

3-2 先進的自治体の取組み

<兵庫県庁>

- ▶ 地域資源や独創的なアイデアを生かして地域ブランドとして成長を目指す中小企業者の取り組みを「キラリひょうごプロジェクト」として発掘・選定し、プロジェクトの魅力を専用WEBページや普及セミナーで広く県内外に情報発信するとともに、クラウドファンディングによる潜在顧客の開拓や資金調達を支援しています。
- ▶ 県と35の協力機関が協定を締結し、案件発掘や事業計画の策定支援に当たるほか、数段階の審査プロセスを経たうえで、支援対象プロジェクトを選定するなど、個別プロジェクトに対する県のかかわり方の度合いが非常に高いのが特徴です。



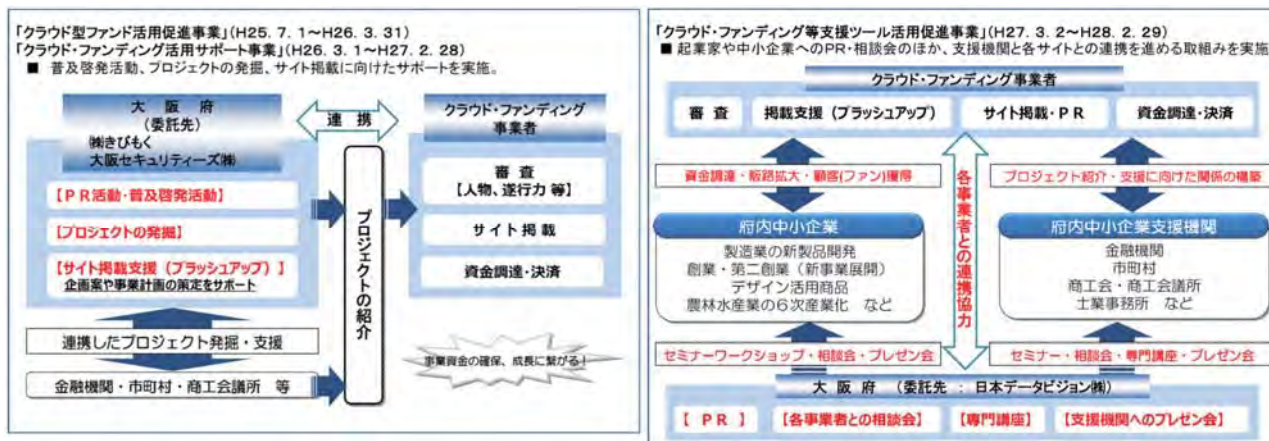
※クラウドファンディングの活用を支援するもので、まちづくり関係の制度ではありません。

3. クラウドファンディングを活用したまちづくりを支援する

3-2 先進的自治体の取組み

<大阪府庁>

- ▶ クラウドファンディング活用サポート事業として、地域金融機関、商工会・商工会議所等と連携し、クラウドファンディングの普及啓発セミナー等のPR・普及啓発活動を行うほか、府内企業などとのネットワーク構築を通じて、有望プロジェクトを発掘し、企画案や事業計画の策定サポートなども行いつつ、ウェブサイトへの掲載を支援しています。



※クラウドファンディングの活用を支援するもので、まちづくり関係の制度ではありません。

3. クラウドファンディングを活用したまちづくりを支援する

3-2 先進的自治体の取組み

	兵庫県	大阪府
担当部署	産業労働部 産業振興局 新産業課	商工労働部中小企業支援室商業・サービス産業課新産業創造グループ
目的	地域振興に資する中小企業の事業をCFの活用によって支援するため	CF専門事業者を大阪に根付かせ、府内の中小企業にCFの制度を普及させるため
開始年度	26年度～	25年度～
仲介事業者	ミュージックセキュリティーズ(投資型) ※事業のモニタリングが可能なことから、投資型に限定して選定	大阪セキュリティーズ(投資型)※25年度～ 働きびもく(購入型)※26年度～ ※25年度は投資型のみ、26年度は購入型のニーズにも対応できるよう、投資型・購入型1社ずつを選定
仕様書の概要	・プロジェクトの募集・審査の支援(委託業務) ・ファンドの組成・運営(協力業務)	以下の事業分野への失業者の新規雇用の実施 ・CFの普及啓発 ・CF案件の発掘 ・CF資金調達計画の策定支援
特徴	①CF事業の支援等は、県の委託を受けた外郭団体「ひょうご産業活性化センター」が実施 ②県内の地銀・信金・信組・商工会議所計35団体からなる「協力機関」が、案件の発掘・精査・支援対象への推薦を担う ③協力機関から推薦された中から選定された事業に対し、ファンド組成に係る初期費用等が支援される	①雇用対策の枠組み(緊急雇用創出基金事業)を活用してCF事業者そのものを支援 ②支援対象のCF事業者は、大阪に本社があることを条件に付与(大阪にCF事業者を根付かせることを目的としたため) ③CF事業者には、事業計画をサポートした案件を他のCF事業者に紹介することを条件に付与
取組み結果と今後の方向性	・26年度は支援対象事業(きらりひょうごプロジェクト)として26件中9件を選定 ・27年度も同様に支援対象事業を選定	・過去2年の取組みにより、「CF専門事業者を大阪に根付かせる」との当初目的は達成 ・27年度は、CFの普及に向けた勉強会を金融・商工会・税理士向けに実施(勉強会参加者を通じて、中小企業にCFの仕組みを展開させることを意図)

3. クラウドファンディングを活用したまちづくりを支援する

3-2 先進的自治体の取組み

福井県鯖江市では、クラウドファンディングサービス「FAAVO」のエリアオーナーとなり、クラウドファンディングを主体的に運営しています。以下に「FAAVOさばえ」の設立経緯や仕組み・体制等を紹介します。

◆「FAAVOさばえ」の設立経緯と仕組み・体制

- 鯖江市は、これまで漆器や繊維、眼鏡産業が盛んであったがどれも衰退傾向にあり、新しい産業を育てることが急務となっていました。そんな折にクラウドファンディングの存在を知り、様々なクラウドファンディングの仲介事業者がある中で、行政が主体となった展開が可能なのはFAAVOであると判断し、準備を進めました。
- FAAVOさばえは、福井銀行グループと連携して運営を行っています。昨今の社会情勢の中で、銀行も融資に対してあまり冒険できない状況ですが、一方で地方銀行が今後生き残っていくためには地域貢献が必須となります。流行のサイクルが早く、何がヒットするか分からない中で、クラウドファンディングは市場テストとしての意味合いがあり、銀行側も融資判断の試金石としてクラウドファンディングを活用したいという思いがあり、利害が一致しました。
- 銀行との連携体制があるため、昨今の厳しい情勢の中で、新商品開発等で融資対象とならなかった案件に対してクラウドファンディングを活用してもらう、仮にクラウドファンディングで目標額を達成できなかったとしても、一定の反響があった場合には、再度融資対象にあげてもらおうといった連携が可能となっています。
- クラウドファンディングは、一般的に達成額の2割が手数料として仲介事業者に支払われるケースが多いですが、FAAVOさばえは行政が運営しているため、手数料は1割としています。この内5%はFAAVOに支払う手数料であり、残りの5%はH P等の制作費となっています。FAAVOさばえのH Pについては、福井銀行のグループ会社である福井ネット(株)に依頼しています。



3. クラウドファンディングを活用したまちづくりを支援する

3-2 先進的自治体の取組み

- リワードの設定、アイデア出しは基本的に市役所で行っています。「日本一小さい西山動物園プロジェクト」では、レッサーパンダは木から落ちないということで、受験生向けにレッサーパンダの糞を使ったしおりを考えたり、地元で漆器・雑貨製造業を営んでいるヤマト工芸の協力を得てレッサーパンダオリジナル時計を製作し、それをリワードとしています。
- 寄付型、購入型の違いについては、HP上に窓口を2つ設定し、寄付型の希望者についてはふるさと納税の方に誘導するなどし、相互に連携を図ることができる形をとっています。

◆「FAAVOさばえ」のこれまでの実績と今後の事業予定

- FAAVOさばえの一つ目のプロジェクトである「つつじマラソンのコースにツツジの花を咲かせようプロジェクト」は、毎年5月末に開催される鯖江つつじマラソンのコースにツツジを植えるというものです。全体で約360万円の事業で、行政が植栽柵等の土木工事を行い、そこに植える苗代をクラウドファンディングで調達しました。ツツジの里親的な意識醸成をねらったもので、つつじマラソンに参加しているランナーから多くの支援をいただきました。



- 「どんぐりからの森づくりプロジェクト」は、地元の小学生に育ててもらったどんぐりの苗を里山や公園に植樹する活動で、NPO法人エコプラザさばえが中心となって行っているものです。今年で8年目を迎える取組ですが、これまで植樹祭の開催に際して30万円の助成を行っていましたが、この費用+αをクラウドファンディングで調達することができました。

3. クラウドファンディングを活用したまちづくりを支援する

3-2 先進的自治体の取組み

- 今後の予定としては、老朽化の著しい住宅が存在する市内河和田地区の空き家を改修し、地元の地場産業への就職を希望する就労者を支援するシェアハウスとして活用する事業や、半年間程度、市内の賃貸住居に滞在し、鯖江暮らしを実体験する体験移住・試住支援事業にクラウドファンディングを活用できないかと考えています。

◆公共事業や支援事業にクラウドファンディングを活用するメリット

- まちづくり活動へのクラウドファンディングの活用については、自分たちで汗をかかないと成立しないという点でこれまでの助成事業と比べて実施主体の本気度が違います。また補助金だと事業計画書や実績報告等が求められますが、クラウドファンディングの場合はそのような煩わしさが少ないことも起案者にとってのメリットとなっているようです。
- 就労者支援シェアハウス事業について、助成事業として税金を投入する場合、少なくとも数年は滞在してもらう必要があるなどいろいろと制約条件がでてきますが、クラウドファンディングで集めた資金を活用すれば、そのような行政的な制約を受けないというメリットもあります。
- 庁内他部署からのプロジェクト提案はまだ少ないですが、成功事例が出始めたことで少し意識にも変化が見られます。目標額以上に集まった資金については、事業のクオリティアップに使えるという点も、これまでの公共事業にはない大きなメリットとなっています。

<資料編> ◆クラウドファンディングを活用したまちづくり事例

No.	プロジェクト名	所在地	プロジェクト概要	実行者	仲介事業者	まちづくり タイプ								
						定住 促進	市街地 活性化	観光 交流 促進	景観 形成	子育て 支援	高齢者 福祉	歴史文化 継承	生活環境 改善	自然環境 保全
1	飛騨高山に、コワーキングスペースをつくります！	岐阜県 高山市	地元ならではの新しいムーブメントを創造・発信していく拠点、飛騨高山出身の若者が地元へ帰るための第一ステップとしての拠点、他地域の人材や文化との交流拠点として、飛騨高山にコワーキングスペースを整備	co-ba hida takayama	FAAVO	●	・							
2	群馬県の松井田商店街に地域生活をサポートするカフェを作る！	群馬県 安中市	喫茶店が1店舗もない松井田商店街に、地域生活をサポートし、「まちの縁側」のようなカフェを整備	Annakaひだまりマルシェ	READYFOR?	●							・	
3	陸前高田のコミュニティカフェ「りくカフェ」の本設オープン支援プロジェクト	岩手県 陸前高田市	東日本大震災後にオープンしたコミュニティカフェ「りくカフェ」の仮設から本設への建替え整備、施設内の家具やブラインド等の内装整備を実施	NPO法人りくカフェ	CAMPFIRE	●							・	
4	閉館した映画館に地域コミュニティと、全国のクリエイターの拠点をづくりたい！	兵庫県 豊岡市	築90年の映画館をリノベーションし、地域コミュニティの活動の場を提供。国内外のクリエイターが集まり交流と制作を行う、映画館を核とした活気ある「場」を創造	有限会社石橋設計 （個人）	Motion Gallery	●						●		
5	郡上八幡の空家をゲストハウスにしたい！！	岐阜県 郡上市	郡上に訪れる人々に、郡上おどり以外にも、たくさんの魅力に触れてもらうことができ、情報発信の拠点ともなる、空き家を活用したゲストハウスの整備	ゲストハウスまちやど （個人）	CAMPFIRE		●							

<資料編> ◆クラウドファンディングを活用したまちづくり事例

No.	プロジェクト名	所在地	プロジェクト概要	実行者	仲介事業者	目的 (まちづくりタイプ)								
						定住促進	市街地活性化	観光交流促進	景観形成	子育て支援	高齢者福祉	歴史文化継承	生活環境改善	自然環境保全
6	明日香村古民家活用おもてなしファンド	奈良県 明日香村	石舞台古墳やキトラ古墳等の太古の歴史遺産めぐりをする観光客の為に、ゆっくりと滞在してもらい、明日香村の魅力に触れてもらう宿泊施設を、古民家の改修により整備を実施	株式会社J-roots	music securities			●				●		
7	子供がのびのび遊べる公園つきカフェを気仙沼にオープンします！	宮城県 気仙沼市	東日本大震災の被災地である気仙沼市において、子どもたちがのびのびできる公園と、お母さんたちがほっと一息つけるコミュニティの場を創出	NPO法人ピースジャム	READYFOR?					●				
8	温泉旅館座敷わらしファンド	奈良県 明日香村	「座敷わらし」が出ると観光名所になっていた旅館が火事で焼失。旅館の再建にあたり建物については地方銀行が融資し、設備面に関してはファンドを立ち上げ、再建を実施	株式会社座敷わらし	music securities							●		
9	自分のまちは自分たちで作りたい！～住民の手でつくる集会所プロジェクト～	宮城県 石巻市	石巻市上釜地区に地域の人々が気軽に寄りあえる集会所を、KUMIKIという木のブロックを組み立てる方法により、住民皆の手でつくるプロジェクト	上釜まじやらいん	makuake							・	●	
10	赤い公園「立川市メジャーデビュー計画」「赤い公園」を作った立川市のPVを撮ろう	東京都 立川市	立川市出身でメジャーデビューを果たしたバンド「赤い公園」のメンバーが、オリジナルの赤いペンチを製作してリアルな赤い公園を造るとともに、立川市を全国区にすべく赤い公園がプロモーションビデオを制作	バンド「赤い公園」	WESYM			・					●	

第1回 クラウドファンディングを活用したまちづくりに関する検討会 議 事 録

日 時：平成27年3月17日15：00～17：20

場 所：（公財）都市計画協会会議室

●参加者

<有識者>

赤井 厚雄	早稲田大学総合研究機構 客員教授（座長）
浅海 義治	一般財団法人世田谷トラストまちづくり トラストまちづくり課長
大月 敏雄	東京大学大学院工学系研究科 教授
島崎 征夫	熊本県企画振興部 部長
島村 昌征	一般社団法人第二種金融商品取引業協会 事務局長
杉本 健	株式会社日本政策投資銀行 企業金融第6部部长
谷山 智彦	株式会社野村総合研究所 上級研究員
堤 盛人	筑波大学システム情報工学系社会工学域 教授
樋野 公宏	東京大学大学院工学系研究科 准教授

<ゲストスピーカー>

猪尾 愛隆	ミュージックセキュリティー株式会社 証券化事業 取締役
八木 輝義	株式会社サーチフィールド FAAVO 事業部 リーダー
田島 実可子	株式会社サーチフィールド FAAVO 事業部
田中 克徳	三菱地所株式会社 法人ソリューション営業部 副長

<国土交通省>

天河 宏文	都市局まちづくり推進課長
神谷 将広	都市局まちづくり推進課都市開発金融支援室長
小林 靖	土地・建設産業局不動産市場整備課長
（代理）土地・建設産業局不動産市場整備課不動産投資市場整備室長 小林 正典 氏	

<オブザーバー>

中西 良尚	名古屋市住宅都市局都市計画部歴史まちづくり推進室長
永原 誠	名古屋市住宅都市局都市計画部歴史まちづくり推進室調査企画係長
寺澤 昌人	京都市都市計画局まち再生・創造推進室空き家対策課長
上原 智子	公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター事務局次長
田中 規雄	北九州市産業経済局新成長戦略推進室サービス産業政策課長
片山 二郎	北九州市産業経済局新成長戦略推進室サービス産業政策課事業推進担当係長

<一般財団法人民間都市開発推進機構>

高橋 忍	常務理事
山下 浩一	企画部長
前川 健二	企画部調査計画課長

<公益財団法人都市計画協会（事務局）>

杉山 雅英	業務執行理事
藤塚 仁	調査研究部長
依田 真治	調査研究部主任研究員
石神 絵里奈	調査研究部

●次第

1. 挨拶

- ・一般財団法人民間都市開発推進機構 高橋 忍 常務理事
- ・国土交通省都市局まちづくり推進課 天河 宏文 課長

2. 出席者紹介

3. 座長挨拶

4. 議事

- (1) 調査全体の概要と検討会の位置づけ
- (2) まちづくりにおけるクラウドファンディングについて
- (3) クラウドファンディングの現状について（music securities、FAAVO）
- (4) クラウドファンディングの活用に向けた取組等について（熊本県、名古屋市、京都市）
- (5) クラウドファンディングを活用したまちづくりに関する事例調査等について
- (6) 意見交換

5. その他（連絡事項等）

●議事概要

- クラウドファンディングを活用したまちづくり支援制度の内容について、目標額の1/2を超えたものの目標額に達しなかった場合に支援を行うとあるが、このスキームは既に決まったものなのか。

⇒ 最終的に決まっているものではない。

- 初期費用に限らず、整備した後の運用等で活用していけるようなスキームであるとありがたい。

⇒ この制度を活用するためのハードルとして目標額の1/2は達成するという条件であり、それで足りない部分を支援していくという枠組みとなっている。いずれにせよ、これから制度づくりを行っていくということで、この検討会での議論を反映していただければと思う。

- 「まちづくり」のイメージについて、事例として紹介いただいているものは古民家の再生・活用といったものが多いように思うが、そういったものだけでなく、例えば公園整備といった公共事業的なものも含まれると考えてよいのか。もう一点は、この制度が既存の住民参加型まちづくりファンドをより広く活用してもらうことを目的としたものなのか、それともまちづくりにクラウドファンディングを広く活用していきたいという意図なのか、どちらなのかを確認させていただきたい。

⇒ 最初のご質問について、公共的な事業であれば活用していただけると思うが、今回の制度は、公共団体が自ら行う事業は対象ではなく、地域住民等の民間が行うまちづくり事業を支援していくというスキームである。二点目については、後者のクラウドファンディングを活用したまちづくりを積極的に広めていきたいという意図である。

- 名古屋市と京都市でこの制度の活用を考えられているようだが、仲介事業者の選定方法はどのように考えているか。制度を活用する事業者任せの形か。

⇒ 行政の方で特定の仲介事業者を決めることは難しいと考えており、制度を活用する事業者の判断で決めてもらうことを想定している。

⇒ 例えば提案と入札を組み合わせた総合評価のような形で仲介事業者を決定する方法もあるかと考えている。ただし、京都市では投資型のクラウドファンディングを想定しており、そうすると現状でミュージックセキュリティーズなど数社に限られるかと思う。

⇒ 議会等への説明もあるため、公募のような形が想定される。期待するのは、このような制度づくりを行うことで、投資型の仲介事業者も増えてくる可能性がある。それを待っていては遅くなってしまうため、何らかのアクションを起こしていく必要がある。先ほどのアンケート結果でも、事例を分かりやすく示してほしいという意見があり、試行的にでも成功事例をつくっていくことが重要かと考える。

⇒ 弊社ではこれまで2つのパターンの経験があり、先に仲介事業者の公募があり選定された後にクラウドファンディングを活用したい事業者を募集するタイプと、先に事業者が決まっているタイプがあるが、前者の方が効果的ではないかと考える。やはりファン

どごとに運営者が異なると仕組みも異なってくるため、PRするときも募集の仕方が変わってくる。投資家としても一つのシリーズとして見た方が理解しやすいし、仲介事業者としてもPRしやすい。

- 先ほどのご意見にあったまちづくりのイメージにも関わるが、まちづくりの場合、特に公共的な事業ではリターンをどう設定するかが難しいように思う。そういった中で、先ほど三菱地所さんのご提案にあった、容積率を足すアイデアは面白いと思った。公共的な貢献を行うことで、関係主体がともに win-win の関係になれる形が望ましい。
- 地域の課題解決にクラウドファンディングおよびこの制度がどのように使っていけるのか、歴史的資源が残っているような特殊な地域だけでなく、一般的な地方都市が抱える中心市街地の空洞化等に対してどのような活用手法があるのか、今後取りまとめるマニュアルにおいても、一般的な都市の事例もぜひ取り上げていただければと思う。また全国的に空き家の増加が社会問題となっているが、改修して使えるような空き家はよいが、空き家解体後の空き地を上手く活用しているような事例や事業スキーム提示していただけるとよい。
- リターンの設定が難しいところであり、面白いところではないかと思う。本日紹介いただいた京町家まちづくりファンドは寄付ということで税制上の優遇措置が用意されているが、クラウドファンディングでも寄付型については、そのような形も設定し得るのではないかと考える。また購入型や投資型についても、リターンの設定の仕方によって多様な人たちをステークホルダーにし得のではないかと考える。今後色々と展開していく上では、クラウドファンディングの種別をどれだけ厳格化していくのかが課題ではないかと感じる。
- 先ほどご説明のあったアンケート結果を見ると、再開発や区画整理にクラウドファンディングを活用したいという意見が挙がっていたが、そういった事例もでてくると、また広がりも出てくるのかなと感じた。また鎌倉の事例で、年度をまたいだ事業が難しいという意見もあったが、近年の公共事業ではその辺も柔軟になりつつあると思うので、国としてのサポートも検討していただければと思う。また今回の検討会での話を聞いて、クラウドファンディングで行うということの本質がよく分からなかったもので、その部分も次回は少し掘り下げて議論できればよいと思う。
- 投資家にリスクの面をどのように説明していくのか、その見せ方にも工夫が必要かと思う。また投資型、購入型、寄付型の区別が一般の方には分かりにくいと思うので、今後作成するマニュアルにおいてもその辺がポイントになるのではないかと考える。

以 上

地方公共団体によるクラウドファンディングの支援事例

(仲介事業者を活用した地域のまちづくり案件の支援に向けて)

地方公共団体が地域内におけるクラウドファンディングの活用を支援するために、地方公共団体が仲介事業者を自ら選定し、制度の普及促進・案件の発掘・資金調達計画のサポート等を委託する例も見られます。

ここでは、地方公共団体での実施例をふまえて、地方公共団体による支援事例の概要を紹介します。なお、両府県とも支援対象はまちづくり案件に限定したものではありませんが、地方公共団体が支援内容を検討するに当たって参考になると思われます。

【地方公共団体が仲介事業者を選定するメリット】

- ・ 仲介事業者の持つ事業計画や資金調達計画の策定ノウハウを活用して、地域内のまちづくりの取組みをピンポイントで支援することができます。
- ・ 仲介事業者との委託契約の仕様書によって、はたらきかけをお願いしたい事項を地域の実情に応じた形で規定することができます。

【仲介事業者への委託業務の概要】

① クラウドファンディングの普及啓発

特に初期の段階では、クラウドファンディングの仕組みそのものを知ってもらうためのセミナーや相談会を開催することが普及啓発に当たって重要です。

② 対象案件の発掘

クラウドファンディングによる資金調達や事業そのものの実現性が高い有望な案件を探し出します。委託先事業者が行うケース（大阪府）、地方公共団体管内の協力機関（金融機関・商工会議所など）が行うケース（兵庫県）などの方法があります。

③ 事業計画や資金調達計画の策定に係るサポート

通常、投資型の場合は、事業計画や資金調達計画の策定に係る初期費用相当額を仲介事業者に対して負担しますが、兵庫県のケースでは初期費用相当額の助成を行っています。

【選定時における整理事項】

- ・ 仲介事業者の選定に当たっては、公募期間・応募条件・仲介事業者のタイプ（投資型・購入型・寄付型）を定めるかどうか・審査手順・審査機関・委託する業務内容・業務期間・契約金額等を整理します。
- ・ 兵庫県の事例のように、プロジェクトを行う事業者への支援も行う場合は、支援対象事業を選ぶための必要事項も合わせて整理します。

参考：兵庫県・大阪府の取組み

※ まちづくり案件に限定した取組みではありませんが、支援内容の検討時の参考として下さい。
(以下、クラウドファンディングを「CF」と略して表示)

	兵庫県	大阪府
担当部署	産業労働部 産業振興局 新産業課	商工労働部中小企業支援室商業・サービス産業課新産業創造グループ
目的	地域振興に資する中小企業の事業を CF の活用によって支援するため	CF 事業者を大阪に根付かせ、府内の中小企業に CF を普及させるため
開始年度	平成 26 年度	平成 25 年度
選定した仲介事業者	ミュージックセキュリティーズ(投資型) ※ 事業のモニタリングが可能なことから投資型に限定して選定	大阪セキュリティーズ(投資型)25 年度～ 株式会社もく(購入型)26 年度～ ※ 25 年度は投資型のみ、26 年度は購入型のニーズにも対応できるよう投資型・購入型 1 社ずつで選定
業務の概要	・プロジェクトの募集・審査の支援(委託業務) ・ファンドの組成・運営(協力業務)	以下の事業分野への失業者の新規雇用の実施 ・CF の普及啓発 ・CF 案件の発掘 ・CF 資金調達計画の策定支援
特徴	① CF 事業者は県が選定。CF 実施に係る業務は、県の委託を受けた外郭団体「ひょうご産業活性化センター」が実施 ② 県内の地銀・信金・信組・商工会議所計 35 団体からなる「協力機関」が、案件の発掘・精査・支援対象への推薦を担う(地域経済と関連の深い機関の協力により、優良な案件の発掘や事業実現に向けた精査が可能) ③ 協力機関から推薦された中から選定された事業に対し、ファンド組成に係る初期費用等が支援される	① 雇用対策の枠組み(緊急雇用創出基金事業)を活用して CF 事業者そのものを支援 (一定人数を新規雇用し、期間満了後も半数超を継続雇用することを条件) ② 支援対象の CF 事業者は、大阪に本社があることを条件に付与(大阪に CF 事業者を根付かせることを目的としたため) ③ CF 事業者には、事業計画をサポートした案件を他の CF 事業者に紹介することを条件に付与
取組み結果 今後の方向性	・26 年度は支援対象事業(きらりひょうごプロジェクト)として 26 件中 9 件を選定 ・27 年度も同様に支援対象事業を選定	・2 年間の取組みにより、「CF 事業者を大阪に根付かせる」との当初目的は達成 ・27 年度は、CF 普及のための勉強会の企画をメイン業務に設定 (勉強会の対象者である金融機関・商工会・税理士を通じて、中小企業に CF の仕組みを展開させることを目的に設定)

平成 27 年度 ひょうごふるさと応援・成長支援事業の概要

1 事業目的

地域ブランドとして成長・飛躍を目指す中小企業者の優れたビジネスプランを「キラリひょうごプロジェクト」として選定し、ふるさと投資（注 1）を活用した応援者づくりと資金調達を支援することで、地域経済の活性化と地域のブランド力強化を図る。

2 事業内容

（1）ふるさとへの応援・成長に資する取組を発掘・選定

① ふるさとへの応援・成長に資するビジネスプラン（商品開発・事業拡大・新事業展開）を公募

【対象となるビジネスプラン】
地域の資源・特色または独創的な技術・アイデア等を生かした取組であり、ふるさと投資により資金調達と応援者（潜在顧客）の獲得を目指す事業計画

② 協力機関（注 2）が事業計画のブラッシュアップを支援

③ 優れた事業計画をキラリひょうごプロジェクトとして選定（上限 10 件）

（2）プロジェクトの概要・魅力を県内外に情報発信（PR）

専用HP・リーフレット等により、地域が誇るオンリーワンの取組として、プロジェクトの概要や魅力、事業の進捗状況等を県内外に情報発信 (<http://www.kirari-hyogo.com>)

（3）支援措置

指定事業者（注 3）及びひょうご産業活性化センターから以下の支援を提供

■ ふるさと投資による資金調達とファンづくり（指定事業者）

減価価格で小口の投資ファンド（規模：500 万円～3,000 万円程度、運営期間：2～5 年）を組成し、応援者（潜在顧客）の開拓・形成を図りつつ、事業に必要な資金を調達

■ 事後フォロー（活性化センター）

プロジェクト実施に当たり、活性化センターが専門家派遣やコンサル、販路開拓等の支援を提供

【スケジュール】

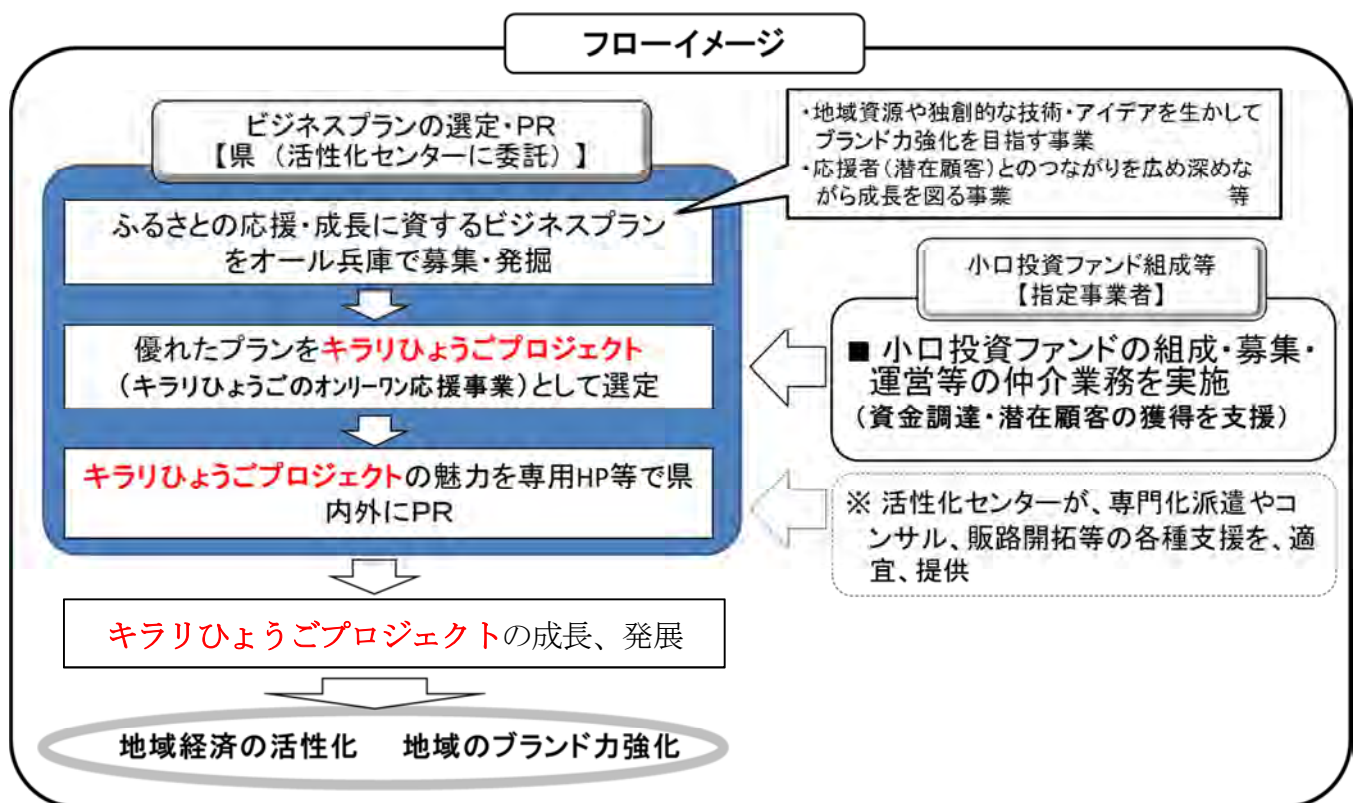
4 月 13 日～ 6 月 30 日	事業計画の募集
7 月～10 月	審査（書面審査・適正評価調査の実施）
10 月中旬	キラリひょうごプロジェクト選定
12 月上旬～	専用HP等でキラリひょうごプロジェクトのPR、プロジェクト毎に投資ファンドを組成し資金調達 (個別ファンド毎に資金調達が完了した時点でプロジェクトを開始)

【実施主体】 県から（公財）ひょうご産業活性化センターに委託して実施

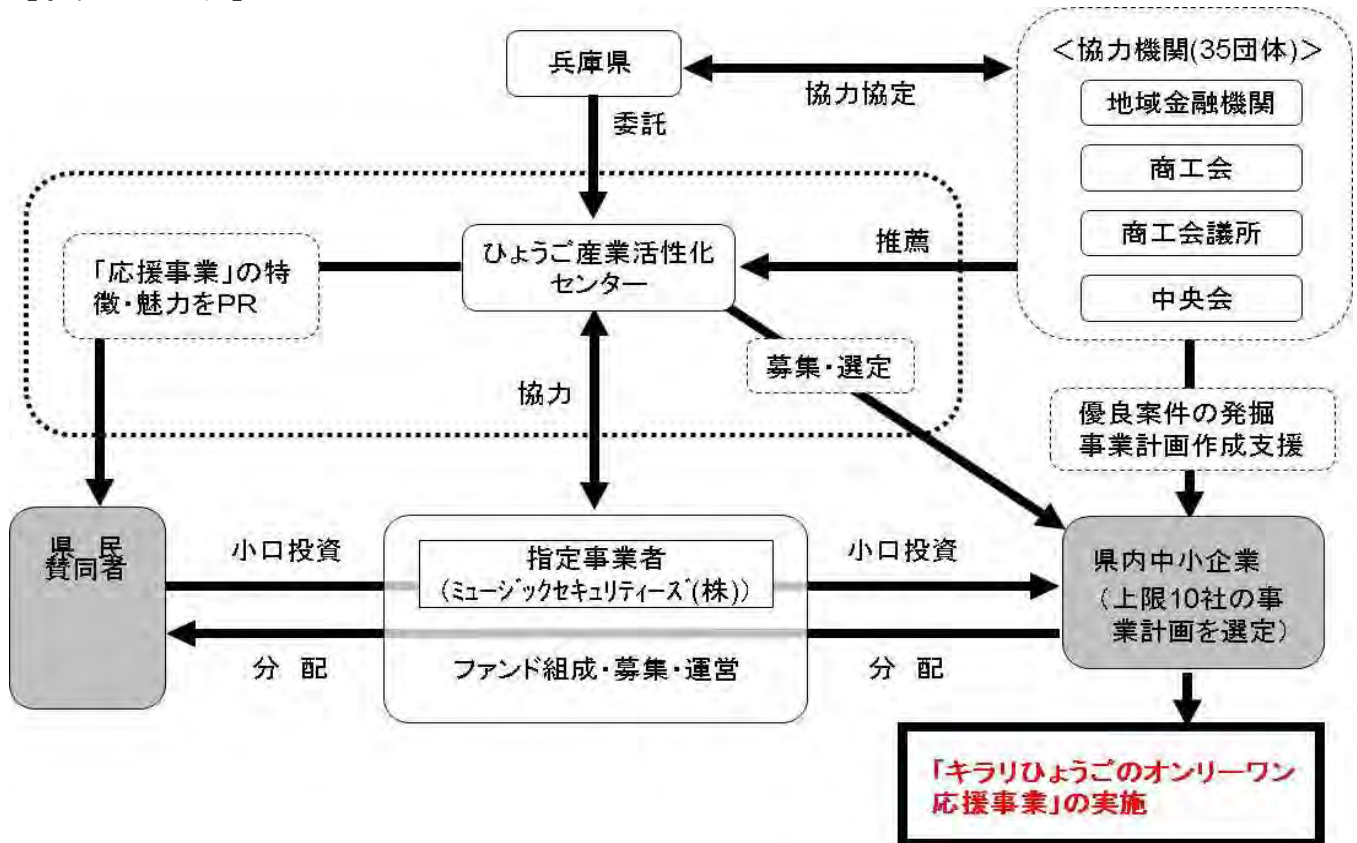
注 1：ふるさと投資＝地域資源の活用やブランド化など、地方創生等の地域活性化に資する取組を支えるさまざまな事業に対するクラウド・ファンディング等の手法を用いた小口投資であって、地域の自治体や地域づくり団体の活動と調和が図られたもの（内閣府地方創生推進室の定義）。

注 2：協力機関＝県との協定に基づき、案件発掘や事業計画作成支援等の事業推進に協力を行う機関（地域金融機関、商工会議所、商工会、県中小企業団体中央会）

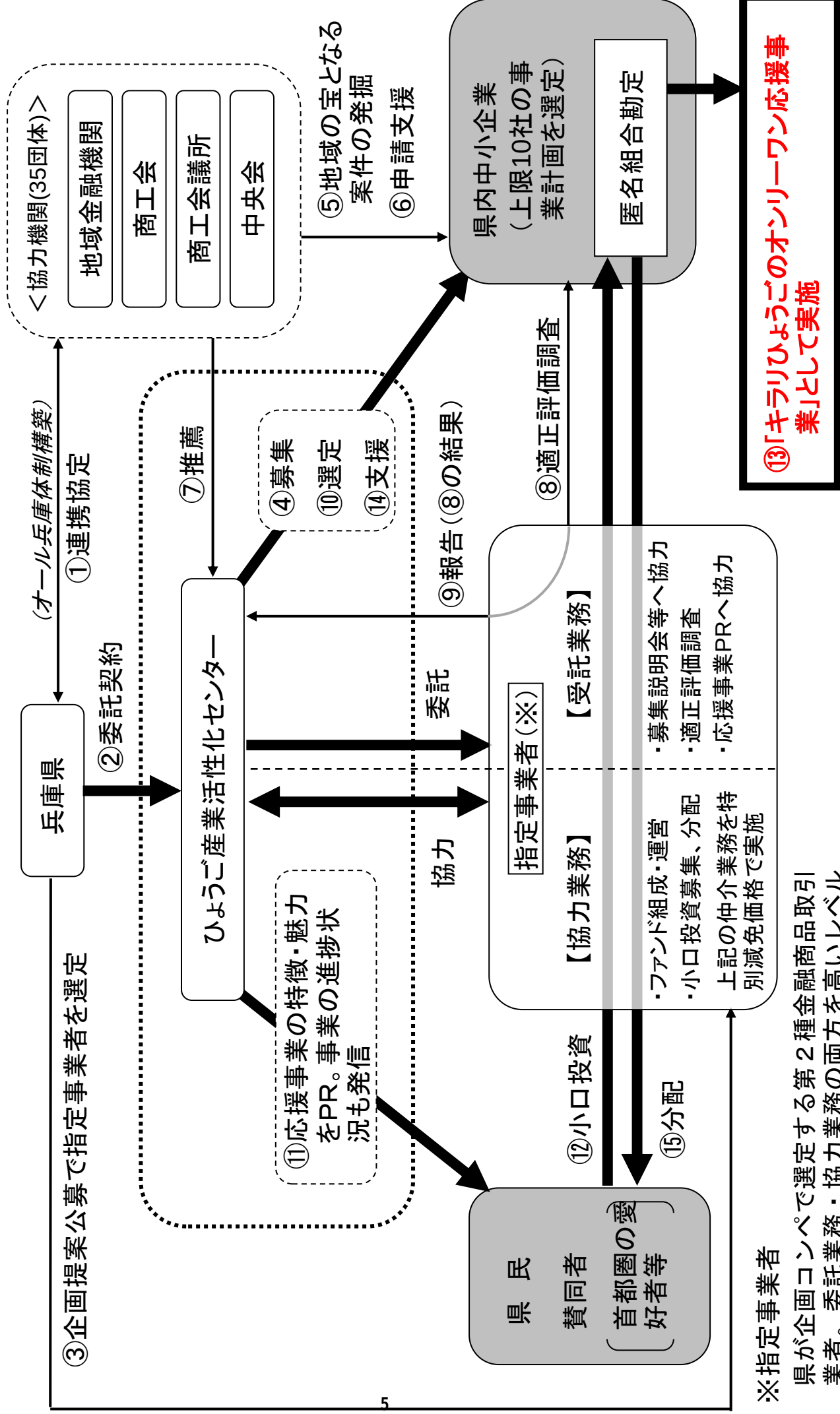
注 3：指定事業者＝県が企画提案コンペで選定した第 2 種金融商品取引業者（ミュージックセキュリティーズ株式会社）。県との協力協定に基づき、ふるさと投資に関する支援措置を提供



【事業スキーム図】



FY27事業スキーム図



※指定事業者

県が企画コンペで選定する第2種金融商品取引業者。委託業務・協力業務の両方を高いレベルで実施できる者を選定

**ひょうごふるさと応援・成長支援事業にかかる指定事業者
(第2種金融商品取引業者)の企画提案募集の概要**

1 業務内容

下表の2つの業務(委託業務、協力業務)を実施できる事業者を総合評価方式(実績・運営体制、提案内容の評価+見積額)で選定

区分	内容	備考
委託業務	■募集・審査の支援業務 ・ <u>募集協力</u> (研修会、説明会への講師派遣) ・ <u>適正評価調査</u> (企業診断、リスク調査等) ・ <u>事業計画の改善支援</u> (分配シミュレーション作成等)	センターとの委託契約に基づき実施(委託事業)
協力業務	■応援事業のファンド組成・運営・広報協力 (自社保有HP及び契約システムを活用して実施) ・ <u>ファンド組成</u> (匿名組合契約による出資の勧誘) ・ <u>ファンド運営</u> (ファンド組成期間中の事業モニタリング・監査等の実施および出資者への報告)	県との協力協定に基づき実施(自主事業)

2 評価方法

実績・実施体制の評価点に、委託業務・協力業務の提案内容に関する評価点および見積金額の評価点を合計し、最高得点を取得したものを指定事業者として選定

区分	評価項目1 (A)	評価項目2 (B)	合計 (A+B)
実績	ファンド組成・運営の実績に関する評価点	—	Aの点数
運営体制	従事者の適格性・運営体制に関する評価点	—	Aの点数
委託業務	提案内容の評価点	見積金額の評価点	A+Bの点数
協力業務	提案内容の評価点	見積金額の評価点	A+Bの点数
—	—	—	<u>合計点数</u>

3 日程

- 5月23日 公募(～6月12日締切) ※プレスリリース、県HP 等
- 6月16日 審査委員会で選定
- 6月20日 プレスリリース(連携協力体制構築と事業計画の募集)
- ※ 県、協力機関(35団体)、指定事業者によるオール兵庫の連携協力体制の構築が完了。応援事業の募集開始(7月1日～)
- 7月1日 応援事業の募集開始(県・センターの連名で発表)



—ふるさと投資を活用して県内中小企業の成長・発展を支援します—

平成 27 年度 ひょうごふるさと応援・成長支援事業 ビジネスプラン募集要項

地域で頑張るふるさとの応援・成長に貢献する兵庫県内の中小企業者の取組を「キラリひょうごプロジェクト（キラリひょうごのオンリーワン応援事業）」として発掘・選定し、地域が誇るオンリーワンの取組として広く県内外に情報発信すると共に、プロジェクトの趣旨に賛同・共感する県民等の応援者からのふるさと投資（本事業では、投資型クラウド・ファンディング）を活用した資金調達や潜在顧客の開拓を支援します！

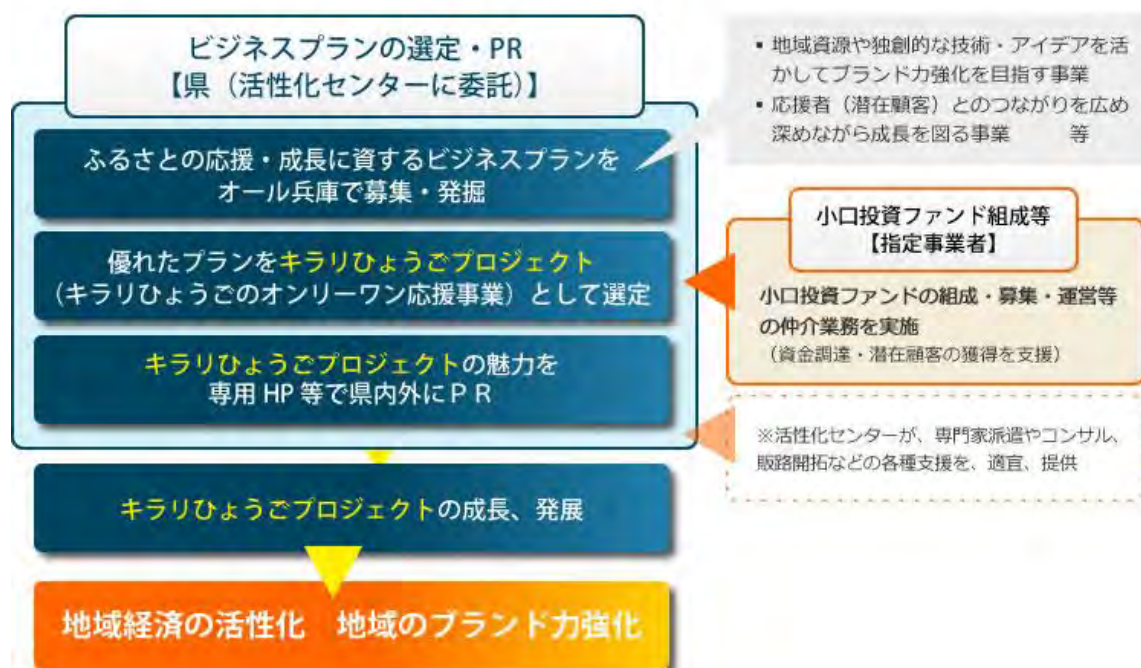
【<http://web.hyogo-iic.ne.jp/kigyo/furusato>（ひょうご産業活性化センター公募サイト）】

1 目的

ふるさとの応援・成長に貢献する兵庫県内の中小企業者のビジネスプランを「キラリひょうごプロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）として選定し、プロジェクトを成長・発展に導くことで、地域経済の活性化や地域のブランド力の強化を目指す「ひょうごふるさと応援・成長支援事業」（以下「本事業」という。）を実施します。

具体的には、兵庫県が有する地域資源や独創的な技術・アイデアなどを生かした県内中小企業者の商品開発、新事業展開、事業拡大のうち、地域で頑張るふるさとの応援・成長に資する取組を発掘・選定し、広く県内外へ情報発信することにより、プロジェクトの認知度向上と応援者づくりを促進しつつ、ふるさと投資（小口投資）を活用した資金調達や専門家派遣、コンサルティング及び販路開拓等の各種支援を行うものです。

事業のフローイメージ



<用語の説明>

- (1) 地域資源とは、地域の中小企業が地域産業資源を活用して行う新事業展開を支援するため、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」に基づき、兵庫県が指定した「地域産業資源」(*)を意味します。

※「地域産業資源」については以下のURLをご参照ください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ie08/documents/26chiikisigen.pdf>

- (2) ふるさと投資（小口投資）とは、地域資源の活用やブランド化など、地域活性化に資する取組に対するクラウド・ファンディング等の手法を用いた小口投資のうち、自治体等の活動と調和が図られたものを指します。本事業では、多数の投資家から少額ずつ資金を募集するクラウド・ファンディングのうち、ファンド運営業者を介して、投資家が中小企業者との間で匿名組合契約を締結し、投資と分配を行う投資型クラウド・ファンディングを活用しています。

2 実施主体

- | | |
|-------------------|---|
| (1) ビジネスプランの募集・審査 | 公益財団法人ひょうご産業活性化センター
(以下「センター」という。) |
| (2) ビジネスプランの作成支援 | 協力機関（地域金融機関、商工会議所、商工会、
兵庫県中小企業団体中央会） |
| (3) 小口投資による資金調達支援 | ミュージックセキュリティーズ株式会社
(兵庫県が企画提案コンペで指定事業者として選定
した第2種金融商品取引業者。以下「指定事業者」
という。) |
| (4) 専門家派遣・コンサル等支援 | センター |

3 応募資格

兵庫県内に本社を有する中小企業者で、(1)又は(2)に該当する方が対象となります。

- (1) 本事業の推進に関して兵庫県との連携協力を合意している金融機関、商工会議所、商工会や兵庫県中小企業団体中央会（以下「協力機関」という。）の顧客（金融機関の場合）もしくは会員（新たに顧客・会員になる方も含む）であり、かつ、当該協力機関の推薦を得ていること。
- (2) 概ね過去5年以内に、次のいずれかの県の創業支援施策や顕彰制度等を利用して、商品開発や新事業展開、事業拡大を行っていること。
- ① 兵庫県又はセンターからの補助金
 - ② センター又はセンターが出資するファンドからの投融資
 - ③ 中小企業支援ネットひょうごが選定した成長期待企業又はセンターが認定するチャレンジ企業
 - ④ グッドデザインひょうご選定事業又はひょうごNo.1 ものづくり大賞、ひょうごクリエイティブビジネスグランプリ
 - ⑤ ひょうご新商品調達認定制度
 - ⑥ その他、上記と同様と認められる支援施策

(注意)・中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者を指します（次ページ参照）。

主たる事業として営んでいる業種	定義
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人

- ・NPO 法人、ボランティア活動、財団法人、社団法人、企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会等は対象外です。

4 対象事業計画

本事業に申請できる事業計画は、新規商品・サービスの企画・開発、既存商品・サービスの品質向上や量の拡大、新たな事業分野への展開等（※以下例示）であって、以下の(1)～(4)すべての要件を満たすものとします。

※事業分野の例示

漁業・水産加工、食品製造、酒、農業・畜産・林業、製造、広告・出版、ファッション・工芸、化粧品、小売り、音楽、観光・宿泊、スポーツ、飲食店 など

- (1) 兵庫県指定の「地域産業資源」や地域の特色などを生かし、全国に誇り得る魅力ある商品や事業としてブランド力強化を目指していること。
- (2) 小口投資により資金調達を図りつつ、応援者（潜在顧客）とのつながりを広め深めながら、事業の成長を図る取組であること。
- (3) 小口投資により調達を目指す資金規模が、概ね500万円から3,000万円であり、かつ、資金使途が明確であること。（下表参照）

■ 対象経費（資金使途）

申請事業の設備投資（不動産取得は含まない）、売上原価及び販管費等であり、かつ、申請事業の実施により新たに発生する費用であること。

※ 売上原価＝原材料費、外注費、人件費、光熱水費、地代家賃 等

※ 販管費＝販売手数料、広告宣伝費、営業部門の人件費 等

■ 費用充当割合

申請事業に要する費用総額のうち、小口投資の調達資金の充当割合が10分の1以上、10分の10以下であること。（申請事業以外の事業への流用は不可）

- (4) 事業計画期間が、原則、平成27年4月1日から平成28年9月30日までに着手し、事業開始から2年以上、5年以内に終了する事業であること（5年以内に、小口投資で調達し申請事業の費用として使用した資金を回収し出資者への分配を終了する計画であること）。ただし、出資者への分配終了後の事業継続は可能。

5 事業計画の選定基準

選定基準は以下の①から④のとおりとし、審査委員会で審査・選考を行いプロジェクトを選定します。なお、審査にあたっては、事業分野や地域のバランスを考慮場合があります。

- ①次のいずれかに該当し、地域経済の活性化、地域のブランド力強化への貢献が期待される取組

（ア）県指定の「地域産業資源」又はこれに準ずると認められる地域ならではの資源

- 並びに地域の特色を活用していること。
- (イ) 地域の実情を踏まえた課題の解決に資すること。
- (ウ) 伝統的または独創的もしくは創造的な技術やアイデアを生かしていること。
- ② 応援者（潜在顧客）の開拓・形成が事業の成長に重要であること。
- ③ 県民等の賛同や共感を得るストーリー性や訴求力のある取組
- ④ 資金使途が明確であり、収支計画を含む事業計画の実現可能性が高い取組

6 事業計画書（様式2）の作成支援

事業計画書（様式2）は、多くの人が応援したくなるような事業としての実現可能性や、申請者の経営状況や収支計画等を正しく判断するため、作成いただくものです。

そのため、協力機関・センターにおいて、申請者を対象に、経営者の夢や想い、アイデアの具体化や事業戦略・資金計画の立案などの相談、助言を行い、事業計画書などの申請書の作成支援を実施します。

支援を希望される方は、十分な時間的余裕をもって下表の支援先へご相談ください。

申請者の応募資格	支援先
3(1)に該当する方	協力機関（11ページ、12ページ）
3(2)に該当する方	センター（8ページの15）
上記のいずれも該当する方	協力機関又はセンターのいずれか1つ（任意に選択）

7 事業計画の審査

事業計画の審査は以下の①から④の順に実施します。

- ① 審査委員会による事業計画の書面審査
- ② 書面審査通過者への指定事業者による事業計画の適正評価調査
- ③ 審査委員会による事業計画に関するヒアリング
- ④ 審査委員会による事業計画の最終審査

なお、書面審査通過者への指定事業者による事業計画の適正評価調査（②）については、別途指定事業者との間で「適正評価調査」等に係る個別契約（秘密保持等）を締結していただき、財務計画書を別途お知らせする期限までに作成のうえ、指定事業者の指示に従って財務内容などの調査（調査費用負担なし）を受けていただきます。

8 審査結果の通知等

最終審査終了後、申請者へは採択（最大10件）または不採択の結果をセンターから通知します（審査経過、選定結果の内容等についての問い合わせには応じられません）。

9 採択後の各種支援措置

プロジェクトに選定されると、以下の支援が、それぞれ指定事業者及びセンターから提供されます。

- (1) 指定事業者による支援（以下①～③に関する申請者の費用負担なし）

- ① 指定事業者との小口投資に係る契約等の締結

事業計画がプロジェクトに採択された申請者（以下「事業者」という。）は、指定事業者との間で小口投資に係る契約（資金調達規模、一口の投資金額、出資者特典、分配財源の基礎となる売上げの範囲などに関する条件も記載）等を締結していただきます。（契約手続き等の詳細については、別途、個別説明会を開催します。）

- ② ファンド組成・小口投資募集開始

指定事業者との間で小口投資に係る契約等の締結完了後、指定事業者が小口投資の募集を開始します（潜在顧客の開拓支援）。

③ ファンド運用開始

小口投資の募集完了後、指定事業者により、小口投資資金を取りまとめの上、事業者に送金されます（ファンド運用の開始、資金調達支援）。

＜調達資金の会計処理の概略＞

小口投資の調達資金の会計処理については、指定事業者の指導・助言に基づき、事業者が実施することになりますが、概略は以下のとおりです。

- 小口投資により調達した資金は貸借対照表の資産項目に流動資産として計上し、同時に、負債項目として同額を匿名組合預り金として計上
- 匿名組合預り金は、ファンド組成時に契約書により出資者に約した事業売上の一定割合を、約した時期に分配
- 分配の時期は、原則、ファンド組成期間中の事業年度ごとに、当該年度の損益に応じて分配

(2) センターによる支援

① プロジェクトのPR

プロジェクトは、専用ホームページ（<http://www.kirari-hyogo.com/index.html>「キラリひょうご」で検索）等で公表し、地域が誇るオンリーワンの取組としてプロジェクトの概要や魅力、事業の進捗状況等を広く県内外に情報発信します。

② 事後フォロー

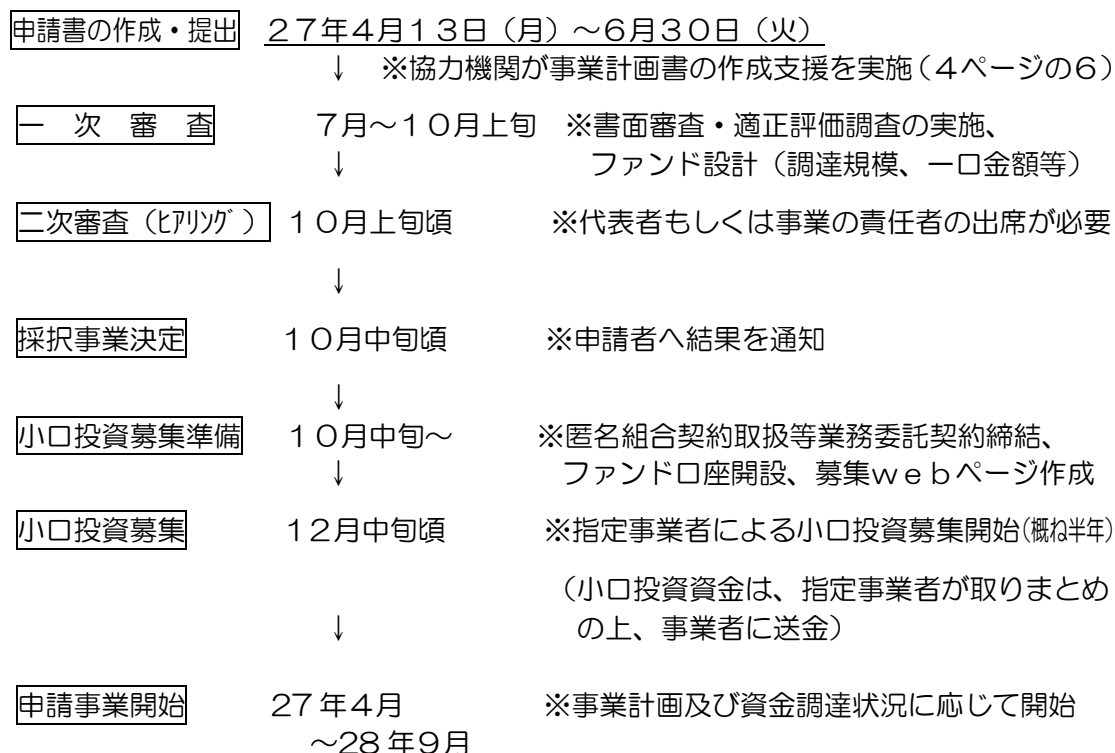
プロジェクトの実施にあたり、センターは専門家の派遣やコンサルティング、販路開拓等の各種支援メニューを事業者を提供し、プロジェクトの事後フォローを行います。

10 選定された事業者の経費負担

選定後の小口投資ファンド組成・運営に関して、事業者が指定事業者に対して負担する経費は下表のとおりです。上記9(2)②の事後フォローは一部有料のメニューもあります。詳しくは別途センターにご相談ください。

費用項目	金額	備考
初期経費	0 千円	小口投資ファンド組成にかかるファンドの各種条件の作成、広告用プロジェクト概要の編集等
小口投資ファンド運営	調達額 × 2 % (税別) / 年	事業モニタリング、出資者への情報提供などの経費
小口投資ファンド監査	100 千円 (税別) / 年	ファンドの資金使途などの監査経費 100千円(税別) × ファンド組成年数

11 事業全体の流れ（予定）



12 応募方法

- (1) 受付期間 平成27年4月13日（月）から6月30日（火）
- (2) 申請に必要な書類（申請様式はセンターのホームページからダウンロードできます）
 - ① 「ひょうごふるさと応援・成長支援事業」申請書及び事業計画書（様式1・2）
 - ② 企画書（自由様式、A4版両面印刷、4枚以内。任意提出する場合）
 - ③ 会社概要書（パンフレット等）
 - ④ 商業登記簿謄本 又は 履歴事項全部証明書（原本）「法人の場合」
 - ⑤ 申請者本人であることが確認できる書類の写し（運転免許証等）「個人事業主の場合」
 - ⑥ 対象事業の事業計画の内容の分かる資料（適宜。任意提出する場合）
 - ⑦ 許認可を伴う業種であれば許可証の写し
 - ⑧ 最近3ヶ年の決算書類写し（税務申告書、決算書及び勘定科目明細、税務署受付印のあるもの）「法人の場合」
 - ⑨ 最近3ヶ年の青色税務申告書（収支内訳書含む、税務署受付印のあるもの）「個人事業主の場合」
 - ⑩ 個人情報の取り扱いに関する同意書（様式3）
 - ⑪ 応援メッセージ（様式4）
- (3) 提出先

申請に必要な書類を下表の提出先へ持参又は郵送して提出してください。郵送の場合、封筒の表面に「ひょうごふるさと応援・成長支援事業 事業計画申請書在中」と朱書きしてください。なお、提出された書類は返却しません。

申請者の応募資格	提出先
3(1)に該当する方	協力機関（協力機関を経由してセンターへ提出されます）
3(2)に該当する方	センター
上記のいずれも該当する方	協力機関又はセンターのいずれか1つ（任意に選択）

※いずれに提出いただいても、外部有識者を中心とした審査委員会による審査のため、審査には影響しません。

受付時に事業内容の確認等で時間を要する場合や、不備により受付できない場合などがありますので、申請書を提出する前に、できるだけ十分時間に余裕を持って提出先にご相談ください。

協力機関の受付時間は、各協力機関（11～12ページ協力機関一覧を参照）へお問い合わせ下さい。センターの受付時間は、土・日・祝日を除く9時から17時（最終日は16時）です。

13 協力機関について

協力機関は、地域の中小企業者とのつながりが深く、金融・経営に関する高い専門知識を有していることから、本事業の円滑な実施を図ることを目的に、県と連携協定（秘密保持を含む）を締結して、地域が誇るオンリーワンの取組の発掘や事業計画の作成支援を行います。

（協力機関の役割）

区分	業務の概要	備考
協力業務	- 募集に関する広報宣伝 - 申請を行う中小企業者に対する事業計画の作成支援 - 上記支援を行った中小企業者からの応募を取りまとめ、審査委員会（センターに設置）へ推薦	県との協力協定に基づき実施します。

14 指定事業者について

指定事業者は、県が企画コンペで選定した金融商品取引法第28条第2項に定める第2種金融商品取引業者です。

プロジェクトの選定において、書面審査を通過した事業計画を対象に適正評価調査等を行うとともに、県との協力協定に基づき、プロジェクトを実施する事業者に対して、小口投資ファンドの組成・運営・広報に関する協力を行います。

なお、適正評価調査等については、センターと指定事業者との委託契約に基づきセンターの費用負担にて実施されますので、事業者に調査費用等の支払い義務は発生しません。

（指定事業者の役割）

区分	業務の概要	備考
協力業務	■プロジェクトのファンド組成・運営・広報協力（HP及びWEB上の契約システム「セキュリテ」を活用して実施） - ファンド組成・募集（匿名組合契約による出資の勧誘等） - ファンド運営（事業進捗把握・監査等の実施、出資者への報告） - 広報宣伝への協力（事業進捗の情報発信等への協力）	県との協力協定に基づき実施します。

15 問い合わせ先

応募に関すること

〒651-0096 神戸市中央区雲井通5丁目3番1号 サンパル6階
公益財団法人ひょうご産業活性化センター 創業推進部 投資育成課 石田 青木
TEL : 078-230-9435 FAX : 078-230-8391
E-Mail : s-ishida@staff.hyogo-iic.ne.jp
URL : <http://web.hyogo-iic.ne.jp/kigyo/furusato>

事業全般に関すること

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県産業労働部産業振興局 新産業課 新産業創造班 松本、小林
TEL : 078-341-7711 (内線 3663) FAX : 078-362-4273

16 個人情報の管理

本事業への申請に係る提出書類によりセンターが取得した個人情報については、以下の利用目的以外に利用することはありません。

- ① 本事業における事業計画の審査・選考・事業管理のため
- ② 本事業に係る事務連絡、資料送付、効果分析等のため
- ③ 応募情報を統計的に集計・分析し、応募者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため
- ④ センターが実施する支援事業等の情報提供のため

17 企業秘密の保持

本事業では申請書類の取扱いは厳重に行い、企業秘密の保持の観点から申請者の承諾なしには申請の内容等の公表は行いません。

18 留意事項

- (1) プロジェクトの採択結果については、事業者が指定事業者を介して行う小口投資の募集及びファンド組成の成功を保証するものではありません。
- (2) センター及び兵庫県は、指定事業者と事業者による小口投資の募集、ファンド組成やファンド運用結果等について、一切の責任を負いません。

参 考

<事業計画の審査及び採択後の手続き等について>

1 一次審査（7月～10月上旬）

書面審査通過者の方には、指定事業者による適正評価調査（調査費用負担なし）を受けていただきます。その際、以下の書類等が必要です。（詳細は、書面審査通過者を対象とした説明会でお知らせします）

- ◆秘密保持契約書
- ◆合意書
- ◆事業計画書（会社全体）
- ◆事業計画書（対象事業）※会社全体と対象事業が同一の場合は不要です。
- ◆当期、前期分の月次試算表
- ◆金融機関からの借入の契約書、返済予定表
- ◆預金を確認できる通帳コピー（直近決算日時点、直近の月末時点の2点）
- ◆資金繰り表

2 二次審査（ヒアリング（10月中旬））

代表者もしくは事業の責任者が必ず出席して下さい。

3 採択後の手続き

事業者（事業計画がプロジェクトに採択された申請者）は、指定事業者との小口投資に係る契約を締結していただきます。その際、以下の手続きが必要です。（詳細は、採択者を対象とした説明会でお知らせします）

- ◆プロジェクト概要の作成（※指定事業者スタッフが事業者と打ち合わせのうえ、編集します）
事業の様子や商品の写真、特典の写真、代表者の写真などをご提出いただきます。
- ◆個別業務委託契約書の締結（事業者と指定事業者との契約）
匿名組合契約組成・取扱・運営 IR・監査にかかる業務の委託契約を締結いただきます。
- ◆匿名組合説明書の確認（事業者と出資者との契約）
出資に係る契約内容をご確認いただきます。
- ◆営業者確認書の確認（事業者と指定事業者）
営業者とは、事業者のことで、調達規模、一口金額、特典などファンド条件に関してご確認いただきます。
- ◆ファンド専用口座の開設
小口投資募集にあたり、ファンド専用口座の開設が必要になります。

<平成26年度の応募・採択件数>

地域	申請	採択	地域	申請	採択
摂津（神戸・阪神）	10	1	丹波	1	1
播磨	6	2	淡路	3	1
但馬	6	4	計	26	9

【提出書類一覧】

書類内容	対象申請者	提出期限	提出先
1 申請書類（12(2)の再掲） ① 「ひょうごふるさと応援・成長支援事業」申請書及び事業計画書（様式1・2） ② 企画書（自由様式、A4版両面印刷、4枚以内。任意提出する場合） ③ 会社概要書（パンフレット等） ④ 商業登記簿謄本 又は 履歴事項全部証明書（原本）「法人の場合」 ⑤ 申請者本人であることが確認できる書類の写し（運転免許証等）「個人事業主の場合」 ⑥ 対象事業の事業計画の内容の分かる資料（適宜。任意提出する場合） ⑦ 許認可を伴う業種であれば許可証の写し ⑧ 最近3ヶ年の決算書類写し（税務申告書、決算書及び勘定科目明細、税務署受付印のあるもの）「法人の場合」 ⑨ 最近3ヶ年の青色税務申告書（収支内訳書含む、税務署受付印のあるもの）「個人事業主の場合」 ⑩ 個人情報の取り扱いに関する同意書（様式3） ⑪ 応援メッセージ（様式4）	申請者	6月30日	協力機関 もしくは センター
2 適正評価調査の必要書類 ① 秘密保持契約書 ② 合意書 ③ 事業計画書（売上額、販管費等）など	書面審査 通過事業者	9月上旬 （別途お知らせします）	指定事業者
3 ファンド組成・募集等の必要書類 ① 匿名組合契約取扱等業務委託契約書 ② 匿名組合説明書の確認 ③ 営業者確認書の確認 など	最終審査 通過事業者	10月下旬 （別途お知らせします）	指定事業者

注）「2 適正評価調査の必要書類」、及び、「3 ファンド組成・募集等の必要書類」については、それぞれ該当する事業者に対して、別途、個別に案内がありますので、「1 申請書類」の提出の際に用意する必要はありません。（9ページの再掲）

【協力機関一覧】

1 地域金融機関

名称	所在地	窓口（電話）
但馬銀行	豊岡市千代田町1-5	0796-24-2133
みなと銀行	神戸市中央区三宮町2-1-1	078-331-8231
神戸信用金庫	神戸市中央区浪花町6-1	078-321-7735
姫路信用金庫	姫路市十二所前町105	079-288-1121
播州信用金庫	姫路市南駅前町110	079-281-3939
兵庫信用金庫	姫路市北条口3-27	079-282-1263
尼崎信用金庫	尼崎市開明町3-30	06-6412-5443
日新信用金庫	明石市本町2-3-20	0120-15-2489
淡路信用金庫	洲本市宇山3-5-25	0799-22-1020
但馬信用金庫	豊岡市中央町17-8	0796-23-1200
西兵庫信用金庫	宍粟市山崎町山崎190	0790-62-7701
中兵庫信用金庫	三田市けやき台1-4-3	079-569-7151
但陽信用金庫	加古川市加古川町溝之口539	079-422-7721
兵庫県信用組合	神戸市中央区栄町通3-4-17	078-391-6316
淡陽信用組合	洲本市栄町1-3-17	0799-22-5555

2 商工会議所

名称	所在地	窓口（電話）
神戸商工会議所	神戸市中央区東川崎町1-8-4 神戸市産業振興センター6階	078-367-2010
尼崎商工会議所	尼崎市昭和通3-96	06-6411-2252
西宮商工会議所	西宮市櫛塚町2-20	0798-33-1131
伊丹商工会議所	伊丹市宮ノ前2-2-2	072-775-1221
宝塚商工会議所	宝塚市栄町2-1-2 2/2 6階	0797-83-2211
明石商工会議所	明石市大明石町1-2-1	078-911-1331
加古川商工会議所	加古川市加古川町溝之口527-5	079-424-3355
高砂商工会議所	高砂市高砂町北本町1104	079-443-0500
三木商工会議所	三木市本町2-1-18	0794-82-3190
西脇商工会議所	西脇市西脇990	0795-22-3901
小野商工会議所	小野市王子町800-1	0794-63-1161
加西商工会議所	加西市北条町栗田11-15	0790-42-0416
姫路商工会議所	姫路市下寺町43	079-223-6557
相生商工会議所	相生市旭3-1-23	0791-22-1234
龍野商工会議所	たつの市龍野町富永702-1	0791-63-4141
赤穂商工会議所	赤穂市加里屋68-9	0791-43-2727
豊岡商工会議所	豊岡市大磯町1-79	0796-22-4456
洲本商工会議所	洲本市本町3-3-25	0799-22-2571

3 商工会等

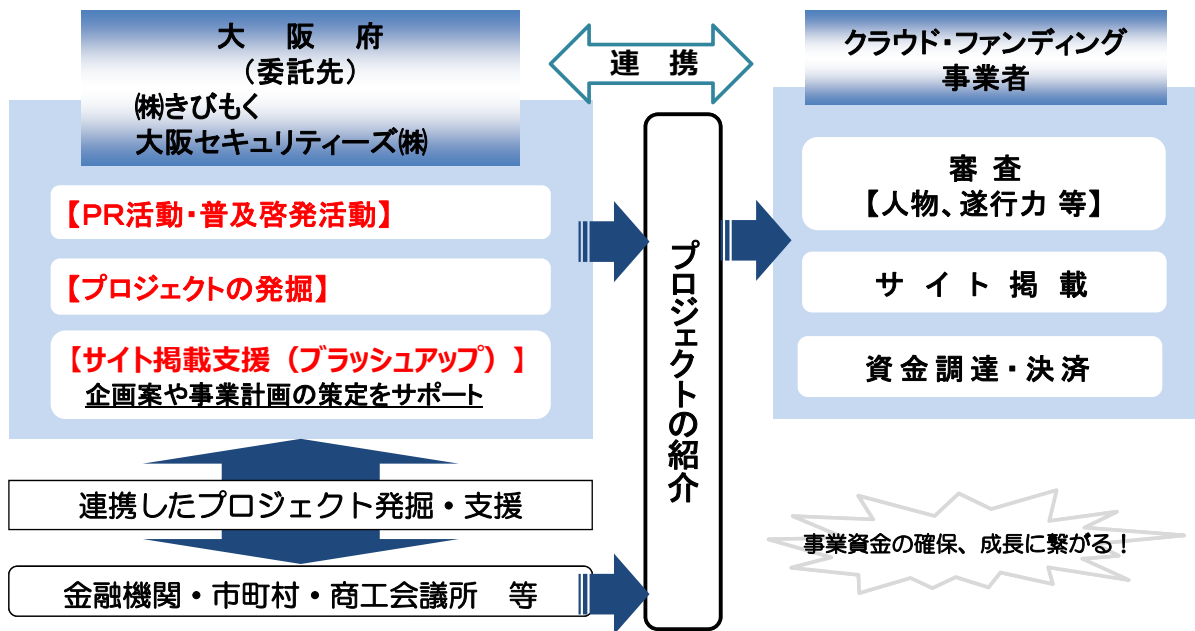
名称	所在地	窓口（電話）
芦屋市商工会	芦屋市公光町4-28	0797-23-2071
川西市商工会	川西市出在家町1-8	072-759-8222
三田市商工会	三田市天神1-5-33	079-563-4455
猪名川町商工会	川辺郡猪名川町柏梨田字前ヶ谷158-1	072-766-3012
稲美町商工会	加古郡稲美町国岡1-1	079-492-0200
播磨町商工会	加古郡播磨町東本荘1-5-1	079-435-1630
吉川町商工会	三木市吉川町吉安246	0794-72-1406
加東市商工会	加東市社717-1	0795-42-0253
多可町商工会	多可郡多可町中区中村町125-1	0795-32-2161
姫路市商工会	姫路市夢前町前之庄1434-1	079-336-1368
神河町商工会	神崎郡神河町中村29	0790-32-0295
市川町商工会	神崎郡市川町西川辺163-1	0790-26-0099
福崎町商工会	神崎郡福崎町福田116-1	0790-22-0558
たつの市商工会	たつの市揖保川町原849-37	0791-72-7550
穴栗市商工会	穴栗市山崎町山崎205	0790-76-2066
太子町商工会	揖保郡太子町東南51-1	079-277-2566
上郡町商工会	赤穂郡上郡町大持278	0791-52-3710
佐用町商工会	佐用郡佐用町佐用3043-1	0790-82-2218
豊岡市商工会	豊岡市日高町日置65-1	0796-42-4751
養父市商工会	養父市八鹿町八鹿1672	079-662-7127
朝来市商工会	朝来市和田山町和田山404	079-672-2362
香美町商工会	美方郡香美町香住区香住107	0796-36-0123
新温泉町商工会	美方郡新温泉町浜坂2143-10	0796-82-1152
篠山市商工会	篠山市二階町58-2	079-552-0758
丹波市商工会	丹波市氷上町成松140-7	0795-82-3476
五色町商工会	洲本市五色町都志202	0799-33-0450
南あわじ市商工会	南あわじ市市市299-2	0799-42-4721
淡路市商工会	淡路市志筑新島5-2	0799-62-3066
兵庫県中小企業団体 中央会	神戸市中央区下山手通4-16-3	078-331-2045

大阪府の取組み ①

「クラウド型ファンド活用促進事業」(H25. 7. 1～H26. 3. 31)

「クラウド・ファンディング活用サポート事業」(H26. 3. 1～H27. 2. 28)

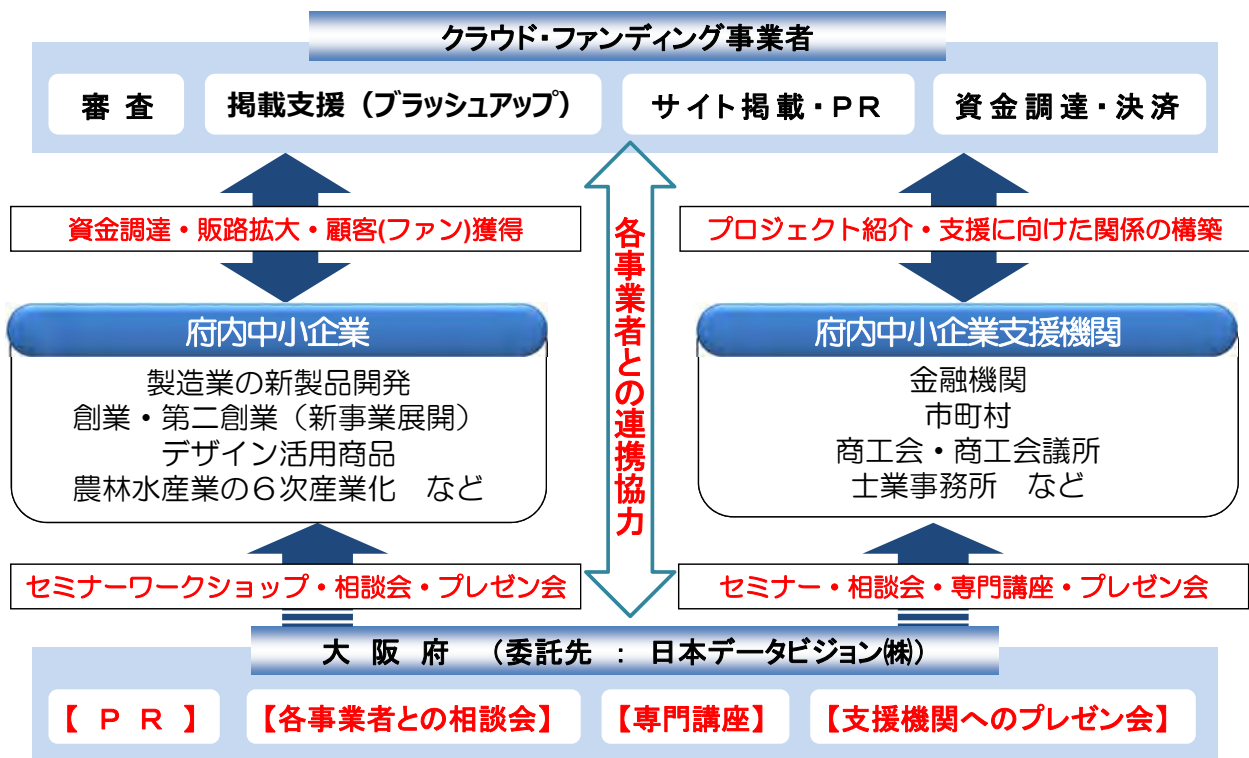
■ 普及啓発活動、プロジェクトの発掘、サイト掲載に向けたサポートを実施。



大阪府の取組み ②

「クラウド・ファンディング等支援ツール活用促進事業」(H27. 3. 2～H28. 2. 29)

■ 起業家や中小企業へのPR・相談会のほか、支援機関と各サイトとの連携を進める取組みを実施。



平成 25 年度 緊急雇用創出基金事業（起業支援型地域雇用創造事業）
大阪府ステップアップ支援緊急雇用創出
「成長産業企業活用人材育成事業 “クラウド・ファンディング活用サポート事業”」
企画提案公募実施要項

大阪府では、厳しい雇用・失業情勢を受け、雇用創出に資する事業を民間企業等に委託することで、雇用創造を図るために、以下に記載の事業を行います。

この事業について、より効果的・効率的に運営するため、企画提案公募により受託者を募集いたします。

事業名：緊急雇用創出基金事業（起業支援型地域雇用創造事業）

大阪府ステップアップ支援緊急雇用創出

「成長産業企業活用人材育成事業 “クラウド・ファンディング活用サポート事業”」

1 企画提案公募に係る事項

（１） 事業趣旨

起業支援型地域雇用創造事業は、現下の厳しい雇用失業情勢を考え、地域の企業等（起業後 10 年以内）と共に雇用を創出するため、未就職卒業者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を提供し、事業終了後も企業等で活躍するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行い、もってこれらの者の生活の安定を図ること及び次の安定雇用（※）に結びつけること（本基金事業全体の安定的継続雇用目標 50%）を目的としている。これは、地域の企業等が当該企業等の「新規事業」によりビジネス拡大し、成長することにより地域の雇用を創造するものである。

受託者は事業の趣旨を踏まえ以下記載の事項を遵守すること。

（※）安定雇用とは、正社員又は 1 年以上の契約社員

（２） 業務概要

「成長産業企業活用人材育成事業」は、今後の成長が期待され人材不足が見込まれる分野であり、地域の企業等（起業後 10 年以内）が新規事業に取り組むに際して、学卒未就職者をはじめとする若年失業者等を雇用し、働きながらコミュニケーション能力などの社会人基礎力や実務経験を身につける人材育成事業です。

本事業は、創業・ベンチャーやクリエイティブ企業をはじめとする府内中小企業が新事業展開のために必要な資金をクラウド・ファンディングを活用して調達するにあたり必要となる魅力的な企画案・事業計画の策定に係るスキルを新規雇用者に修得してもらうことにより、意欲的な企業等の事業計画の策定をサポートする企業の育成を図ることをめざします。

なお、本事業により新規雇用された若年失業者等が事業終了後に安定雇用就くことを目指し、特に事業受託者に継続雇用される割合は 50%を目標値とし、目標等達成に向けた効果的な事業提案を求めます。

(3) 事業提案の形態

本事業では、新たに雇用した失業者に対し、受託企業等(起業後10年以内)が行う新規事業を通して職場での実務経験を積むOJT(職場内訓練、業務遂行を通しての訓練・教育)を組み合わせ、人材育成を行います。

事業提案の形態は、原則として、提案者自ら失業者を雇用して自社の業務をOJTとして実施する「直接雇用型」(※)とします。

※ 失業者を雇用する人材派遣会社とOJT実施企業等との共同企業体による提案は「直接雇用型」とみなします。

※必要最小限のOFF-JT(職場を離れての訓練、座学を中心とした訓練、教育)は可能です。

(別添スキーム図参照)

※OFF-JTは、共同企業体構成員による実施は可能ですが、研修機関等への再委託は原則できません。(仕様書参照)

(4) 事業提案の方法

事業提案者は、仕様書2(4)③に定める人材育成コースにより提案してください。一つの事業者が他の事業を提案することも可能です。

(5) 委託上限額

88,656千円(税抜)

2 スケジュール

平成25年12月 6日(金)	公募開始
平成25年12月11日(水)	説明会開催
平成25年12月16日(月)	質問受付締切
平成26年 1月16日(木)	提案書類提出締切
平成26年 1月下旬頃	選定委員会
平成26年 3月上旬頃	契約締結
平成26年 3月上旬頃	事業開始
平成27年 2月末頃	事業終了

3 企画提案公募参加資格

次の各号に定める内容を全て満たす法人又は法人を核とした共同企業体(LLP等のグループ。以下「共同企業体」という。)とします。なお、共同企業体については、申請代表者が以下の要件を満たすこととします。(ただし、(1)ア、(2)～(6)、(8)～(15)の要件については共同企業体構成員すべてが満たすこととします。)

(1) 緊急雇用創出基金事業(起業支援型地域雇用創造事業)の基本方針に合致すること。

ア【仕様書参照】

イ 地域の企業等で起業後 10 年以内であること。

【「起業支援型地域雇用創造事業『地域の 10 年以内企業等』基準」参照】

ウ 当該企業等の新規事業（新分野進出、販路拡大等）であること。

(2) 大阪府との委託契約を締結できること。

応募者が法人格を有さない場合は、いわゆる「権利能力なき社団」の成立要件を満たしていること。

(3) 本事業に係る企画立案及び経理処理など各種事務的的確な処理・個人情報管理体制、コンプライアンス体制が確立された雇用管理体制など、事業実施に必要な能力や体制を有すること。

当該委託事業を受託できる財政的健全性を有していること。また、グループ構成員相互の関係を調整し、委託金の適切な執行、管理、報告書の作成等の事務的管理能力を有しており、かつ、そのための体制が整備されていること。

(4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けた者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(5) 府税に係る徴収金を完納していること。

(6) 最近 1 事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。

(7) 提案事業を行うにつき、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けている者であること。

(8) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）でないこと。

(9) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。

(10) 大阪府を当事者の一方とする契約（大阪府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し大阪府が対価の支払いをすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者（この公示の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）でないこと。

(11) 労働保険、厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。（申請日現在において、直近 2 年間の保険料の未納がないこと。）

(12) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。

(13) 守秘義務を遵守できること。

(14) 本事業の実施にあたり、大阪府との打合せなどに適切に対応できること。

- (15) 共同企業体については、事業を行うにつき、それぞれの役割において法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けていること。また、関係法令を遵守すること。
- (16) 共同企業体については、提案上、1つの企業とみなし、応募書類提出後は、代表者及び共同企業体構成員の変更は原則として認めない。
- (17) 共同企業体については、共同企業体の事業として(1)を満たしていること。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付は、以下により実施します。「3 企画提案公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要項の配布および応募書類の受付

- ア 配布期間 平成 25 年 12 月 6 日（金）から平成 26 年 1 月 15 日（水）まで
（土曜日、日曜日、祝日及び 12 月 30 日から 1 月 3 日を除く。
午前 10 時から午後 6 時まで配布）
- イ 配布場所 大阪府商工労働部雇用推進室就業促進課企業支援グループ
（所在地：大阪市中央区北浜東 3-14 エルおおさか本館 11 階）
電話：06-6360-9073
大阪府商工労働部中小企業支援室商業・サービス産業課新事業創造グループ
（所在地：大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 25 階）
電話：06-6210-9493
- ウ 配布方法 ・上記「イ 配布場所」にて配布
・以下のホームページからもダウンロードできます。
http://www.pref.osaka.jp/koyotaisaku/syugyo_kikin/cloud.html
・初日（12月6日）はホームページからのダウンロードのみ可能です。
・郵送による配布は行いません。
- エ 受付期間 平成 26 年 1 月 14 日（火）から平成 26 年 1 月 16 日（木）まで
＜受付時間＞午前 10 時から午後 6 時まで【最終日は正午まで】
- オ 受付場所 大阪府咲洲庁舎 23 階会議室 3
（所在地：大阪市住之江区南港北 1-14-16）
- カ 提出方法 書類は必ず受付場所に持参してください。（郵送による提出は認めません。）
- キ 費用の負担 応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 提出書類

提案公募の応募にあたっては、次の書類を提出してください。

◆応募書類（以下書類は応募代表者が提出するものとします。）

- ア 応募申込書【様式1：8部 うち押印したものは1部】
- イ 企画提案書【様式2：8部】（指定の様式を用い、記載欄を適宜拡張して使用してください）
- ウ 概算見積書【様式3：8部】（指定の様式を参考に作成してください）
- エ 事業に従事する労働者数及び内訳【仕様書別紙A：8部】
- オ 事業実施体制の組織表【様式自由：8部】（各構成員の役割分担等が明示されているもの）
- カ 企画提案公募に関する過去の事業実績【様式自由：8部】
（提案事業に関して過去に実施した類似事業を記載してください）

◆添付書類

- ア 定款又は寄付行為の写し【1部】（3ヶ月以内の日付で原本証明してください）
- イ 法人登記簿謄本（提出の日において発行日から3ヶ月以内のもの）【原本1部】
- ウ 納税証明書（未納がないことの証明：提出の日において発行日から3ヶ月以内のもの）
【原本各1部】
 - a 大阪府の府税事務所等が発行する府税（全税目）の納税証明書
 - b 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- エ 直近の「概算・確定保険料申告書」及び直近2年間の「労働保険料領収書」の写し【1部】
- オ 財務諸表の写し（最近1ヵ年のもの：半年決算の場合は2期分）【1部】
貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書等
- カ 最新の営業・事業活動がわかる報告書等【1部】
会社概要・事業報告書等
- キ 人事関連規程・労務関係書類一式【1部】
人事関連規程（就業規則、給与規程、退職金規程、パートタイマー就業規則、契約社員就業規則、個人情報保護規程、出張規程 等）、賃金台帳（表紙及び最終記入頁）、給与明細様式等
雇用保険適用事業所台帳、給与支払事務所等の開設届出書、労働保険関係成立届 等
※届出対象事業所でない場合も必須とする。
- ク 障害者雇用状況報告書の写し等【1部】
 - a 常用労働者の総数が50人以上の事業所の場合
公共職業安定所に提出した『障害者雇用状況報告書』（平成25年6月1日現在の状況について記載したもので公共職業安定所の受付印のあるもの）の写し
※電子申請により提出された場合は、申請書のプリントアウトしたものを提出してください
 - b 常用労働者の総数が50人未満の事業所の場合
【様式4「障がい者の雇用状況について」】
- ケ 業務に携わる者の資格等の証明（仕様書2（9）①資格等の写し、経歴を示すもの）【1部】
- コ その他事業実施に必要な要件が証明できる書面【1部】
- サ 共同企業体（この事業を目的として構成された共同企業体のみ）で企画提案する場合は、添付書類ア～コは、共同企業体すべての構成員について提出してください。また、共同企業体について、以下の書類を提出してください。
 - a 共同企業体届出書【様式5：1部】
 - b 共同企業体協定書の写し【様式6：1部】
 - c 委任状【様式7：1部】（構成員が支店等である場合で代表者から支店長等に委任する場合のみ）
 - d 使用印鑑届【様式8－1又は様式8－2：1部】
- シ 誓約書（参加資格関係）【様式9：1部】

提出部数 正本1部（様式1に代表者印を押印したもの）と副本7部、合計8部を提出してください。添付書類は各1部で結構です。

なお、複数事業で提案する場合、応募書類はコースごとに提出していただきますが、添付書類は各1部で結構です（コースごとに提出する必要はありません）。

（３） 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了承ください。

なお応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

（４） 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

（５） その他

ア 応募は1コース1提案とします。（共同企業体構成員として参加する場合を含む。）

イ 応募書類はカラー刷り（8部中、原本を含む5部）としてください。

ウ 応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ1セットずつA4紙ファイルに綴って提出してください。

エ 表紙及び背表紙には提案事業タイトル・コース名と、提案事業者名を記入してください。

〈記入例〉 「クラウド・ファンディング活用サポート事業」提案書

〇〇（法人名等）

オ 受付期間終了後の差し替えは認めません。（大阪府が補正等を求める場合を除く。）

カ 提出書類に虚偽の記載をした事業者は本件提案公募への参加資格を失うものとします。

5 説明会の開催

（１） 開催日時

平成25年12月11日（水）午前10時00分から午前11時30分まで

（別添「起業支援事業説明会日程」参照）

※来館の際は公共交通機関をご利用ください。

（２） 開催場所

大阪府咲洲庁舎 38階会議室

（所在地：大阪市住之江区南港北1-14-16）

（３） 申込方法

ア 参加事業者名、参加者職氏名、連絡先、参加人数を電子メールでお申し込みください。

イ 口頭または電話による申し込みは取り扱いたしません。

ウ 「件名」の初めに「【説明会申込：クラウド事業】」と明記してください。

エ 会場の都合により、出席される方は1法人につき2名を上限とします。

（４） 説明会への申込期限

平成25年12月10日（火）午後5時まで

（５） 電子メールアドレス：shugyosokushin@sbox.pref.osaka.lg.jp

(1) 受付期間

(2) 提出方法

ア 「件名」の初めに「【質問：クラウド事業】」と明記してください。

ウ 質問への回答は就業促進課ホームページに掲載し、個別には回答しません。

http://www.pref.osaka.jp/koyotaisaku/syugyo_kikin/cloud.html

〒540-0031 大阪市中央区北浜東 3-14



●京阪・地下鉄堺筋線「北浜駅」より東へ500m

※大阪府咲洲庁舎の地図（配布・受付場所及び説明会会場）



■最寄駅

- ・地下鉄中央線「コスモスクエア」駅下車、南東へ徒歩約8分
- ・ニュートラム南港ポートタウン線「トレードセンター前」駅下車、ATCビル直結

7 審査の方法

(1) 審査の方法

ア (2) 審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会により審査を行い、審査結果が一定の基準（60 点を目安に選定委員会で決定）を上回った提案者のうち、最も得点の高い者及び次点者を委託費の上限額の範囲内で優秀提案者と選定する。

ただし、優秀提案者の提案額の総額が委託上限額（88,656 千円）に満たない場合は、各優秀提案者と大阪府との協議により、仕様書の条件の範囲内で提案人数等の変更を行うことがある。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行う。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知する。

プレゼンテーション審査にはパワーポイント等説明用の機材や追加資料は使用できないので留意すること。

ウ 審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

エ 優秀提案者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定する。

オ 受付後に応募資格を満たしていないことや応募書類に重大な瑕疵があることが判明した場合は、審査の対象としない。

(2) 審査基準

以下の①の審査に適合した者のみ、②の審査を行う。

①緊急雇用創出基金事業（起業支援型地域雇用創造事業）の基本方針に関する適合性

審査項目	審査内容	適 否
起業支援型地域雇用創造事業「地域の10年以内企業等」基準の適合性	起業後10年以内の法人等で、地域の企業等であるか。 ・第二創業企業の場合は、分割・合併によるものは認められない。 ・書類審査で判定できない場合は、②の審査に先立ち、提案者に対して質疑等を行い、審査を実施する。	適・否

②各事業分野の審査項目は以下のとおり。

審査項目	審査内容	配点
事業目的及び事業内容の理解度、充実度 (雇用創造部分は別項目「継続雇用の可能性」)	事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるかどうか。また、コースの事業内容特有の課題に対し、適切な支援実施が見込めるかどうか。 ・社会人基礎力など就職に必要なスキルが確実に身につく訓練内容となっているか。 ・コースの事業内容に応じたOJTの内容となっているか。 ・コースの事業内容に応じた適切な訓練期間が設定されているか。 ・単に知識・技術を身につけるだけでなく、OJT業務を実施することを通じて、コースの分野に貢献する内容となっているか。	20点
事業実施にあたっての実現性・計画性	事業計画が適切に構築されているかどうか。具体的な目標設定のもと、効果的な実施が見込めるかどうか。 ・失業者の募集・採用がスムーズに行われるよう計画されているか。 ・OJT受入体制は確保できているか。(管理者、指導者等) ・訓練内容やスケジュールなどが明示された具体的で実現可能な事業計画が構築されているか。 ・他機関との効果的かつ具体的な連携が見込めるか。 ※単年度の売り上げが(過去3年間のピーク値で可)提案額を下回る場合は、実現性について詳細(OJT仕事量と労働時間のバランスなど)に審査する。 ※今回の失業者の雇用人数が、既存労働者の雇用人数を上回る提案については育成に係る計画性について詳細(日常の業務や社会人としてのアドバイスの担保など)に審査する。ただし、本事業費によらずに、別途の体制を強化される場合においては、その充実度を審査する。	25点
事業実施体制	事業計画を確実かつ効果的に実施する体制を備えているか。また、失業者を新たに雇用し適切な労務管理が可能な体制となっているか。 ※今回の失業者の雇用人数が、既存労働者の雇用人数を上回る提案については、労務管理の方法や事業実施の展望等を含めて審査する。	25点

継続雇用の可能性	事業が継続（雇用創造）するとともに、当該事業で雇用された失業者を継続雇用する提案となっているか。また、安定的な継続雇用目標の 50%を超えて、より多くの失業者を安定的に継続雇用する内容となっているか。 ※安定的継続雇用の「安定」とは正社員又は 1 年以上の契約社員をいう。	15 点
事業金額及び費用積算根拠の妥当性 など	新規雇用失業者 1 名 1 ヶ月あたりの経費単価について、最低見積額と比較して受託金額の見積額を審査する。 《価格点の算定式》 満点(10 点)×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格	10 点
府施策への協力	府の労働施策（公正採用選考人権啓発推進員の設置、大阪企業人権協議会・おおさか人材雇用開発人権センターへの加入・加入予定状況）への対応状況、障がい者の雇用状況を確認する。	5 点
		合計 100 点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募者に通知する。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目をホームページ（ホームページアドレス：http://www.pref.osaka.jp/koyotaisaku/syugyo_kikin/cloud.html）において公表する。

なお、採択されなかった提案者が 1 者であった場合は、当該提案者の提案金額及び得点は公表しない。

① 優秀提案者及び契約交渉の相手方と評価点

＊品質点及び価格点を配点した場合の価格点・提案金額

② 全提案者の名称 ＊申込順

③ 全提案者の評価点 ＊得点順 内容は①に同じ

④ 優秀提案者の選定理由 ＊講評ポイント

⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥ その他

優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、エ〜クに該当する場合は、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとする。

ア 「3 企画提案公募参加資格」に該当しない場合。

イ 要項に違反又は著しく逸脱した場合。

ウ 同一コースについて 2 案以上の企画提案をした場合。（共同企業体構成員として参加する場合を含む。）

エ 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。

オ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

カ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

キ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

ク その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手に選定された者と大阪府との間で協議を行い、平成 26 年 3 月上旬を目途に契約を締結する。
- (2) 採択された提案については、採択後に大阪府と詳細を協議するものとする。この際、内容・金額について変更が生じることがある。
- (3) 委託金額の支払いについては、会計年度毎に精算払とする。ただし、大阪府と協議の上、概算で支払いをしなければ契約しがたいと認められた場合は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 162 条第 6 号及び大阪府財務規則（昭和 55 年大阪府規則第 48 号）第 45 条第 2 号の規定に基づき、概算払をすることができるものとする。
- (4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）第 11 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式 10）を提出すること。誓約書を提出しないときは大阪府は契約を締結しない。ただし、1 件あたり契約金額が 500 万円未満の場合は誓約書の提出を不要とする。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中であるとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるときは、契約を締結しない。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中であるとき又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき。
 - イ 大阪府を当事者の一方とする契約（大阪府以外の者のする工事その他の役務の給付又は物件の納入に対し大阪府が対価の支払いをすべきものに限る。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けているとき。
- (7) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
 - ア 国債又は地方債。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額による。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の 8 割に相当する金額による。

- ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において提供される担保の価値は、小切手金額による。
- エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において提供される担保の価値は、手形金額による。
- オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において提供される担保の価値は、当該債権の証書に記載された債権金額による。
- カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。
- (8) (7)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の 100 分の 5 以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
- イ 大阪府財務規則第 68 条第 3 号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請。（国（公社、公庫及び公団を含む。）又は地方公共団体と同種類及び同規模（当該契約金額の 7 割以上）の契約履行実績が過去 2 年間で 2 件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき。）
- ウ 大阪府財務規則第 68 条第 6 号に該当する場合。
- (9) 受託者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定すること。
- (10) 採択後、大阪府と協議の上、新規雇用者の募集をハローワーク等に速やかに行うこと。（就職困難者の求人に関しては、別紙 1「就職困難者等支援機関一覧」を活用し、積極的に就職困難者の雇用確保に努めること。）
- (11) 契約後は、毎月本事業の進捗状況を大阪府の担当課に報告すること。
- (12) 【大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（平成 21 年大阪府条例第 84 号）に基づく義務】
- 契約締結の相手方のうち常用労働者 50 人以上の事業主等については、同条例第 17 条第 1 項の規定により、障がい者の雇用状況を報告する必要がある。また、障がい者雇用率が未達成の事業主については、障がい者の雇入れ計画を提出し、障がい者雇用率の達成に向けて取り組む必要がある。（問合せ先 大阪府障がい者雇用促進センター（電話 06-6360-9077））

9 その他

- ア 応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得（以下のホームページからご覧いただけます）、公募要項、仕様書等を熟読し遵守すること。

<http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/proposal/ankenjoho.html>

- イ 応募内容については、補足説明等を依頼することがある。
- ウ 契約に際しては、応募申込書に記載した内容を証する書面を提出すること。なお、虚偽の内容があった場合には、契約をしないことがある他、大阪府が被る損害について賠償を請求することがある。
- エ 個人情報を取り扱うときは、別紙２Ⅱ「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- オ 委託契約によって購入した物品及び取得した個人情報その他の権利は、原則として大阪府に帰属する。
- カ 受託者は、本事業で雇用した失業者を事業終了後も継続して雇用期間の定めのない正社員として雇用する場合は、一時金の支給を受けることができる。支給要件等の詳細については、契約後に案内する。

担当部局

○大阪府商工労働部雇用推進室就業促進課企業支援グループ

所在地：大阪市中央区北浜東 3-14 エルおおさか本館 11 階

電話：06-6360-9073

○大阪府商工労働部中小企業支援室商業・サービス産業課新事業創造グループ

所在地：大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 25 階

電話：06-6210-9493

別紙 1

就職困難者等支援機関一覧

1. 大阪府福祉人材センター

- ◆場 所 大阪社会福祉指導センター 1 F
大阪市中央区中寺 1 丁目 1 番 5 4 号
最寄り駅 地下鉄谷町線・長堀鶴見緑地線「谷町六丁目駅」
地下鉄谷町線・千日前線「谷町九丁目駅」
- ◆連絡先 電 話：06-6762-9020
FAX：06-6764-1574
- ◆ホームページ <http://www.osakafusyakyo.or.jp/fcenter/>

2. その他支援機関

- ◎未就職卒業者・中高年齢者・障がい者・母子家庭の母
：『OSAKAしごとフィールド』
大阪市中央区北浜東 3 丁目 1 4 番
大阪府立労働センター（エル・おおさか）本館 2、3 階
電 話：06-6910-3765
- ◎障 が い 者：『障害者就業・生活支援センター』（府内 18ヶ所）
- ◎ホ ー ム レ ス：『ホームレス自立支援センター』（府内 3ヶ所）
- ◎母子家庭の母：『大阪府母子家庭等就業・自立支援センター』
大阪市中央区谷町 5-4-13 大阪府谷町福祉センター 5 階
電 話：06-6762-9995
- ◎そ の 他：『地域就労支援センター』（府内全市町村に設置）
- ◎公益財団法人西成労働福祉センター
大阪市西成区菰之茶屋 1-3-44
電 話：06-6641-0131

別紙 2

特 記 仕 様 書

I 妨害又は不当要求に対する届出及び報告義務

- (1) 受注者は、契約の履行に当たって、大阪府公共工事等不当介入対応要領の定めるところにより、暴力団及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、大阪府への報告及び管轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行わなければならない。
- (2) 報告・届出は、不当介入等報告・届出書により、速やかに、大阪府に報告するとともに、管轄警察署の行政対象暴力担当者に届出するものとする。ただし、急を要し、当該不当介入報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告・届出書を各々提出するものとする。
- (3) 受注者は、下請負人等が暴力団及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請け人等に指導しなければならない。
- (4) 報告・届出を怠った場合は、大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）に基づく公表又は入札参加停止を措置することがある。

II 個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第 1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（責任体制の整備）

第 2 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第 3 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により発注者に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

（秘密の保持）

第 4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（教育の実施）

第 5 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

（再委託）

第 6 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

2 発注者は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも、別に定める条件を付するものと

する。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7 受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の適正管理)

第8 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、講じべき措置における留意すべき点は次のとおり。

- (1) 個人情報の利用者、作業場所及び保管場所の限定及びその状況の台帳等への記録
- (2) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での個人情報の保管
- (3) 個人情報を取扱う場所の特定及び当該場所における名札（氏名、会社名、所属名、役職等を記したもの）の着用
- (4) 定められた場所からの個人情報の持ち出しの禁止
- (5) 個人情報を電子データで持ち出す場合の、電子データの暗号化処理等の保護措置
- (6) 個人情報を移送する場合の、移送時の体制の明確化
- (7) 個人情報を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況に係る確認及び点検
- (8) 私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んでの個人情報を扱う作業の禁止
- (9) 個人情報を利用する作業を行うパソコンへの業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止
- (10) その他、委託の内容に応じて、個人情報保護のための必要な措置
- (11) 上記項目の従事者への周知

(収集の制限)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第10 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第11 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第12 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した「個人情報が記録された資料等」を、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(廃棄)

第13 受注者は、この契約に事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(調査)

第14 発注者は、受注者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第15 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第 16 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第 17 受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。

Ⅲ委託役務業務に係る出向社員等の取扱特記事項

入札等により大阪府が発注する委託役務業務を受注した者が、当該業務を履行するに当たり、他者から出向社員等を受け入れる場合の取扱いについては、以下のとおりとする。

(取扱方針)

以下の 2 点については、原則禁止とする。

- (1) 基幹社員（業務責任者等）への出向社員等の受け入れ
- (2) 入札公告日から契約締結日まで、又は出向受入時において入札参加停止措置中の者からの出向社員等の受け入れ

ただし、上記(2)に関して、受注業者から、業務の安全かつ確実な引継ぎ、熟練労働者の確保、雇用の安定等のために最低限必要な出向社員等の受け入れについて、大阪府に事前に承認願いがあれば、承認基準の全てに該当する場合は承認する。

【承認基準】

- ① 出向社員等の受入期間は最長 1 年間とする。
- ② 受け入れる人員数は業務従事者全体の 50 パーセント未満とする。
- ③ 労働者派遣事業法、職業安定法等の労働法規に違反していないこと。
(労働者の供給事業などの違法な行為を行っていないこと。)
- ④ 受注業者及び出向元（派遣元）企業が親会社・子会社の関係にないこと。
- ⑤ 出向元（派遣元）企業が大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(用語の定義)

- (1) 「**受注業者**」とは、競争入札等により当該業務を受注した者をいう。
- (2) 「**入札参加停止措置中の者**」とは、次のア又はイに該当する者をいう。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
- (3) 「**出向社員等**」とは、出向元と出向先との間で締結された出向契約により、出向先企業の業務に従事する社員、又は派遣される社員のことをいう。

ただし、当該業務に係る入札公告日又は見積書依頼日の 1 年以上前かつ入札参加停止措置に該当する日以前から受注業者と出向又は派遣関係が確認できる場合はこ

の限りでない。

- (4) **「子会社」**とは会社法（平成 17 年法律第 86 号）（以下「法」という。）第 2 条第 3 号に定めるものをいう。また、**「親会社」**とは法第 2 条第 4 号に定めるものをいう。

緊急雇用創出基金事業（起業支援型地域雇用創造事業）
大阪府ステップアップ支援緊急雇用創出
「成長産業企業活用人材育成事業 “クラウド・ファンディング活用サポート事業”」仕様書

【事業名称】 緊急雇用創出基金事業（起業支援型地域雇用創造事業）
大阪府ステップアップ支援緊急雇用創出
「成長産業企業活用人材育成事業
“クラウド・ファンディング活用サポート事業”」

【履行期間】 平成26年3月上旬頃～平成27年2月末頃（予定）

【履行場所】 大阪府が指定する場所

1 基金事業について

（1）事業趣旨

起業支援型地域雇用創造事業は、現下の厳しい雇用失業情勢を考え、地域の企業等(起業後10年以内)と共に雇用を創出するため、未就職卒業者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を提供し、事業終了後も企業等で活躍するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行い、もってこれらの者の生活の安定を図ること及び次の安定雇用(※)に結びつけること（本基金事業全体の安定的継続雇用目標50%）を目的としている。これは、地域の企業等が当該企業等の「新規事業」によりビジネス拡大し、成長することにより地域の雇用を創造するものである。

受託者は事業の趣旨を踏まえ、以下記載の事項を遵守すること。

※安定雇用とは、正社員又は1年以上の契約社員

（2）事業実施のため新規に雇用する失業者の人員等

- ① 受託者は事業の趣旨に基づき、新規に労働者を雇用し業務を実施すること。
- ② 新規に雇用する失業者（以下「新規雇用失業者」という。）に対し、OJT（職場内訓練、業務遂行を通しての訓練・教育）により地域の産業ニーズに応じた人材を育成する。（以下「訓練」という。）ただし、必要最小限のOFF-JT（職場を離れての訓練、座学を中心とした訓練・教育）は可能とする。
なお、当該訓練時間は労働時間として賃金等を支払う必要があるので、留意すること。（ただし、本人都合で補講等となる場合は除く。）
- ③ 新規雇用失業者の雇用期間は、4ヶ月以上12ヶ月以内とする。
- ④ 業務の遂行に付随して事務員等を新規で雇用することは差し支えないが、新規雇用失業者に含めないこととする。（受託者の既存労働者とみなす。）
- ⑤ 受託者は雇用等を行った労働者の使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（以下「労働者派遣法」という。）その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ、責任をもって労務管理を行うこと。

- ⑥ 受託者は、若年失業者等を雇用することから、業務面（職場の人間関係も含む。）、生活面など様々な悩み等を気軽に相談等できる体制を整備し、離職を防止すること。
- ⑦ 緊急雇用創出基金事業（起業支援型地域雇用創造事業）に従事したことのあつた新規雇用失業者については、同事業に従事した雇用・就業期間が通算して1年以内となるよう留意すること。ただし、正社員として継続雇用された場合は別途定める。

※東日本大震災等で被災された失業者については、別途定める。（具体的な要件は採択後指示する。）

- ⑧ 新規雇用失業者の雇用開始日は平成26年3月31日までとする。ただし例外として、平成26年3月31日までに雇用した失業者が中途退職した際に、欠員補充として新たに失業者を雇用することは可能とする。欠員補充にあたっては、OFF-JT・OJT期間及びカリキュラムを十分検討するとともに、事前に大阪府と協議すること。

その場合の雇用期間は、欠員補充する原因となった中途退職者の元の雇用契約最終日までの範囲内とする。（『事業に従事する労働者数及び内訳』（別紙A補足）1（4）のとおり。）ただし、1（2）③に示す雇用期間を満たすこと。

なお、東日本大震災等で被災された失業者については、大阪府と協議すること。

- ⑨ 受託者は、本事業に従事する新規雇用失業者及び受託者の既存労働者を、当該事業の雇用期間内に他の緊急雇用創出基金事業等（国費が含まれる受託事業、補助事業など）の業務に原則従事させてはならない。
- ⑩ 受託者は、新規雇用失業者に対し、本事業の経費をもって本業務以外の業務（受託者の既存業務等）に従事させてはならない。ただし、大阪府が認めたものは除く。
- ⑪ 失業者を雇用する際は、雇用時に書面により次の内容を通告しておくこと。
「本事業の参加に伴い、以下について同意したとみなします。
法令等の定めなどにより、業務終了後5年間（業務終了日の翌年度4月1日から起算して5年後の3月31日まで）は、国機関（厚生労働省・会計検査院等）や大阪府による調査・検査のため、あなたの個人情報の提供等を行うことがあります。」
- ⑫ 本事業の趣旨に鑑み、原則事業開始時から終了時まで新規雇用失業者を含めた体制で事業実施すること。

（3）事業に従事する労働者数及び新規雇用失業者の労働時間について

- ① 受託者が事業を実施するにあたっては、事業に従事する労働者数、新規雇用失業者の労働時間は『事業に従事する労働者数及び内訳』（別紙A）のとおりとする。
- ② 新規雇用失業者の労働時間は、原則就業規則上の正社員のフルタイム勤務と同等とする。ただし、障がい者等でフルタイム勤務が困難な方については、別途協議する。
- ③ 時間外勤務は原則禁止とする。なお、業務の都合上やむを得ない場合は、大阪府と事前

に協議すること。

- ④ 新規雇用失業者個人の就職活動は業務とみなさないため、労働時間の対象外とする。

【提案事項】（必須）

業務に従事する労働者数は、2（9）に示す条件の範囲内で、別紙Aの様式により提案すること。また、新規雇用失業者の労働時間等は別紙Aのとおりとする。

※業務内容、積算など、全体の計画と整合をとること。

（4）人件費率等の取扱いについて

- ① 受託者は契約金額（消費税及び地方消費税額を除く。）に占める新規雇用失業者の人件費率は52%以上（小数第1位四捨五入）とすること。なお、人件費に事業費（事業旅費・事業経費）、利益等は含めない。

※新規雇用失業者が訓練期間中に就職により退職するなど、やむを得ない理由により上記の比率を満たすことが困難となった場合であっても、①の比率は50%を下回ることができないので、留意すること。

※委託契約締結時には、様式3「概算見積書」により提案された人件費率を契約上の人件費率とするので、十分留意すること。

※提案時の積算については、消費税及び地方消費税を含めない。契約締結時に調整・協議した最終的な見積金額の5%相当額を加算した額をもって、契約金額とする。なお、契約締結時に免税事業者であることがわかっている場合は、税抜金額で契約する。（非課税・不課税・免税等、課税されない額については精算時に調整する。）

※通勤交通費（通勤手当）は、通常、課税仕入れ（内税）に該当するので留意すること。

- ② 人件費には、諸手当、賞与、退職手当等（受託者の社内規程において労働者に対する支払いが義務付けられている場合に限り、算定は本事業に従事していない期間を除く。また、支払いは、本事業従事期間内のみ対象。）、社会保険（健康保険、厚生年金、介護保険、児童手当）及び労働保険（雇用保険、労災保険）に係る事業主負担分を含む。

なお、社会保険、労働保険については、法定どおり加入させること。

※保険について、誤解釈のケースが見受けられる。積算等にあたっては、法改正等に十分留意するとともに、必要に応じて関係機関に問い合わせるなどして、違法状態とならないようにすること。

- ③ 新規雇用失業者には、賃金のほか、就業規則による通勤手当を別途支給すること。

ただし、就業規則で通勤手当の支給を定めていない場合にあっては、新規雇用失業者に必要となる通勤費用の全額を支給すること。（新幹線や有料特急、航空機による通勤費は認めない。）

- ④ 人件費単価については、既存の労働者の賃金を上回らないよう十分精査するとともに対外的に説明できるように根拠資料等を備えておくこと。

- ⑤ OFF-JT期間中の賃金は、原則として受託者の非正規労働者の賃金を上回らないこと。また、OFF-JT期間のみ参加し退職するなど、基金事業の趣旨を理解しない者の雇用を防ぐために、OFF-JT期間とOJT期間の賃金に差を設けることは差し支えない。その際には、受託者の就業規則等の内部基準を遵守すること。

（５）新規雇用失業者の募集について

- ① 受託者は、新規雇用にあたっては失業者、求職者に広く就職の機会を提供するため、ハローワークに必ず求人申込書を提出し、求人申込書の備考欄に「大阪府雇用基金（起業支援）」と明記すること。
- ② 受託者は求人票の写しを大阪府へ提出すること。求人票の内容を変更して雇用契約書を締結する場合は、事前に大阪府と協議すること。
- ③ 受託者が就職情報誌やタウン誌等に求人広告を掲載することは妨げない。なお、求人広告の掲載費用など採用活動に係る経費は、原則、本事業の経費として認めない。
ただし、受託者が失業者の募集に係る様々な取組みを行ってもなお失業者に本事業の情報が正確に伝わらず、応募者が少ない場合に限り、大阪府との協議（取組状況、利用媒体、費用など）により、求人広告経費等を認める場合がある。
- ④ 事業を実施する際、受託者がハローワークに提出する求人内容は、大阪府のホームページに掲載するため、あらかじめこれに同意すること。
- ⑤ 採用する失業者は、府内居住者に限定しないが、労働安全や合理性等を考慮し、近隣府県から通勤できる範囲の居住者とする。

【提案事項】（任意）

新規雇用について独自のネットワークや媒体の利用、求人開拓を行う場合は提案すること。

（６）研修経費として認められるもの

① 研修機関でのＯＦＦ－ＪＴの場合

研修機関の授業料（講座受講料、実習費、補講費）、教科書代、教材費、検定試験受験料、研修機関に通うための交通費、通信講座の受講に必要な通信費、受講に係る宿泊費（泊り込みの研修が必要不可欠なものに限る。）、研修機関より貸与される教材のレンタル費
※ 新規雇用失業者が離職した場合、事業費の対象となるのは、その日までに当該新規雇用失業者のため実際に支弁した費用及び支弁を要することが定められた費用（離職日までの賃金及び退校日までの日割りの受講料等であり、再委託先等への受講料支払額全額ではないことに注意）に限る。

【受託者が実際に支払った経費分の例】

（新規雇用失業者が訓練期間中に離職した場合）

- ・ 離職日までの賃金
- ・ 一括払い・分割払いの如何に関わらず離職日までの日割りの受講料等

② 受託者自ら行うＯＦＦ－ＪＴの場合

外部講師謝金、旅費、教科書代、教材費、研修に必要な資材に係る費用

③ 受託者でのＯＪＴの場合

既存の労働者が指導にあたる間の当該労働者の賃金、新規雇用失業者がＯＪＴで使用する資材に係る費用、ユニフォーム代

※ その他の事業で発生する費用については、採択後に大阪府と協議するものとする。

（７）書類の保存について

全ての証拠書類（別紙Ｂ）は本事業終了後、５年間保存しなければならない。

（８）就職困難者の確保について

就職困難者の求人に関しては、積極的に『大阪府就職支援機関のご案内』（別紙Ｃ-１）を活用し、可能な限り就職困難者の雇用確保に努めること。

- ① 障がい者：障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）に基づく障害者法定雇用率の適用を受ける方
- ② 母子家庭の母：ハローワークを利用して雇用した母子家庭の母又は「大阪府母子家庭等就業・自立支援センター」「大阪市母子家庭等就業・自立支援センター」（堺市、豊中市、高槻市、東大阪市の母子家庭等就業・自立支援センターを含む。）を利用して雇用した方
- ③ 高年齢者：５５歳以上の方
- ④ ホームレス：「ホームレス自立支援センター」入所の方
- ⑤ 非正規労働者：前職が正社員ではなく、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託等であった方
- ⑥ 未就職卒業者：高等学校、大学等卒業後概ね３年以内でこれまで正社員経験のない方
- ⑦ その他：「地域就労支援センター」を利用して雇用した方
- ⑧ 東日本大震災の被災者：東日本大震災の被災求職者で雇災証明書のある方

（９）雇用計画書の提出について

受託者は、契約締結日前までに『雇用計画書』（別紙Ｄ）を作成し、大阪府あてに提出すること。

（１０）新規雇用失業者のための研修の実施

受託者は、新規雇用失業者に対し、以下の要件を遵守して研修を行うこと。

- ① 人材育成研修計画の策定
『人材育成研修計画』（別紙Ｅ）を策定し、大阪府の確認を受けること。
- ② 研修内容については、事業の趣旨・目的に合致したものであること。（人材育成の目的と無関係な研修は対象外。）
- ③ コンプライアンス、個人情報保護、労働安全、人権擁護等、業務を行うにあたり欠かせない事項は必ず研修等を行い、理解させること。

（１１）失業者の確認について

- ① 受託者は、新規雇用にあたって、本人から『宣誓書』（別紙Ｆ）を徴収するとともに、原則としてハローワークの紹介状（及び雇用保険受給者資格者証、履歴書等）を受領し、本人に失業者であること及び基金事業への就労状況の確認を行うものとする。ハローワークからの紹介でない場合も雇用保険受給者資格者証、ハローワークでの求職者登録、履歴書等で必ず確認すること。また、これらの資料のコピーを保存しておくこととし、大阪府の求

めがあれば提示すること。

- ② 受託者の家族を失業者とみなして新規雇用失業者等として採用することや、失業者であっても、受託者のアルバイト労働者を再採用するなど、緊急雇用創出基金事業の趣旨に反する事象については、失業者と原則認めない。疑義がある場合は大阪府と協議すること。
(詳細については採択後確認すること。)
- ③ デザイナー、カメラマン、剪定職人などの一人親方、フリーランス等で活動している者などの個人事業主については、廃業届等の証明書類により必ず確認すること。証明書類により確認できない場合は、原則として失業者と認めない。

(12) 同意書について

受託者は、雇用契約締結時に新規雇用失業者に対し、大阪府又は厚生労働省が実施する当該事業に関する調査等（雇用期間終了時、同期間終了後概ね3ヶ月後及び必要な場合に実施。）に協力することについて同意するよう指導し、原則として新規雇用失業者全員分の『同意書』（別紙G）を回収し、大阪府に提出すること。

(13) 労働者数の報告について

受託者は、業務に従事する労働者数等を『事業従事者状況報告書』（別紙H）により毎月報告することとし、該当月の翌月7日までに大阪府へ提出すること。

(14) 新規雇用失業者等の雇用管理に係る留意事項

- ① 本事業の受託に伴い、既存労働者の雇用に影響を及ぼしてはならない。（解雇、休業、労働争議の発生等）
- ② 業務内容は単純で技能の向上に繋がらない作業は避け、新規雇用失業者のキャリア形成に資するものとなるようにすること。
- ③ 訓練にあたっては、新規雇用失業者の個々の適性を見極め、必要なアドバイス、雇用管理のもとで、効果的な人材育成となるよう工夫すること。

(15) 調査協力承諾書 兼 就職状況調査（第一回）について

受託者は、『同意書』（別紙G）に基づく就職状況調査（第一回）について、雇用期間終了時（中途退職の場合は退職時）に、新規雇用失業者に『就職等調査のお願い』（別紙I-1）を交付し、『調査協力承諾書 兼 就職状況調査（第一回）』（別紙I-2）の「基金で雇用された方記載」欄を記入するよう指導すること。

その上で、新規雇用失業者全員分の『調査協力承諾書 兼 就職状況調査（第一回）』（別紙I-2）の「受託者記載」欄に記入し、『調査協力承諾書 兼 就職状況調査（第一回）』（別紙I-2）、『就職状況調査（第1回）』（別紙I-3）、『就職状況調査集計表』（別紙J）及び『就職状況報告書』（別紙K）を、事業終了後5日以内に大阪府に提出すること。

(16) 雇用期間終了後に雇用継続しない新規雇用失業者への対応について

受託者は、雇用継続しない新規雇用失業者がいる場合には、当該失業者に『大阪府就職支

援機関のご案内』（別紙C-1）及び『就職支援機関案内』のちらし（別紙C-2、C-3）を配布し、周知すること。

（17）事業終了後の対応について

受託者は、事業終了後10日以内に『雇用実績報告書』（別紙L）及び『起業支援型地域雇用創造事業の事業終了後の状況調査票1』（別紙P）を大阪府に提出すること。

また、大阪府が『緊急雇用創出基金事業（起業支援型地域雇用創造事業）実績報告』（別紙N）を作成し、大阪府ホームページで公表するため、受託者はデータの提供等に協力すること。

（18）事業経費の取扱いについて

- ① 本事業の経費をもって、他の業務の経費をまかなってはならない。

また、本事業に係る旅費（巡回・調査業務等に要する交通費）・制服代等の新規雇用失業者に係る実費分については、受託者が負担すること。

- ② 事業費は実費弁済の考え方をとっていること。（事業者が実際に支払った経費分だけの請求を認め、利益率の付加は認めない。）よって、本事業のために支出した全ての経費（既存労働者の人件費や一般管理費、雑費、諸経費等も含む。）について、給与明細、公的証明書、領収書等の各種証拠書類の提示を求める。

※人件費は実際に支給した給与額等（給与明細等で証明できる額）の積み上げで精算（精算）すること。いわゆる単価方式（例：支給実績に関わらず、主任研究員は1日60,000円で一律計上する。）は認められない。

- ③ なお、本事業では提案内容によっては収入の発生が見込まれるが、“営利目的の事業”は基金事業の対象とならない。よって、事業費は原則として委託料により賄うこととし、収入を事業費の財源として見込むことはできない。事業を円滑に実施するため、委託契約に基づく業務の範囲内で事業費の精算に含まれない経費を支出する場合や委託金額を超えて事業費を支出する場合は、あらかじめ大阪府と協議すること。

ただし、本事業において発生した収入を本事業の事業費以外に充てることはできない。この場合、収入から委託金額を上回る事業費（増額分）を差し引いた額を、大阪府からの通知に基づき返納すること。

《例》【50,000千円－20,000千円＝30,000千円】を返還する。

収 入		支 出	
委託料	100,000千円	事業費	100,000千円
事業収入	50,000千円	委託料を超えて要した事業費	20,000千円

※返納の特例

本事業で雇用した新規雇用失業者を事業終了後も継続して雇用し（下記条件参照）、かつ、事業終了後10日以内に『起業支援型地域雇用創造事業収入等報告書』（別紙O）を大阪府に提出した場合は、返還金の納付を要しない。

《条件》委託契約期間終了後、自助努力により事業継続し、事業中に雇用した人数の1/2以上を正社員又は1年以上の契約社員として継続雇用した場合。

(19) 財産取得について

財産価値が生じるような工事費など、財産取得となる経費は認めない。

また、物品等で本事業終了後、財産価値が残存する場合は売却等を行い、その金額を返還しなければならない。

※パソコン、机等は適正な価格のレンタルが望ましい。

2 大阪府の実施する事業の業務概要・目的

(1) 事業展開の趣旨・内容

若者は、事務志向や大企業志向など、就職先の希望に偏りのある者が多い。また、職業観が脆弱なため、趣味や興味から派生するような職業や企業を好む傾向にある。しかしながら、自分が希望する職業や企業であっても、マニュアル化されていない対人業務や管理業務などは、コミュニケーション能力への不安から避ける傾向にあり、マッチングに支障が生じている。実際、大阪府が実施した「大阪における雇用実態把握調査」の中で「就職条件に関して妥協したくない」こと（＝若年求職者が就職において重視する点）を聞いたところ、勤務形態に加え、「従事する職種」、「自分の性格に合っている」、「仕事のやりがい」が高ポイントとなっている。

また、厳しい雇用失業情勢を反映し、就職のために資格を取得する若者も多いが、資格を取得しても正社員の求人がほとんどなく、非正規雇用に就くしかないといった職種もあり、資格の取得が必ずしも安定雇用につながりつづけるものではないという現実がある。

一方、「大阪における雇用実態把握調査」の結果においても、企業の人材ニーズは、専門・技術、管理、営業・販売が中心であり、業態に関係なく、営業力やマネジメント力、業務改善能力が求められている。例えば専門知識・技術が求められるITコーディネーターなどの職においても、クライアントと協議、調整する能力が必須であり、正社員としての採用を考えれば、コミュニケーション能力を含めた社会人基礎力やマネジメント能力も重要である。

従来、これらの能力は採用後に企業で養成していたが、国際競争が激化する中で、コストや時間の制約から、多くの企業がこうした人材育成を行う余裕を失っている。このため、府内企業を活性化し、国際競争力を強化するには、企業の人材ニーズに即した新たな人材育成手法が必要である。

そこで本事業では、サービス産業の中でも事業計画等を策定支援する中小のコンサルタント企業等は即戦力人材を採用することが困難であるため、基礎知識を有する若年失業者等を集め、高度な基礎知識を活かし、OJTによる人材育成プログラムを通じて実践を経験させることにより、高度人材として育成する。若年失業者等は、受託者の新規分野・新規事業の進出に携わる（OJT等）ことを通じて営業力やマネジメント能力等を身につけることにより、ニーズに合った人材へ成長を遂げるとともに、事業終了後の安定雇用化をめざす。

受託した企業等は本事業で育成した新規雇用失業者を継続雇用することにより優秀な人

材を確保できる。これにより、業務の拡大を図り、新たな雇用を創造し、大阪の発展に寄与する。

【留意事項】

受託者は本事業をもって雇用創出が図れる、新分野進出、既存事業の拡大を図ることが条件となる。

したがって、提案者の既存業務に対して大阪府が事業委託を募るものではない。

(2) 事業の具体的内容

成長分野において、単純労務ではないＯＪＴによる人材育成プログラムを作成し、実行する（具体的なコース設定は（４）③のとおり）。

プログラムは、実務経験により社会人基礎力やマーケティング、経営、マネジメントなど業務に必要な知識・経験及び実践的な技術、能力を身につけさせるものとし、プログラムを実施することにより、新規雇用失業者を地域の産業ニーズに合った人材へと育成すること。

なお、必要最小限のＯＦＦ－ＪＴは認めるが、研修期間に占めるＯＦＦ－ＪＴ期間の割合は2割程度を上限とする。

(3) 履行場所

大阪府が指定する場所

(4) 委託業務の内容

① ＯＦＦ－ＪＴ（※雇用管理を含めたＯＦＦ－ＪＴ業務を再委託することは原則不可）

概ね下記の内容を実施することは可とする。

- ・ 社会人基礎力の養成（ビジネスマナー、チームワーク、想像力、連携構築力など）
- ・ 業務に必要な知識（マーケティング、経営、マネジメント、その他ＯＪＴ業務に必要な専門的知識など）

※ 専門講師を招聘したり、上記のセミナー等を受講させる費用は認められるが、講師謝金、セミナーの価格の妥当性や効率性を確保すること。

（例：教育会社等で受講料 8,000 円のセミナーがあり、謝金 30,000 円を支払って自社に講師を招いて当該研修を受講する場合、受講生（新規雇用失業者）が 3 人なら旅費や業務の効率等を勘案し、講師を招いた方が効果的であるが、受講生が 1 人ならセミナーに参加させた方が良い。）

【留意事項】

- a 新規雇用失業者がＯＪＴに活かせる内容とすること。
- b 実施期間は訓練期間全体の概ね2割以下とする。
- c ＯＦＦ－ＪＴ期間中の賃金は、原則として受託者のパート・アルバイトの賃金を上回らないこと（通勤交通費は原則全額支給）。
- d 必要なＯＦＦ－ＪＴが法令等の定めにより特定の訓練機関のみで実施されている場合など、受託者において実施することが不可能な場合は、訓練機関への再委託又は訓練機関との共同企業体によりＯＦＦ－ＪＴを実施すること。なお、再委託によりＯＦ

F-JTを実施する場合は、『人材育成研修計画』（別紙E）により委託先機関について大阪府の承認を得ること。

② OJT

新規雇用失業者に以下のとおりOJTにより実務経験を積ませていく。

- ※ 自社の業務を新規雇用失業者のOJTとして実施し、自社で実務経験を積ませていく「直接雇用型」とする。
- ※ 新規雇用失業者をOJT先へ派遣することは認めない。社外で業務を行わせる場合にあっては労働者派遣法に違反することのないよう十分注意すること。

【留意事項】

- a 実施期間は訓練期間全体の概ね8割以上とする。
 - b OJT期間中の賃金は、原則としてOJT実施企業の大卒初任給を上回らないこと（通勤交通費は原則全額支給）。なお、事業実施の必要上、リーダーや専門性の高い人材を雇用する必要がある場合は、この規定に関わらず適切な賃金水準を設定することを妨げないが、あらかじめ大阪府と協議すること。
 - c 本事業の受託に伴い、受託者の取引先等の経営（既存労働者の雇用等）に影響を及ぼしてはならない。
 - d 企画提案時に、OJT対象としていなかった業務について、受託者から要望があった場合、新規雇用失業者のスキルとのマッチングが可能であり、人材育成効果が見込まれる場合は、OFF-JT及びOJTの内容の追加・変更を認めることがある。ただし、事前に大阪府と協議することとし、追加・変更に伴う契約金額の増額は認めない。
- ③ 本事業は下記のコースとし、採択事業者数は記載のとおりとする。ただし、採択予定者数の範囲内であっても（10）に定める委託費の上限額を超える場合は、委託費の上限額の範囲内で選定する。（詳細は、企画提案公募要項7（1）参照）
- なお、他の特集に応募する場合は、事業実施体制の組織表等において、全て採択されても実施可能であることがわかるように記載すること。

【コースの内容、推奨事例及び参画事業者の例】

クラウド・ファンディング活用サポートコース		＜採択予定者数：2事業者以内＞
内容	○クラウド・ファンディング（※1）は、起業・ベンチャーの創出や中小企業等の新事業展開に必要な資金の調達手段として注目されており、今年6月に策定された国の成長戦略（「日本再興戦略」）においても、技術やアイデアを事業化する段階でのリスクマネーの供給を強化するための手段の一つとして提起されている。 ○一方で、プロジェクト（※2）がクラウド・ファンディングサイトに掲載され、そのプロジェクトが成功（共感を得て、資金を調達）するには、人々に共感を得られる企画内容を考えることはもちろん、事業計画（資金計画を含む）の作成が必要である。 ○しかし、ベンチャー起業やクリエイティブ企業をはじめとする中小企業等では、人材やクラウド・ファンディングに関する認知度の不足等により、単独では事業計画の作成や企画の立案が出来ないことも多い。 ○そこで、本事業では、委託事業者がセミナーの開催や各種団体（市町村、商工会議所、金融機関等）などとのネットワーク構築を通じ、クラウド・ファンディングでの資金調達に関心がある中小企業等を開拓。 ○開拓した中小企業等の事業計画作成等のサポート支援の実施を通じて、クラウド・ファンディング事業者へ提供し、これら事業者の運営ウェブサイトでの掲載に繋げる。 ○併せて、掲載されたプロジェクトを紹介・PR するためのイベントの開催やプロジェクトへの支援者作りのための取組みを実施する。 ※1 クラウド・ファンディング 「クラウド・ファンディング」とは一般に新規・成長企業と投資家をインターネットサイト上で結びつけ、多数の投資家から少額ずつ資金を集める仕組みとされている。 ※2 プロジェクト 本事業での「プロジェクト」とは、クラウド・ファンディングを活用して資金調達をするための中小企業等の事業とする。	
提案事項	《OJT》 1. プロジェクトがクラウド・ファンディングサイトに掲載されるための企画立案・事業計画策定サポート 2. 普及啓発セミナーの開催やネットワーク構築を通じた府内中小企業等の開拓 3. プロジェクトを紹介・PR するためのイベントの開催やプロジェクトへの支援者作りのための取組み 《OFF-JT》 1 社会人基礎力の養成（ビジネスマナー、文章作成能力、ロジカルシンキングなど） 2 業務に必要な知識（経営戦略、マーケティング、アカウンティングその他OJT業務に必要な専門的知識など）	

留意事項	○事業の実施に当たっては、クラウド・ファンディング事業者と連携して業務を行なうこと。 ○OJTは各項目を漏れなく実施し、効果的な事業運営に努めること。 ○サポートするプロジェクトは原則として、府内の中小企業等が実施主体であり、その内容が府内の産業振興や地域活性化等に寄与するものとする。
目標	○計画策定支援したプロジェクトのクラウド・ファンディングサイトへの掲載件数 20 件以上またはクラウド・ファンディングサイトでの調達目標金額 1 億円以上 ○普及啓発イベントの開催件数：3 回以上、参加企業数：100 社以上 ○プロジェクト紹介イベントの開催件数：3 回以上（1 回は府内）、参加者 150 名以上

④ その他

- a 提案内容については、大阪府と協議を行いながら真摯に履行すること。
- b 事業実施にあたっては、大阪府と必要な連携を図ることとし、別途、大阪府が指示する会議等に出席すること。
- c 上記のほか、行政機関や各支援機関（商工会、商工会議所等）が実施する創業セミナー等において本事業のPRを実施すること。（実施機関の要請に応じて10回程度。）

（５）各機関との連携

事業実施にあたっては、大阪府の発注担当以外の部署や他の公的機関、団体、民間事業者とも十分連携し、効果的な事業実施に努めること。また、この事業への若者の参加（雇用）を促進するため、大学や企業独自のネットワークにより事業周知を行うこと。

なお、大阪府は商工労働部各課が有する公開可能な情報を提供するなど、事業実施に協力する。

【留意事項】

具体的な連携先がある場合は、連携先や連携方法について提案書に盛り込むこと。

（６）報告等について

- ① 事業の実施状況のほか、就職状況等について把握し、適宜大阪府に報告すること。
- ② 大阪府は、必要に応じて、事業内容等について臨時に報告を求めることがあるので、協力すること。

なお、調査結果については、受託者名等を公表する場合がある。

（７）安定的継続雇用について

- ① 事業終了後の安定的継続雇用率（１年以上の契約社員又は正社員）の目標値を、５０％以上で設定すること。

【提案事項】（必須）

安定的継続雇用率５０％以上での提案を求める。

- ② 事業期間内に正社員として継続雇用された場合は、本事業に従事することができるこ

ととする。(経費負担については別途大阪府と協議する。)

(8) 就職支援等について

雇用していた失業者のうち継続雇用とされない者に対し、雇用期間終了後の再就職のため、法令に抵触しない範囲で下記の就職の支援・あっせんを行うこと。

- ① 就職活動を行う場合の時間的配慮をすること。
- ② 就職情報等を提供すること。
- ③ 雇用期間終了までに、就職の未内定者については、ハローワーク、OSAKAしごとフィールド等の就職支援機関に求職登録させ、確認すること。
- ④ 職業紹介や派遣許可を受けている受託者については、就職あっせんや紹介予定派遣などの方法で、求職者の就職支援を行うこと。

【提案事項】(必須)

事業終了後の就職支援について具体的支援策の提案を求める。

(9) 業務に携わる者の資格及び人数

クラウド・ファンディング活用サポートコース

①新規求職者を育成、指導し、円滑な業務の推進及び全体の進捗管理を行う者

【留意事項】

- ・新規雇用失業者を a～c とすることはできない。
- ・a～c の者は兼ねることができない。

職種等	人数	必要な資格・経験等
a 統括員	正社員(役員を含む) 1人以上	事業計画の策定支援や企画立案などの業務について実務経験を有すること。
b 副統括員	正社員(役員を含む) 3人以上	事業計画の策定支援や企画立案などの業務について実務経験を有すること。
c 事務スタッフ	正社員(役員を含む) 1人	

②新規求職者より雇用し業務を行う者

雇用人数 (新規雇用失業者数)	雇用期間	必要な資格・経験等
上限：6人	12ヶ月	公認会計士、税理士、中小企業診断士など経営・会計分野の資格保有者や事業計画策定支援など本業務に必要な知識又は経験を有すると認められる者。

※上記の資格、経歴等を証明する書類を提出すること。(企画提案公募要項 4(2) 添

付書類ケの必須提出書類)

※新規雇用失業者を日常的に指導できる体制をとること。

【提案事項】(必須)

- ・新規求職者の雇用人数

(10) 委託費の上限

委託費の総額は、88,656 千円（消費税及び地方消費税を除く。）を上限とする。

また、コースにおける新規雇用失業者 1 人 1 ヶ月あたりの委託費の上限額及び各年度の予定額は以下のとおりとする。

【総額及び各年度の事業予定額】

コース名	新規雇用失業者 1 人 1 ヶ月 あたり上限額 (消費税及び地 方消費税除く)	総額		
			25 年度 事業予定額	26 年度 事業予定額
クラウド・ファンディング 活用サポートコース (※下段は 1 社あたり金額 例：6 人雇用の場合)	6 1 5 千円	88,656 千円	6,913 千円	81,743 千円
		44,328 千円	3,457 千円	40,871 千円

※新規雇用失業者 1 人 1 ヶ月あたりの上限額とは、提案金額（総額）を雇用する新規雇用失業者の人数及び雇用月数で除した金額である。

※事業実施額とは、各年度内に履行があったものを対象とする。

例) 平成 26 年 3 月分の給与に掛かる社会保険料は、社会保険事務所等に対し、4 月に支払いを行ったとしても 25 年度事業実施額に含む。

※雇用人数については、適正な雇用管理、効果的な訓練を行うため、原則として受託者の既存労働者数を上限とする。ただし、本事業の経費によらず、適正な雇用管理、効果的な訓練を行う体制を整備する場合は、この限りでない。

※優秀提案者の提案額の総額が委託上限額に満たない場合は、各優秀提案者と大阪府との協議により、仕様書の条件の範囲内で提案人数等の変更を行うことがある。

【提案事項】(必須)

- ・新規雇用失業者 1 人 1 ヶ月あたりの金額(様式 3)

(11) その他

- ① 個人情報を取り扱うときは、「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。なお、個人情報保護の観点から受託者は、『誓約書』(別紙 M)を提出すること。
- ② 本事業の実施で得られた成果(著作物等)、情報(個人情報を含む。)等については大阪府に帰属する。

- ③ 事業の再委託は原則禁止するが、必要がある場合は大阪府と協議すること。
- ④ 見積り、求人等の詳細については、大阪府と本事業の委託契約を締結する際に協議すること。
- ⑤ その他、事業の実施に際しては大阪府の指示に従うこと。

3 精算について

- (1) 受託者は、1（18）に留意し、本事業に係る経理と他の経理を明確に区分すること。
また、事業終了後、大阪府に対して収入額及び支出額を記載した収支精算書を提出し、大阪府の確認を受けること。なお、精算の結果、受託者へ交付した委託料に残額が生じた時は、大阪府からの通知に基づき返納すること。
- (2) 大阪府は、新規雇用失業者の人件費及びその他の人件費についても、給与明細、賃金台帳、業務日誌、出勤簿、公的証明書、領収書等の各種証拠書類との確認を行い、見積りよりも、退職・欠勤等のためそれぞれの人件費の実績が下回った場合などは、減額・返還を求めることができる。